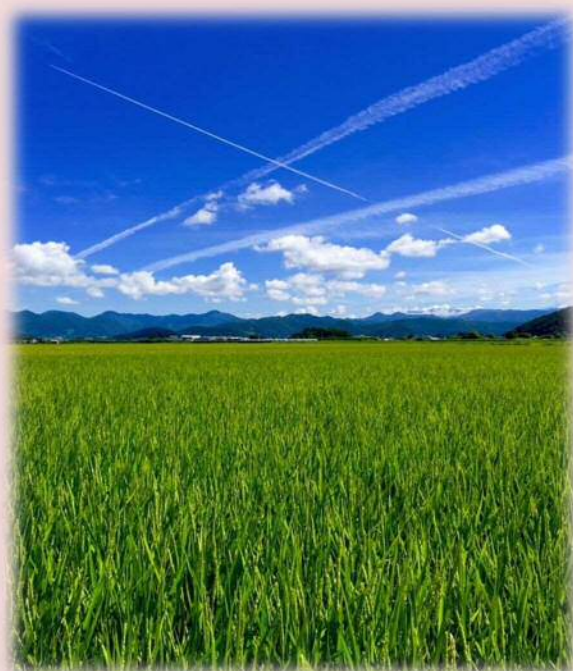


高畠町地域福祉計画

高畠町地域福祉活動計画

第4次計画 2019年度～2023年度



平成31（2019）年3月



高畠町・社会福祉法人高畠町社会福祉協議会



はじめに

今、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の急速な進行、高齢者世帯や単身高齢者の増加、加えて価値観やライフスタイルの変化や多様化により核家族化の進行や地域とのつながりが希薄になり、孤立、ひきこもり、虐待、孤独死など課題が多様化、複雑化しています。



近年は地震、水害、台風など大規模な災害が多発し、住民同士による互助、共助の力、ボランティアの受入体制など公助の力も求められる時代になってきました。だれもが居場所や役割があり、「支える側」「支えられる側」に分かれることなく、互いに支え合い人にやさしい共生社会の実現が求められています。

このような中、「すべての町民が互いに思いやり『共に生きる』しあわせなまちづくり」を基本理念に、町民のみなさまと共に地域福祉の推進に取り組んでまいります。

第4次計画では、これまでの計画の方向性を継承しつつ、新たな課題に対応できるよう、「町民の取り組み」と「地域の取り組み」「社会福祉協議会の取り組み」「行政の取り組み」を明記し、それぞれが役割分担をしながら手を携えて、高畠町の地域福祉の指針として、町民のみなさま、地域の関係機関や団体、NPO、事業者、社会福祉協議会、行政が一体となり、「協働」しながら互いに助け合い、支えあうことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画策定に当たりましてご尽力いただきました推進委員のみなさま、町民アンケート調査にご協力いただきましたみなさま並びにワーキング会議にご参加いただきました関係機関、関係者のみなさま、そして策定の委員長をお引き受けいただいた立教大学コミュニティ福祉学部の西田恵子教授に心から感謝申し上げます。

平成31（2019）年3月

高畠町長 寒河江 信

あいさつ

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少など社会を取り巻く環境が変化する中で、地域や職場、家庭における相互扶助機能が低下し、人々が抱える生活福祉課題は複雑多様化しています。



国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、子どもや高齢者、障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが主体的に地域課題を「我が事」として捉え、解決を図るための取り組みを進めると共に、個別の課題を「丸ごと」受け止め解決できる体制づくりが求められています。

この度策定した第4次高畠町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、「すべての町民が互いに思いやり『共に生きる』しあわせなまちづくり」を基本理念に、町民のみなさまが明るい希望を持って暮らしていくための道筋となるよう計画いたしました。策定にあたっては、町民アンケートを始め、多くの皆さまから課題や問題点をお聞きし、その解決のためのご意見などをいただきながら、町関係課と協働して策定してまいりました。地域を支える「人」づくり、課題の解決のための「つながり」づくり、そして多様な課題を丸ごと受け止められる「しくみ」づくりの一体的な取り組みを重点プロジェクトに掲げ、計画を推し進めてまいりますので、町民の皆様の地域福祉活動への参加をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、適切なご助言と多大なるご協力を賜りました立教大学コミュニティ福祉学部西田恵子教授に心から感謝申し上げますと共に、計画策定に参加、ご協力いただきました多くの町民のみなさまに厚く御礼申し上げます。

平成31（2019）年3月 社会福祉法人高畠町社会福祉協議会

会 長 星 憲 三

あいさつ

この度、高畠町の大切な地域福祉計画・地域福祉活動計画に関わらせていただきました。「地域福祉は過程（プロセス）にある」というのが大切な考え方だと私は思っているのですが、第4次計画はまさに高畠町の地域福祉を垣間見るものになったと思います。



人口減少社会、少子高齢化社会の波は高畠町にも見事に届いています。ややもするとどのように現状を維持できるのか、頻出する問題に対応できなかつたらどうなっていくのか。不安社会が広がっていくわけですが、年を重ねても、障害をもって、健康を損なっても、子どもを生んでも、一人になっても、安心して生活できる福祉のまちづくりが望まれます。それは待っていても現れるものではありません。一人ひとりがそれぞれの場所で、何気ない気づきや思い、行動を積み重ね、他者とつながっていくことで芽吹き、少しずつ叶っていくものだと思います。

計画を策定する委員会に臨席された委員の皆さまは、地域福祉の基盤となる思いや行動を大切になさっている方々でした。委員会で事務局が用意した資料を前に活発に交わされる情報、意見、提案はいつも建設的で、高畠町の福祉をより豊かにするという目的に尽力される姿には毎回感銘を受けました。策定ワーキング会議が工夫して行ったワークショップも非常に熱のこもったものでした。様々な立場から参加なさっている方々一人ひとりが、ご自身の生活経験をもとに一所懸命に現状を伝え、問題解決の道を探るとともに、それを他の参加者と共有することに努めておられました。このような時間を経てできあがったのが「第4次 高畠町地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

計画期間は5年です。東京オリンピックはすでに3年前に終わっているという2023年、さて、高畠町の地域福祉はどのように進んでいるのでしょうか。第5次計画への展開が楽しみです。

高畠町は魅力あふれる地域です。町民の皆様にとってかけがえのない高畠の地で重要な計画に関わらせていただいたことに心から感謝を申し上げます。

平成31（2019）年3月 高畠町福祉のまちづくり推進委員会 委員長
立教大学 コミュニティ福祉学部 西田 恵子

目 次

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨	4
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
3. 社会福祉法上での位置付け	5
4. 計画の性格	6
5. 計画の期間	7
6. 地域福祉を進めるうえでの地域の範囲	8

第2章 計画策定の背景

1. 高島町の福祉を取り巻く状況	10
(1) 人口と世帯の現況	10
(2) 少子高齢化	11
(3) 高島町の人口推計	13
(4) 世帯の変化	14
(5) 生活保護世帯の推移	14
(6) 要介護者の状況	15
(7) 障がい者の状況	15
(8) 虐待の状況	16
(9) その他の状況	17
2. 町民アンケート調査結果概要	22

第3章 計画の策定方法

1. 計画策定の進め方	44
2. 計画の策定体制	44
3. 町民の意見課題を集約するための方策	44
4. 策定フローチャート	45

第4章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念	48
2. 計画の体系図	49

第5章 地域福祉推進の方策

1.	<u>基本計画 1</u>	人と人がふれあう福祉コミュニティづくりの推進.....	5 2
2.	<u>基本計画 2</u>	地域支え合いの充実.....	6 0
3.	<u>基本計画 3</u>	いつまでも健やかで心豊かに生活できる環境づくり...	6 7
4.	<u>基本計画 4</u>	未来を築く子どもが健やかに育つための環境づくり...	7 1
5.	<u>基本計画 5</u>	必要な支援を包括的につなぎ、つなげる体制の充実...	7 8
6.	<u>基本計画 6</u>	地域で誰もが安心して暮らせる快適な環境づくり.....	8 4
7.	<u>基本計画 7</u>	一人ひとり誰もが尊重され大切にされる環境づくり...	9 3
8.	基本計画における指標		9 7

第6章 重点プロジェクトと計画の推進

1.	主要課題	1 0 4
2.	重点プロジェクト	1 0 5
3.	計画の推進	1 0 6

資料編

1.	策定経過	1 1 0
2.	高島町福祉のまちづくり推進委員会設置規則	1 1 2
3.	高島町福祉のまちづくり推進委員会委員他関係者名簿	1 1 3
4.	用語の解説	1 1 7

■第 1 章■ 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本町では、平成 17（2005）年 3 月に第 1 次、平成 21（2009）年 3 月には第 2 次高畠町地域福祉計画を、小委員会を持つ地域福祉計画策定委員会を立ち上げ、「次世代育成支援行動計画」や「障害者プラン」などの関連する計画を有機的に連携させながら策定してきました。

第 3 次高畠町地域福祉計画は、平成 26（2014）年 3 月に、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を共通の理念のもと地域の実情に実効性のある内容で一体的に策定し、町民及び事業者、社会福祉協議会、行政などとの連携・協働をより強固にした計画となりました。

第 1 次、第 2 次計画では、高齢者、児童、障がい者と対象別に小委員会をつくり、策定や見直しを行ってまいりましたが、第 3 次計画は対象者別に別れた考え方ではなく、これらを総合的、横断的に推進するため「ひとづくり」「地域づくり」「サービスのしくみづくり」の視点から 3 部会に分かれ策定を行いました

近年福祉の課題も多様化・複雑化、地域の福祉力の脆弱化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。生活困窮者支援、障がい者の働き方、子育て支援、子どもの貧困対策、地域の課題を包括的に解決するための支援体制の整備など、新たな課題の解決が求められています。

さらに、近年は地震・豪雨・土砂災害・台風などの大規模な災害が発生し、どの地域でも起こりうるものとして、地域の防災力を高めることが求められています。

平成 30（2018）年 4 月に社会福祉法[※]が改正され、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられ、関連する計画との調和を図り、福祉、保健、医療及び生活関連分野との連携を確保し包括的な支援を推進することが盛り込まれるなど、地域福祉の重要性が改めて示されました。

今回の計画では、各福祉計画の上位計画として位置づけ、自助・互助・共助・公助を明記し、それぞれが役割分担しながら手を携えて地域福祉の推進に取り組んでいきます。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、町が主体となって地域福祉を進めるための理念やしくみをつくる計画です。

地域福祉活動計画は、住民参加のもとに、社会福祉協議会が呼びかけて、住民や地域コミュニティによる主体的な活動、行動のあり方を定める計画です。

両計画は地域福祉の推進を目指すものであり、町民の参加を得ながら地域の生活課題や社会資源[※]の状況、地域福祉推進の理念、地域住民の参加による福祉活動やそれに対する支援策などを位置づける必要があります。

本計画においては、地域福祉の推進を全町的に進めていくために、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に作成します。

3 社会福祉法上での位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法により、地域福祉推進のため市町村は、地域福祉計画を策定するよう努めるものとしてされています（努力義務）。

また、第4条では、地域住民や関係団体等の地域福祉の推進に関する努力義務についても規定されています。

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として運営されており、事業の企画・実施、福祉活動への住民参加のための支援、普及・宣伝などの役割が求められています。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

- 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止を言う。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について調査、分析、及び評価を行うように努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- （1）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- （2）地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- （3）生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者、その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上に市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び参加
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 計画の性格

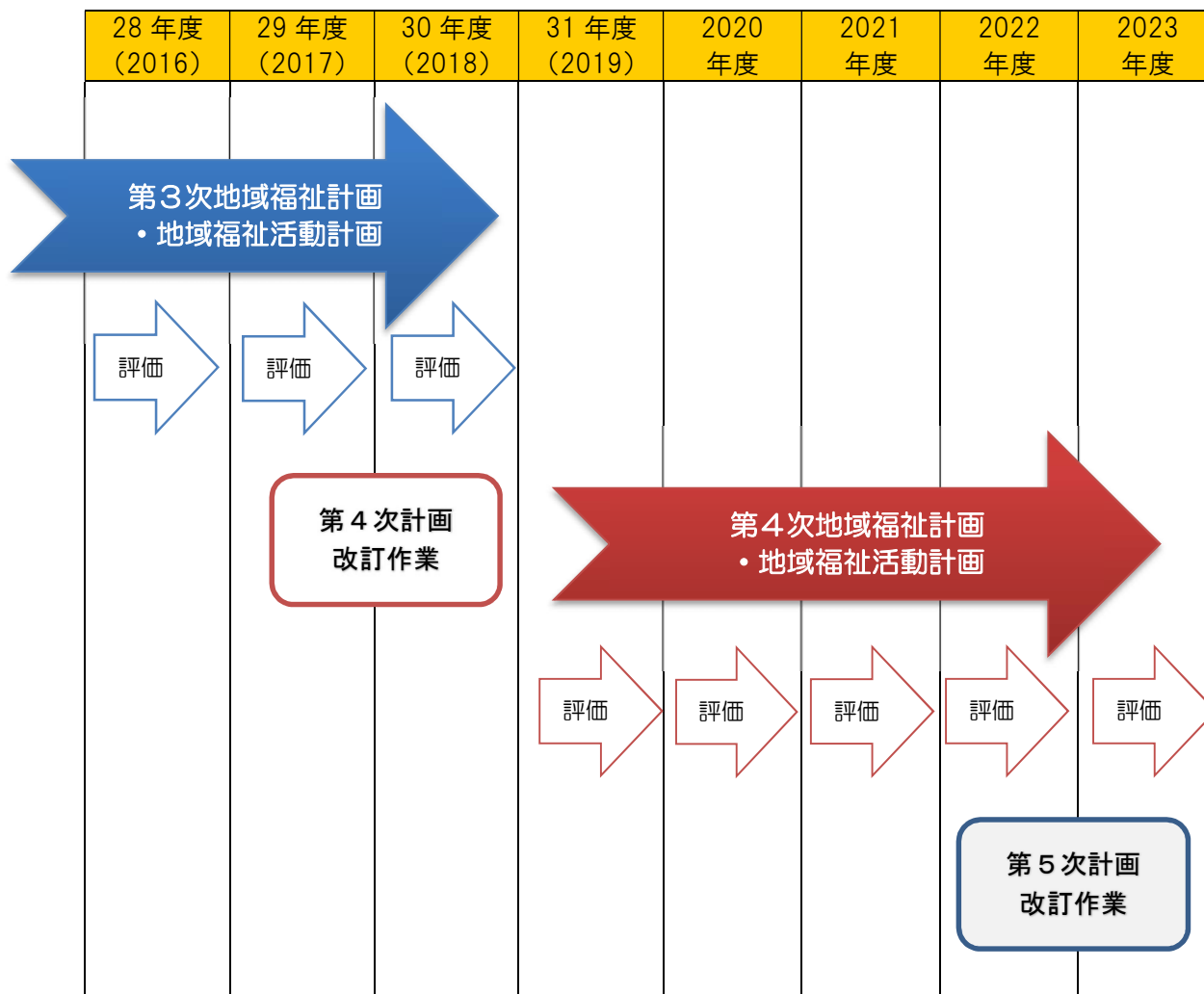
地域福祉計画は「第 6 次高畠町総合計画」を福祉分野から推進するための計画です。

また、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として策定するとともに、「高畠町老人福祉計画・高畠町介護保険事業計画（第 7 期）」、「高畠町障がい者プラン（第 3 期）」、「高畠町障がい福祉計画（第 5 期）」、「高畠町健康増進計画（げんき高畠 21）」、「高畠町子ども・子育て支援事業計画（高畠町次世代育成支援計画・高畠町放課後子ども総合プラン行動計画）」、「高畠町母子保健計画」、「高畠町自殺対策計画」、などの関連する計画と高畠町防災計画との整合性を図りながら策定します。

5 計画の期間

平成 31（2019）年度から 2023 年度の 5 ヶ年とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化、制度改正など必要に応じて見直し、「高島町総合計画」との整合を図ります。



6 地域福祉を進めるうえでの地域の範囲

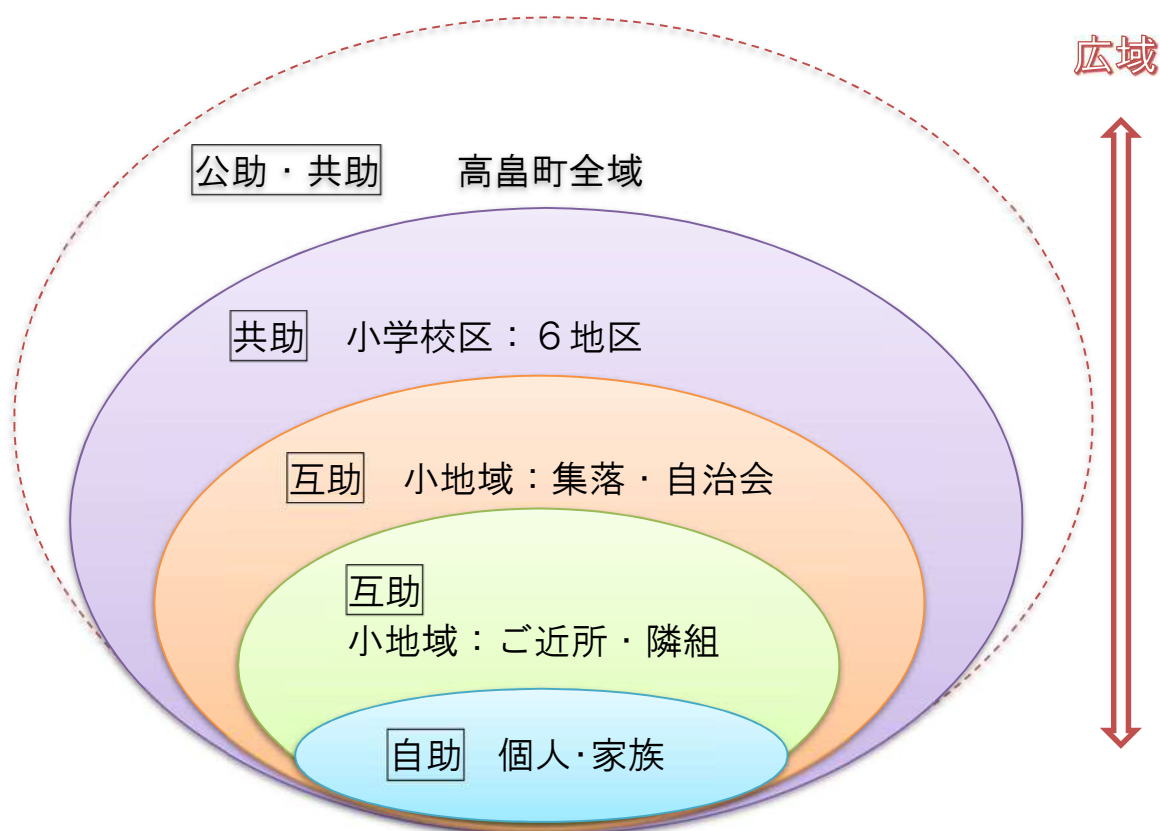
【重層的な地域範囲】

町には、6 地区、高齢者福祉における「日常生活圏域」※など、様々な地域の範囲があり、地域の範囲によってできることは異なります。例えば高齢者や子どもの見守りや声かけを行おうとするときは隣近所といったより身近な範囲での活動が効果的となります。

一方で複雑な事例など専門的・組織的な対応が必要な場合は、地区ごとや町全域といった比較的大きな規模での取り組みが必要です。

このように、地域を重層的にとらえ、最も効果を発揮する範囲で取り組みを行っていくことが重要です。

【地域範囲イメージ】



自助・互助・共助・公助の役割分担

- 自助 ⇒ 自分でできること
- 互助 ⇒ 住民同士の助け合いでできること
- 共助 ⇒ 制度化された支え合いの仕組みでできること
- 公助 ⇒ 公的な制度

■第 2 章■ 計画策定の背景

1 高畠町の福祉を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の現況

国勢調査によると、高畠町の人口は平成 2（1990）年をピークに減少傾向で推移しています。平成 17（2005）年以降は、5 年ごとに 1,000 人以上の人口が減少しています。平成 27（2015）年 1 月 1 日現在の町の人口は 23,882 人で、10 年前の平成 17（2005）年と比較すると 2,144 人減少しています。一方、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進んでいます。

図 1. 総人口と世帯数の推移（国勢調査）

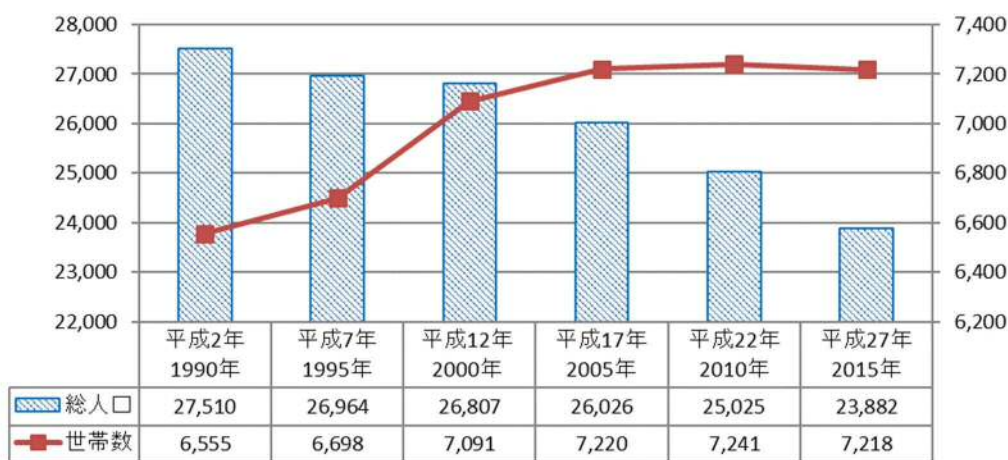
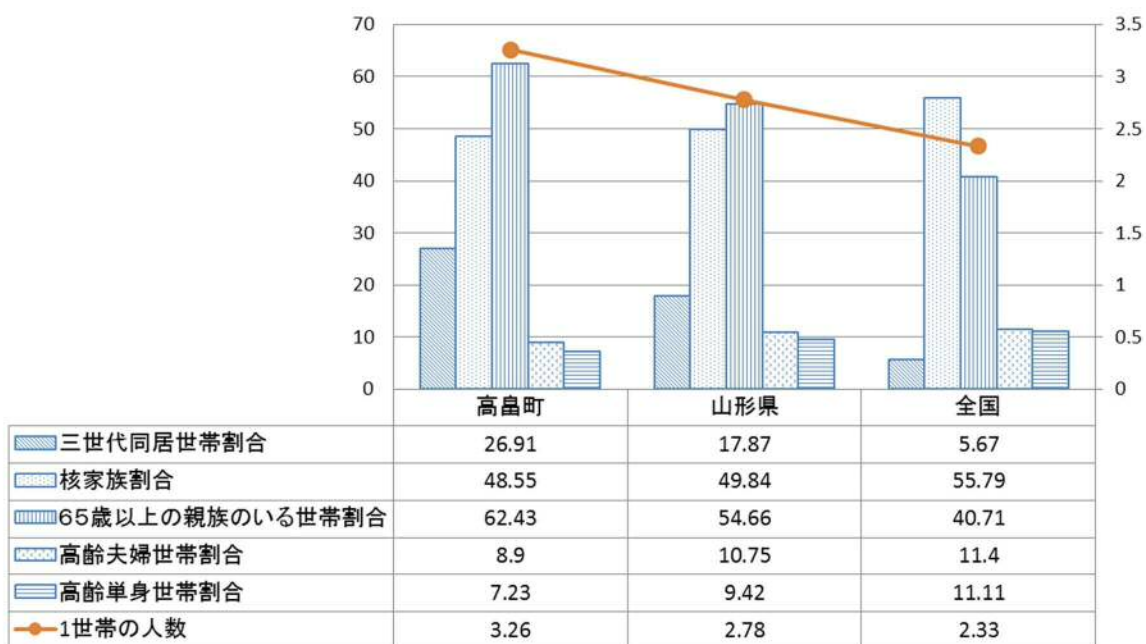


図 2. 世帯関係の主要指標比較（平成 27（2015）年国勢調査）



(2) 少子高齢化

本町の老年人口は年々増加し、平成 27（2015）年には 7,187 人となり、年少人口 3,101 人の倍以上の人数となっています。最近では、老年人口の中でも前期高齢者（65 歳～74 歳）の人口より後期高齢者（75 歳以上）の人口の比率が高い傾向にあります。これは、介護の必要度がより高くなると考えられる 75 歳以上の方が多くなっているということです。

高島町全体では超高齢化が進んでおりますが、中でも二井宿地区と亀岡地区は高齢化率の増加が大きくなっております。特に二井宿地区は 40%に迫る値になっています。

本町の出生数は、平成 24（2012）年と平成 28（2016）年を比較すると 58 人減少しており、年度ごとに変動はありますが減少傾向にあります。合計特殊出生率※においては、ほとんどの年で全国及び県に比べ高い水準となっています。

図 3. 年齢層別人口の推移（国勢調査）

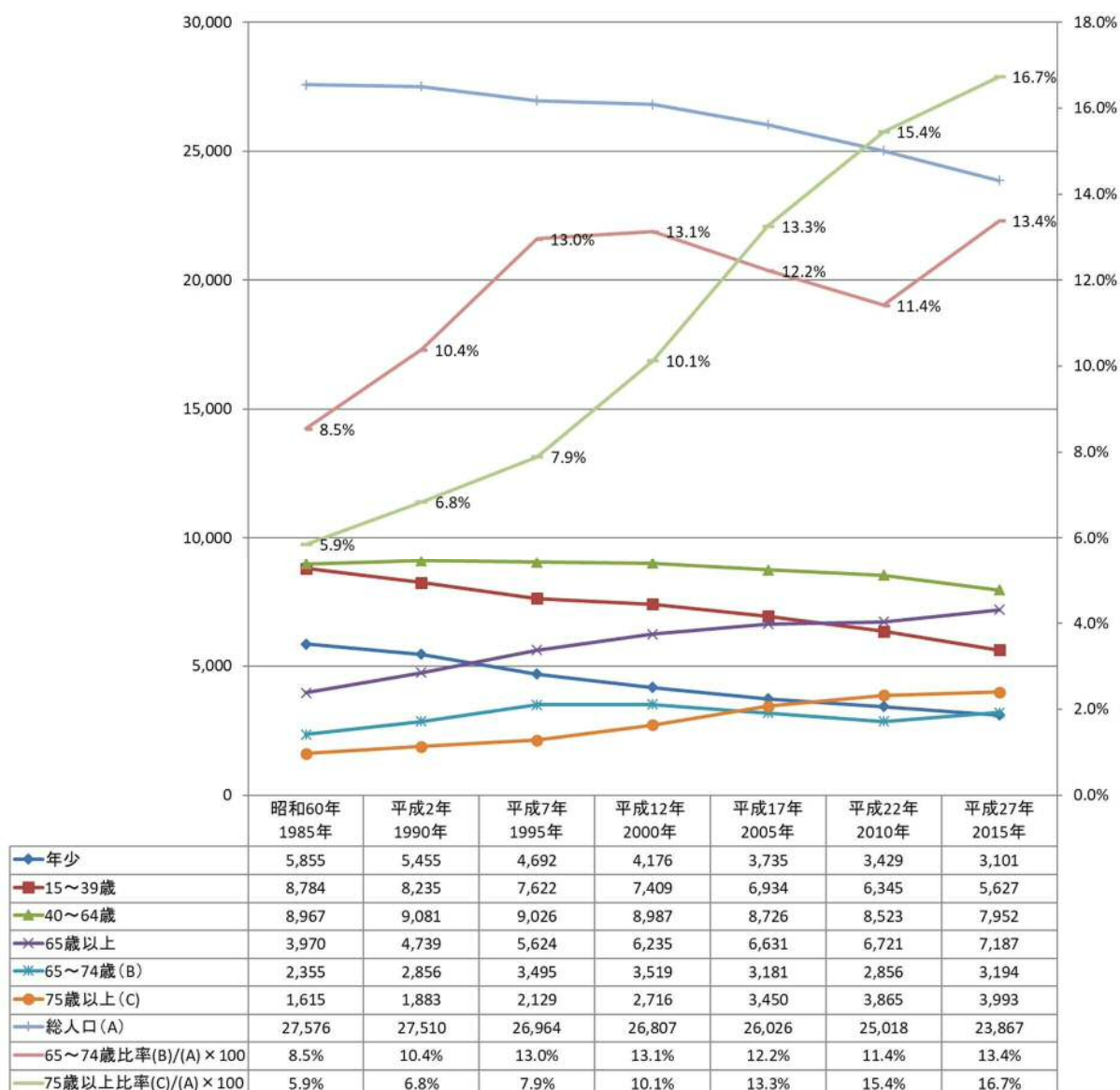


図4. 年齢区分別人口の推移（国勢調査）

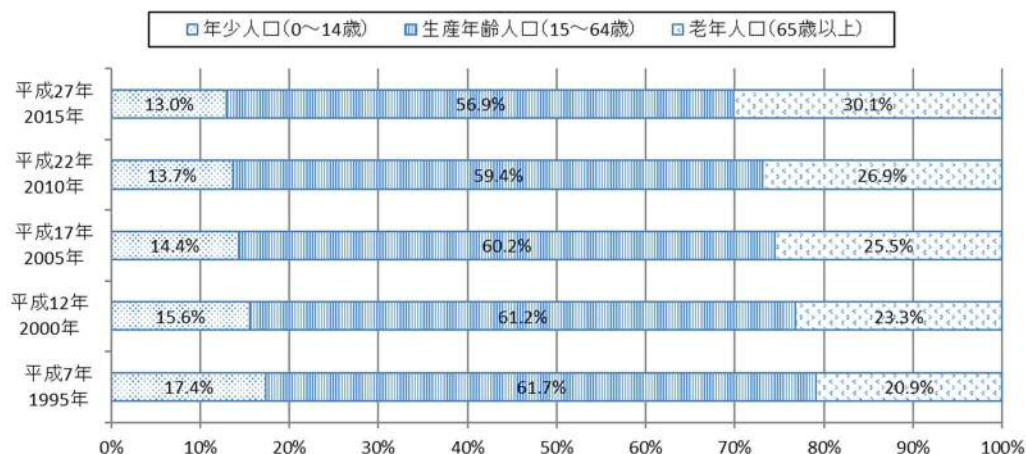


図5. 各地区高齢化率の推移（住民基本台帳（各年度4月1日現在））

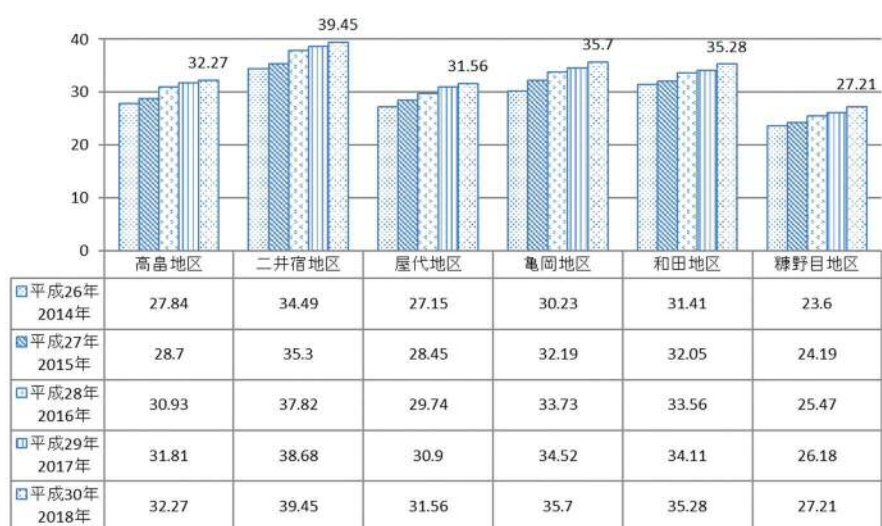
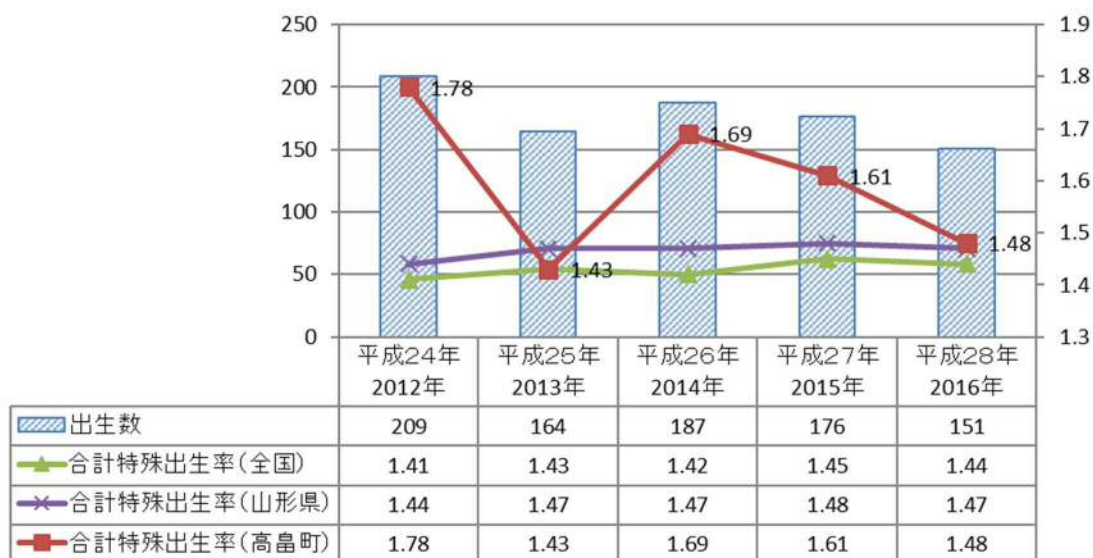


図6. 高畠町の出生数と合計特殊出生率の推移（人口動態統計）



(3) 高畠町の人口推計

平成 27 (2015) 年国勢調査を基準人口として、国立社会保障・人口問題研究所が推計した本町の将来人口は、2045 年には、15,115 人となり、平成 27 (2015) 年と比較して約 9,000 人の減少、高齢化率は 44.8%と推計されています。年齢 3 区分別の将来推計では、年少人口の減少が進み、生産年齢人口が老年人口とほぼ同数の人数になることから、超高齢化社会になることが予測されています

図 7. 高畠町の推計総人口（国立社会保障・人口問題研究所）

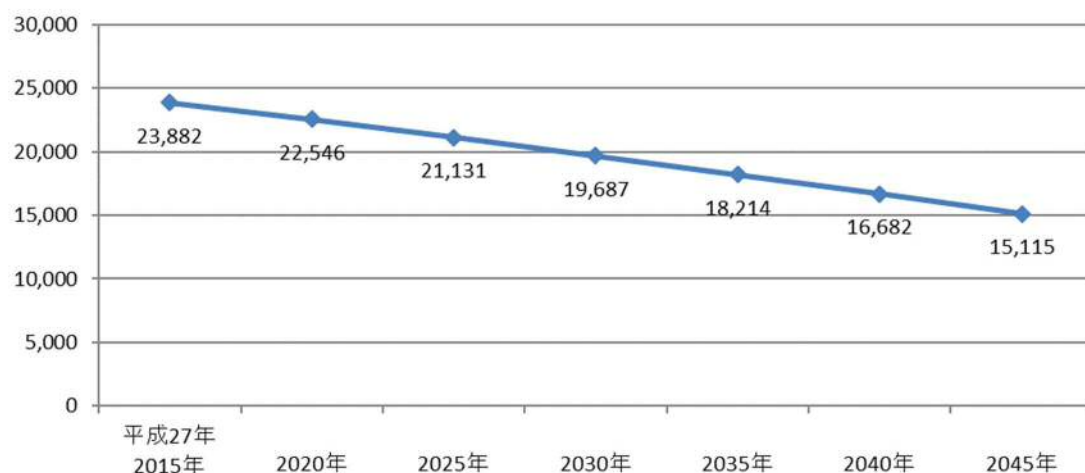
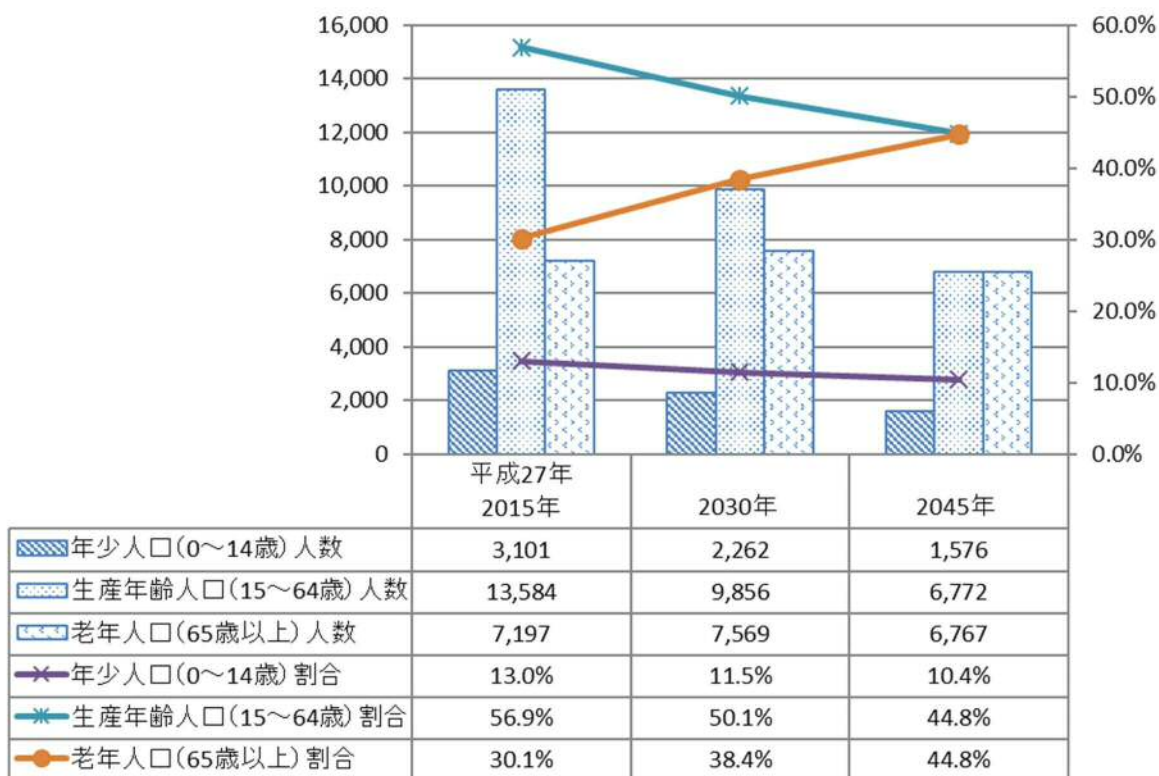


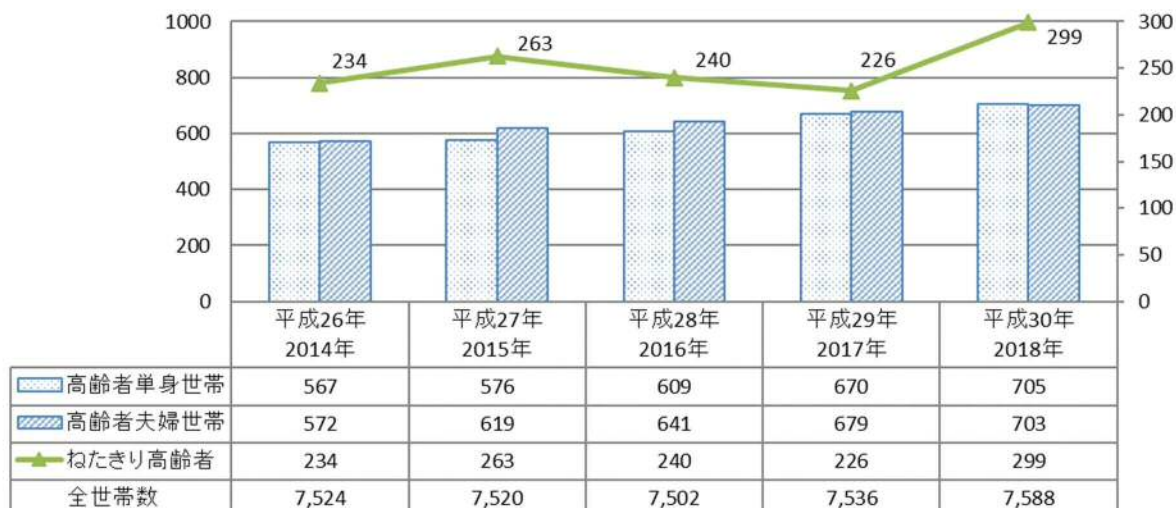
図 8. 年齢 3 区分別の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）



(4) 世帯の変化

単身高齢者世帯※と高齢者夫婦世帯※は年々増加し、平成 30（2018）年 4 月 1 日現在では、全世帯数の約 19%を占める状態にあります。平成 30（2018）年には単身高齢者世帯が高齢者夫婦世帯の数より多くなっています。また、寝たきり高齢者数は平成 27（2015）年から平成 29（2017）年までは緩やかな減少傾向でしたが平成 30（2018）年に急増しています。

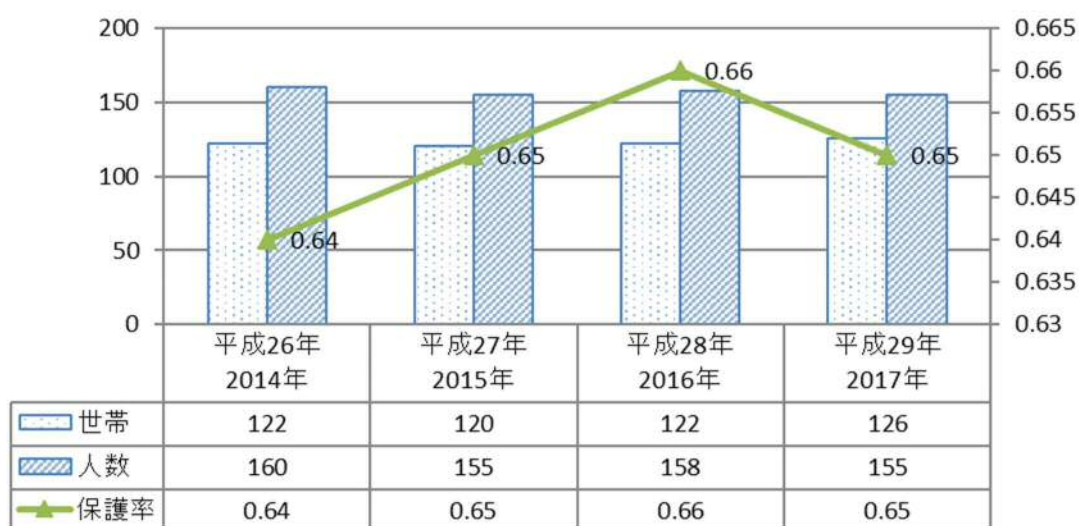
図 9．高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯等の推移（住民基本台帳）



(5) 生活保護世帯の推移

生活保護の人数と保護率は横ばいであるのに対し、世帯数は微増の傾向にあります。

図 10．生活保護世帯・人員の推移



資料：置賜総合支庁地域保健福祉課

（６）要介護者の状況

平成 12（2000）年度から始まった介護保険制度ですが、高齢化とともに認定者数、介護サービス利用者数も年々増加しています。制度開始当時は 560 名の利用者でしたが、平成 29（2017）年は約 2.7 倍に増加しています。

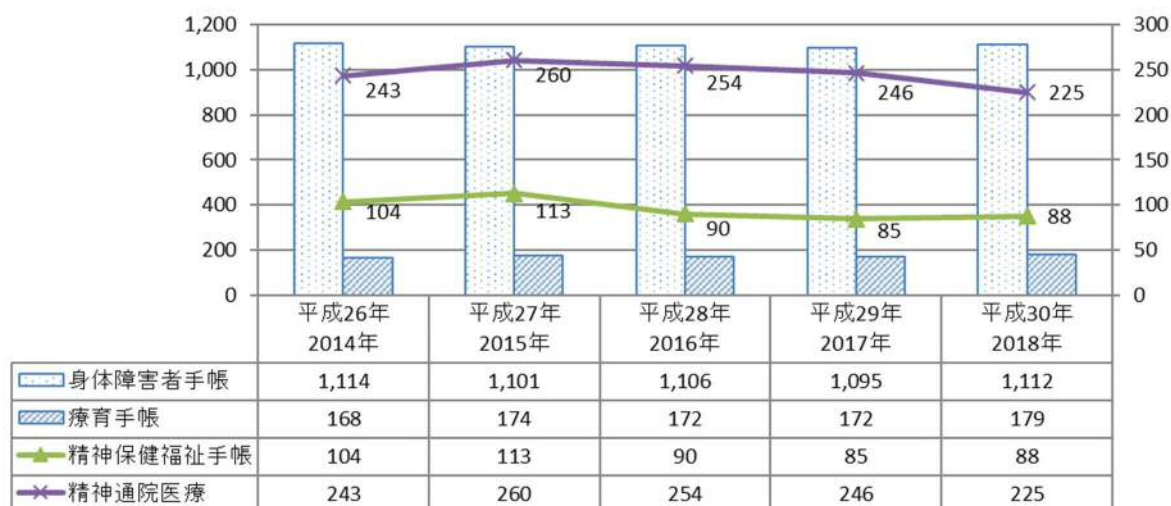
図 1 1．被保険者・認定者数の推移（高島町介護保険事業計画 7 期）



（７）障がい者の状況

障がい者の状況を見ると、手帳の交付は平成 27（2015）年の 1,388 件をピークにほぼ横ばいになっています。また、精神通院医療については平成 27（2015）年をピークに微減しています。

図 1 2．障がい者手帳等の交付状況の推移

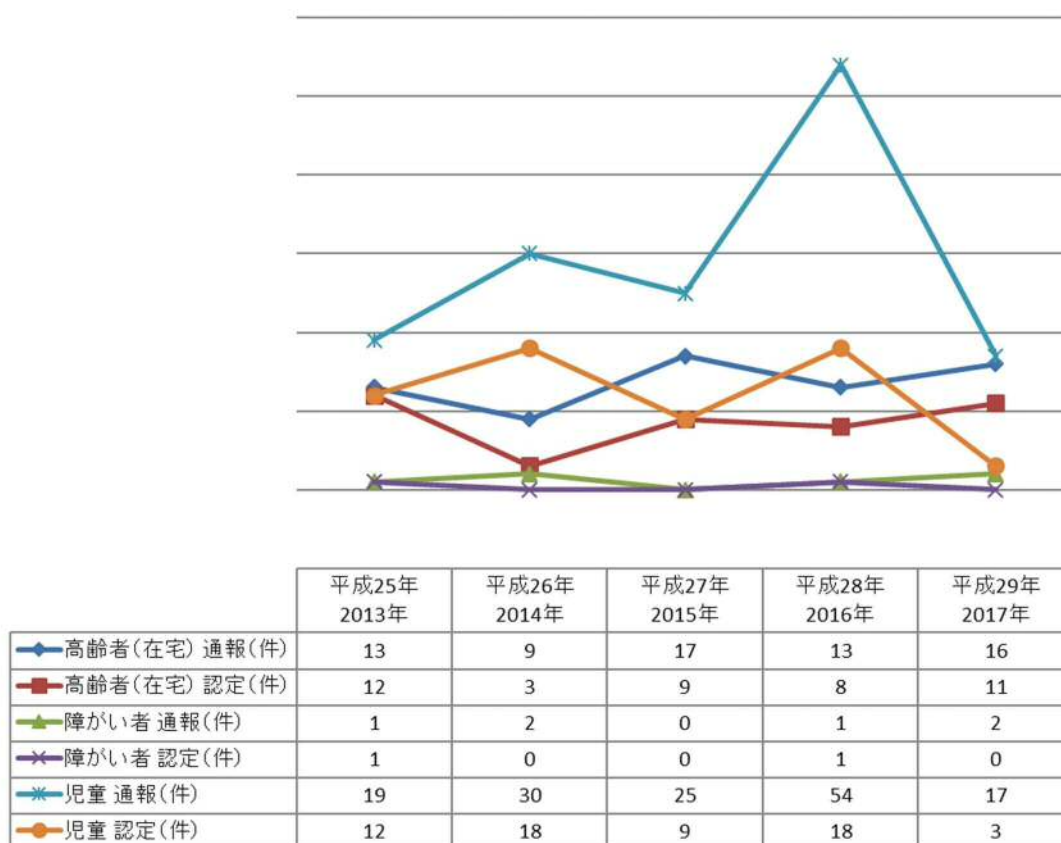


資料：福祉こども課障がい者福祉係（各年 4 月 1 日現在）

(8) 虐待※の状況

虐待の状況を見ると、在宅の高齢者と障がい者は年により増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。児童は平成 28（2016）年に通報が最も多く平成 29（2017）年の約 3 倍となっています。

図 1 3. 在宅高齢者・障がい者・児童の虐待状況

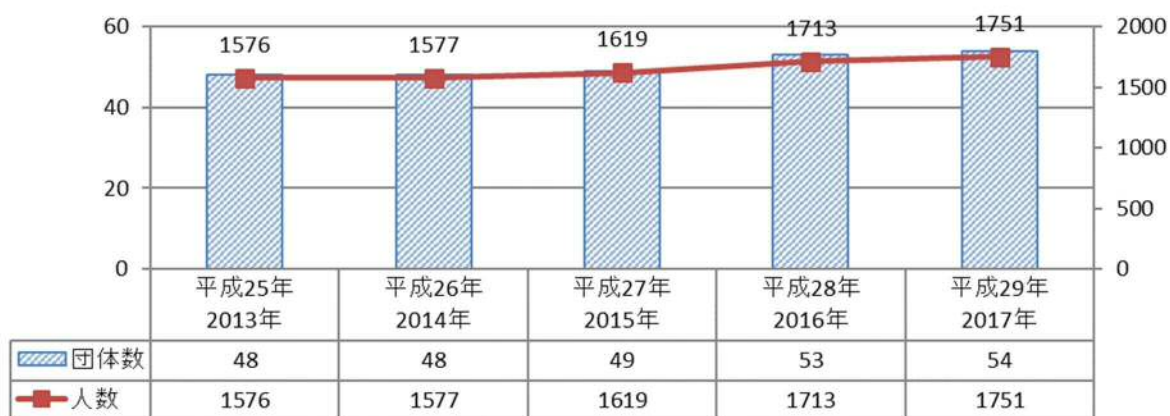


資料：高齢者（健康長寿課地域包括ケア係）障がい者（福祉こども課障がい者福祉係）、児童（福祉こども課こども福祉係）

（９）その他の状況

町内のボランティアセンター登録は、団体数と人数ともに年々増加しています。特に平成 27（2015）年から平成 28（2016）年には人数が約 100 名増加しており、ボランティア※の関心が高まっています。

図 1 4．ボランティアセンター登録団体、登録者数の推移



資料：町社会福祉協議会

表 1．福祉関係委員等の状況（平成 30（2018）年 4 月 1 日現在）

区 分	人数（人）	備 考
民生委員・児童委員※	6 8	協議会は、6 地区に支部有
主任児童委員※	3	
老人福祉相談員	6	
人権擁護委員	6	
身体障がい者相談員	4	
知的障がい者相談員	1	
生活支援コーディネーター※（1 層）	1	町との調整（2 層と兼任）
生活支援コーディネーター（2 層）	3	地区に配備
健康推進員	1 2 6	
食生活改善推進員※	8 5	
健康運動サポーター※	2 5	
教育相談員	2	
保護司	1 6	
更生保護女性会員	6 7	
交通安全母の会	8 7	高畠・和田・糠野目地区

表 3. 福祉施設等の状況

区分	施設等名称		備考
子ども	保育所（園）	二井宿保育園	
		和田保育園	
		なかよし保育園	
		つくし保育園	
		あいいく幼児園	
	認定こども園	たかはたこども園	
		まつかわ幼稚園	
	児童館	屋代児童館	
	学童保育所	ちびっこクラブ	
		あおたけ	
		クレヨンクラブ	
		あおぞらクラブ	
		げんきクラブ	
		みんなのクラブ	
		遊学舎 子どもの村	
	子育て支援センター		
	ファミリーサポートセンター		
	小学校	高畠小学校	
		二井宿小学校	
		屋代小学校	
		亀岡小学校	
		和田小学校	
		糠野目小学校	
	中学校	高畠中学校	
高齢者	シルバー人材センター		
	老人福祉センター		
	地域包括支援センター		
	介護予防・日常生活支援総合事業 （通所型サービス A）	わくわくデイサービス	
		デイホームまつぼっくり	
	介護予防・日常生活支援総合事業 （通所型サービス B）	上和田いきいき倶楽部	
	介護予防・日常生活支援総合事業 （通所型サービス C）	はつらつ教室 ・ デイホームまつぼっくり ・ 公立高畠病院	
	訪問介護	高畠ふれあいケアセンター	
		訪問介護はな	
	訪問看護ステーション	高畠町訪問看護ステーション	
	訪問リハビリ	公立高畠病院	
	通所介護（デイサービス）	はとみね荘デイサービスセンター	
		デイサービスセンターひまわり	
		天然温泉竹とんぼ” 彩時季”	
		ほなみケアセンター高畠	
		デイサービス歩夢	
		デイサービスたちばな	

		デイサービス糠野目	
		デイフィットネス があべら	
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームはとみね荘	
		特別養護老人ホームまほろば荘	
	居宅介護支援事業所	高畠ふれあいケアセンター	
		まつかぜケアサポートセンター	
		ケアプランセンター竹とんぼ	
		居宅介護支援事業所かたくりの会	
		オフィス山形居宅介護支援事業所	
	有料老人ホーム	シニアサロン竹とんぼ	
		シニアホーム福沢	
		フォレストヒルズたかはた	
		シニアホームたちばな	
		有料老人ホームはな	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホームはとみね荘	
		特別養護老人ホームまほろば荘	
		特別養護老人ホームたかはた荘	
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホームはやま荘	
		グループホーム三友たかはた	
		グループホームもも太郎さん (高畠)	
	小規模多機能型居宅介護	ケアセンターとこしえ相森	
	地域密着型通所介護 (デイサービス)	特定非営利活動法人かたくりの会	
障がい者	就労継続支援 B 型	太陽の家	
		自立支援センター竹とんぼ	
		障がい福祉サービス事業所 ぷらいむ高畠	
	知的障害者グループホーム ・ケアホーム	希望が丘東おき第5ホーム	
		希望が丘東おき第6ホーム	
	居宅介護支援事業所	高畠ふれあいケアセンター	
		株式会社はな訪問介護事業所	
		指定居宅介護事業所	
		すまいるはーと	
	移動支援事業所	高畠ふれあいケアセンター	
		NPO 法人ゆにぷろ	
		すまいるはーと	
	日中一時支援事業所	すまいるはーと	
	指定相談支援事業所	サポートセンターゆい	
		ライアアップ竹とんぼ	
	生活介護事業所	ぶれいゆ	
	児童発達支援事業所	ぶれいゆ	
		多機能型事業所すまいるはーと	

表3. 地域の活動

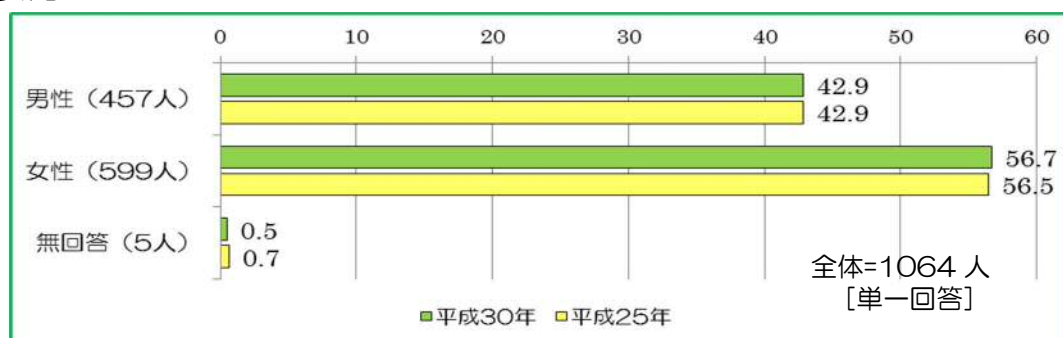
地区名等	活動形態	名 称	参加者の状況				
			高齢者	障がい者	子ども	避難者	その他
高 畠	サロン	高畠お茶のみサロン	○				
		大町一さくら草の会	○				
		大町二若葉サロン	○				
		よこまちサロン	○				
		おとめ会	○				
		泉岡サロン会	○				
		幸3ロン	○				
		北目ひまわりサロン	○				
		鳥居町お楽しみサロン	○				
		小郡山にじの会	○				
		湯在家カラオケサロン	○				
	居場所	みんなの茶の間のんびり	○				
	高齢者講座	まほろば講座	○				
二井宿	サロン	ひまわりふれあいサロン	○				
		上宿大滝サロン	○				
		宿 お茶のみサロン	○				
		田沢お茶のみサロン	○				
		入サロンなごみ	○				
		上駄子町食堂	○		○		
	地域課題解決	わくわく交流館	○		○		
	高齢者講座	大社大学	○				
屋 代	サロン	ひだまりサロン	○				
		健美体操サロン	○				
		山越将楽校	○				
		大笹生混合ふれあいサロン	○				
		根岸ふれあいサロン	○				
		大新健康マージャンクラブ	○				
		竹上脳活麻雀クラブ	○				
		深沼さくら会	○				
		一本柳カラオケサロン	○				
		深沼なかよし会	○				
	高齢者講座	アベマキ大学	○				
亀 岡	サロン	亀岡夕陽サロン	○				
		みなみサロン	○				
		クローバーサロン	○				
	高齢者講座	文殊の集い	○				

和田	サロン	和田地区ふれあいサロン	○				
		上和田第二サロン	○				
		上和田三お茶のみサロン	○				
		ゆきわり草の会	○				
		中和田西部ふれあいサロン	○				
		元和田西フラワークラブ	○				
		コスモス会	○				
		馬頭東さくら会	○				
		馬頭西ゆりの会	○				
		たんぽぽの会	○				
		サロンりょうくみ	○				
		福寿草の会	○				
		にっこりサロン	○				
		元北ひなたぼっこの会	○				
和田	居場所	わらい	○				
	居場所	ふれあい工房	○	○			○
	高齢者講座	寿大学	○				
糠野目	サロン	糠野目ふれあいサロン	○				
		上町サロン	○				
		蛇口ににっこりサロン	○				
		上平柳ほっこりサロン	○				
		夏刈お茶のみサロン	○				
		仲町いきいきサロン	○				
		松川クラブ	○				
		コウホネげんきサークル	○				
		ニコニコ皆のクラブ	○				
		駅前親睦サロン	○				
		本町なかよしサロン	○				
		西町ゆめサロン	○				
	居場所	和楽茶の間	○	○	○	○	
	高齢者講座	まつかわ講座	○				
町全体	サロン	サークル「フレンズ」		○			
		ハッピースマイル				○	
		サロンまほろば				○	
	学習支援・子どもの居場所		サード（学びと交流の場）				

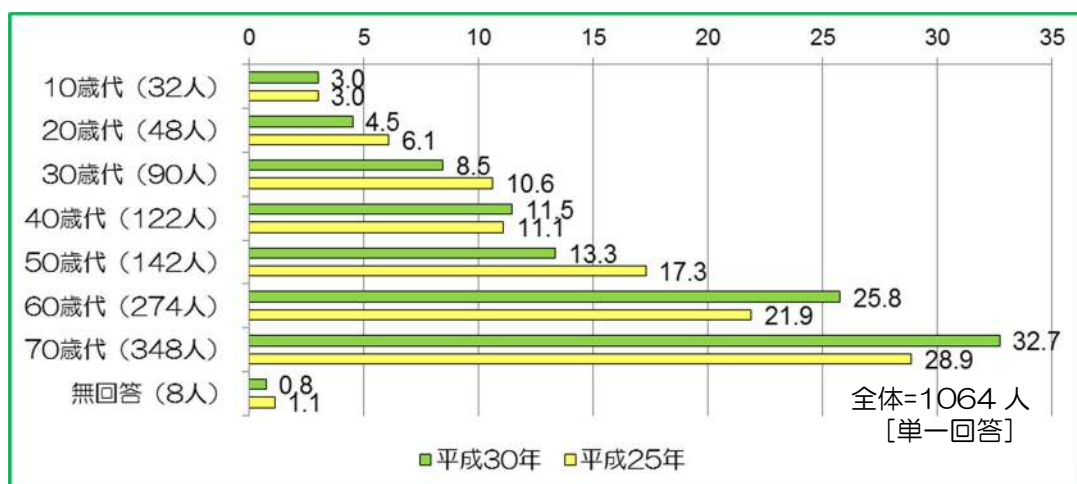
2 町民アンケート調査結果概要

「第4次高畠町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に向けて、町民のみなさんのご意見を伺うためアンケート調査を実施しました。無作為に選ばれた18歳以上の2,200人にお送りし、1,064人から回答いただきました。（回答率48.4%）

1. 男女比



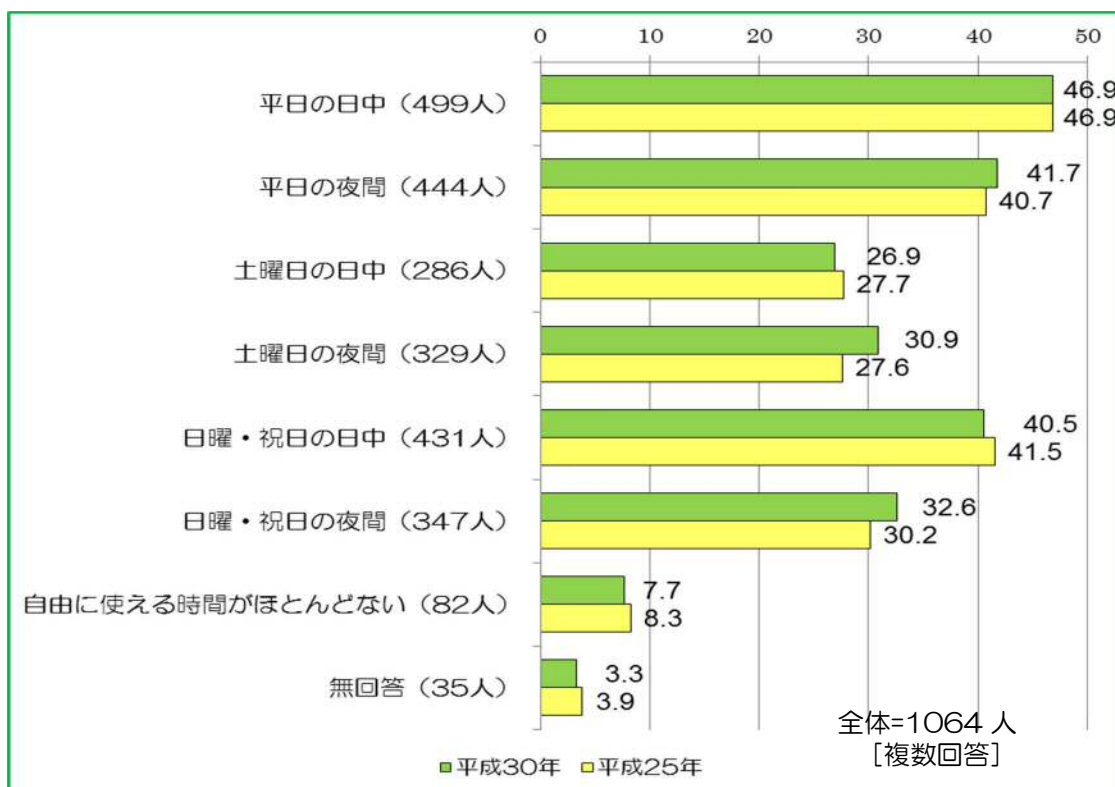
2. 年齢



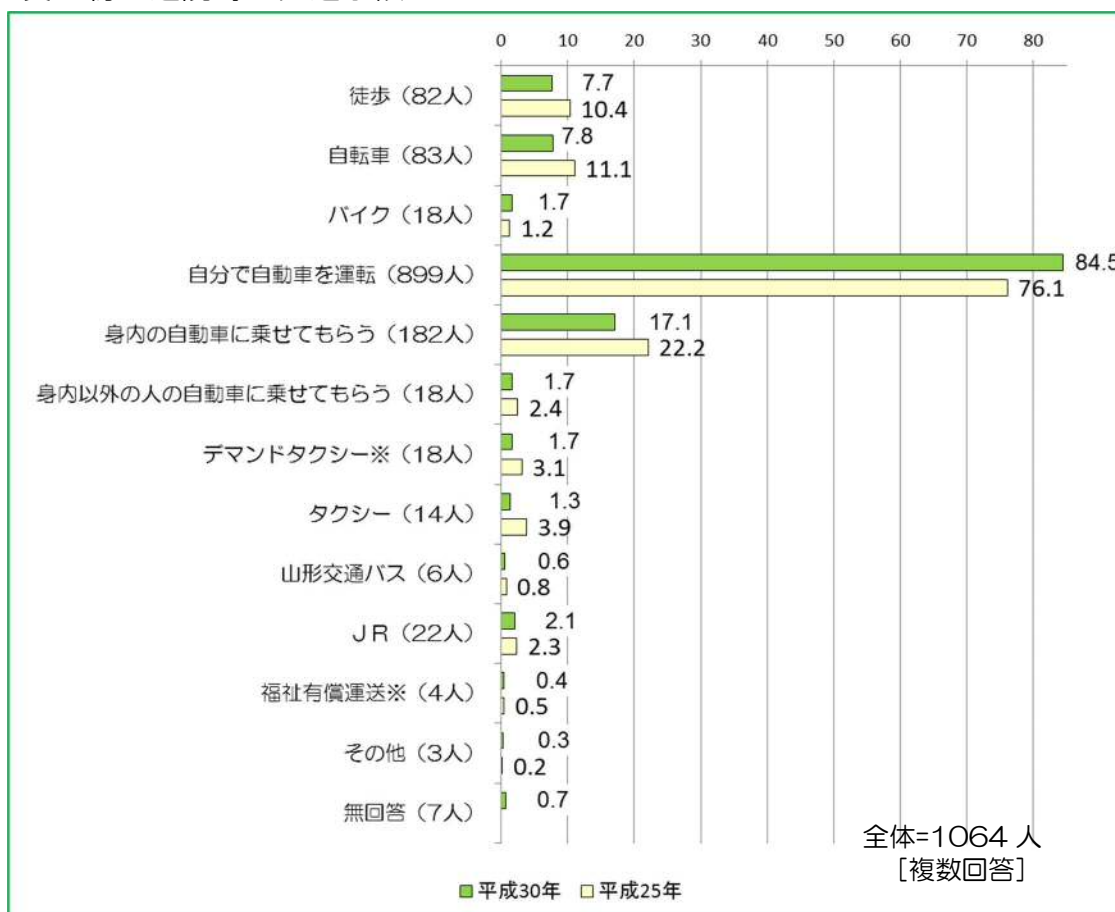
3. 世帯構成



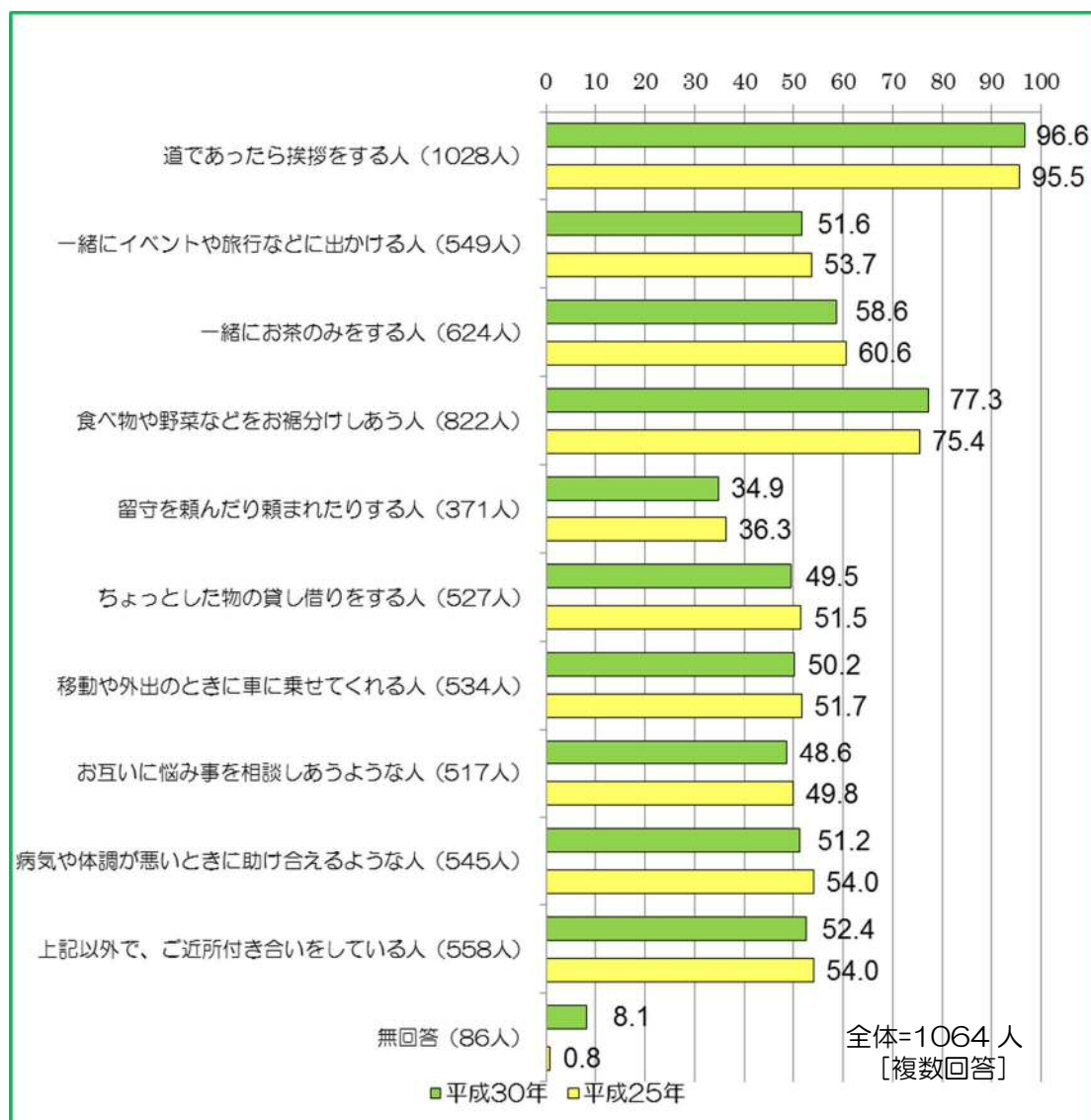
問1 自由に使える時間帯



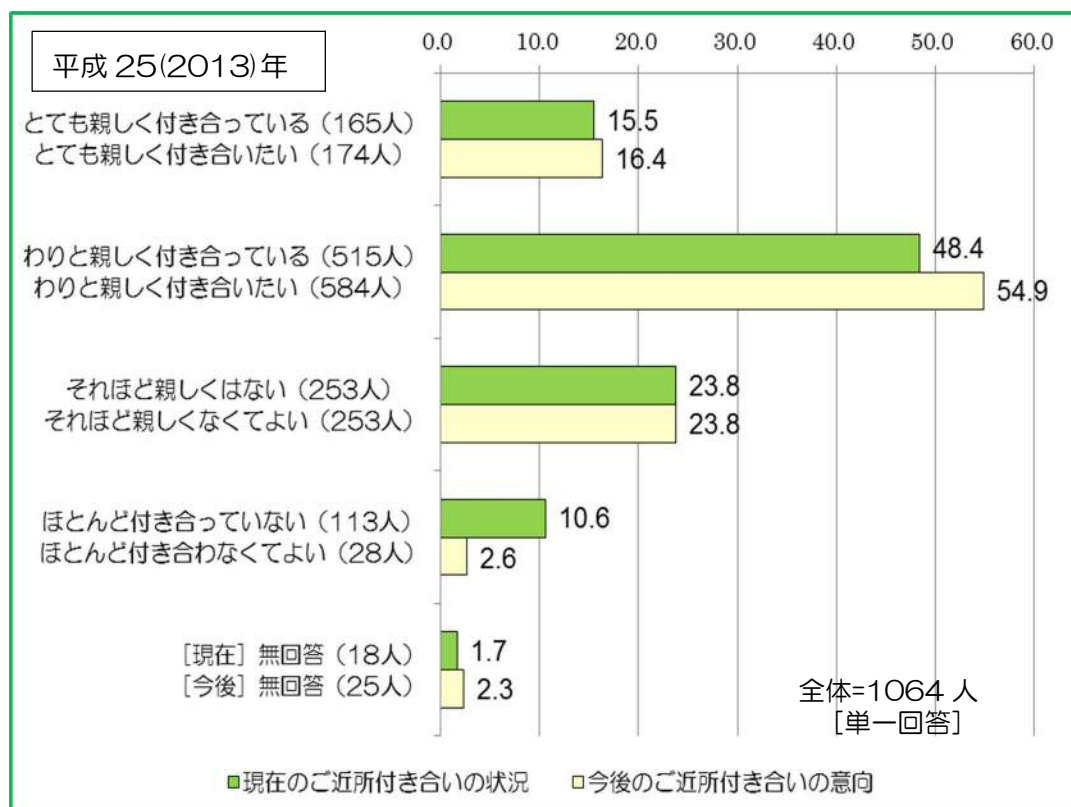
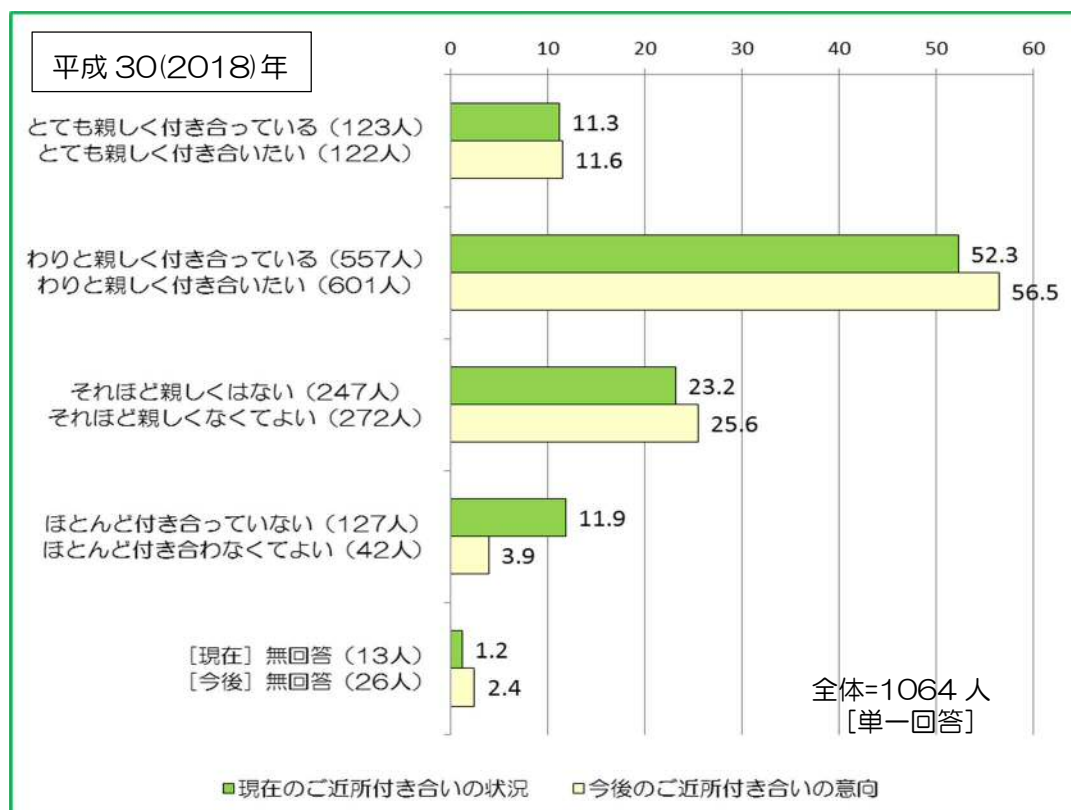
問2 買い物や通院時の交通手段



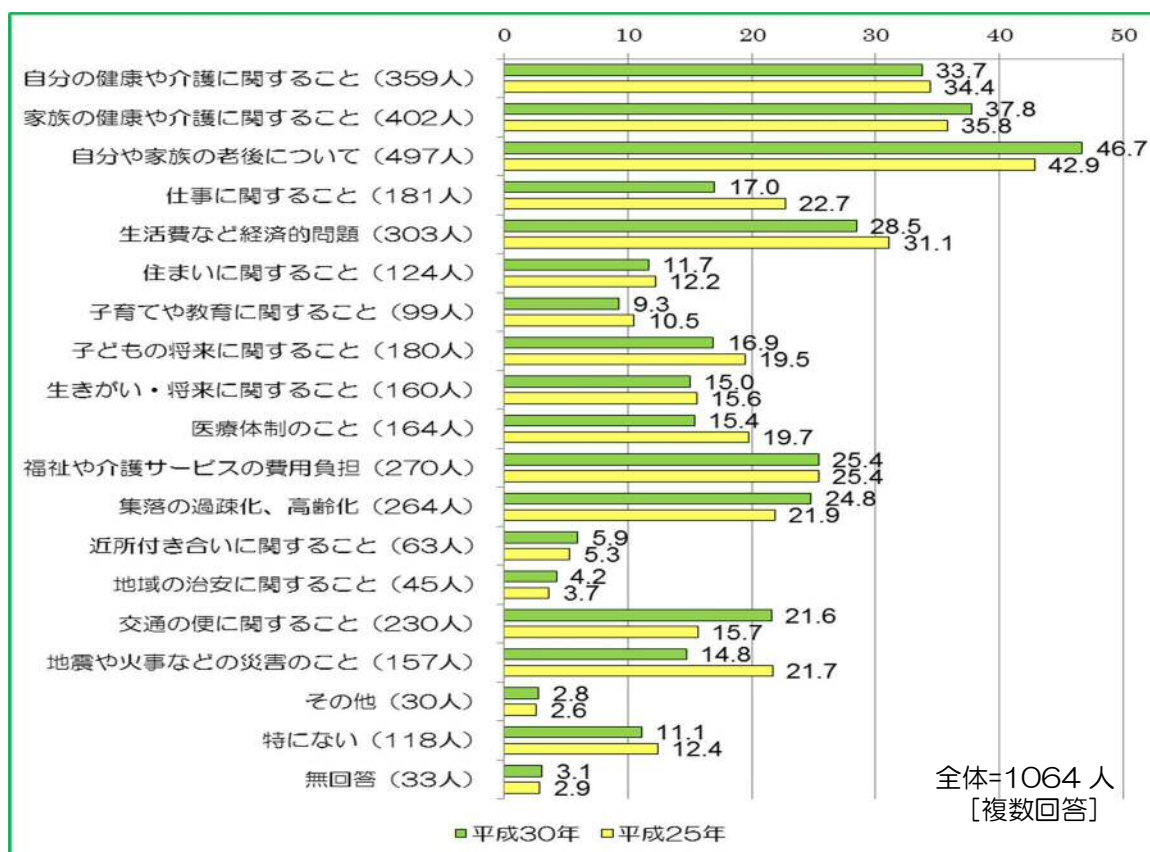
問3 ご近所付き合いの状況



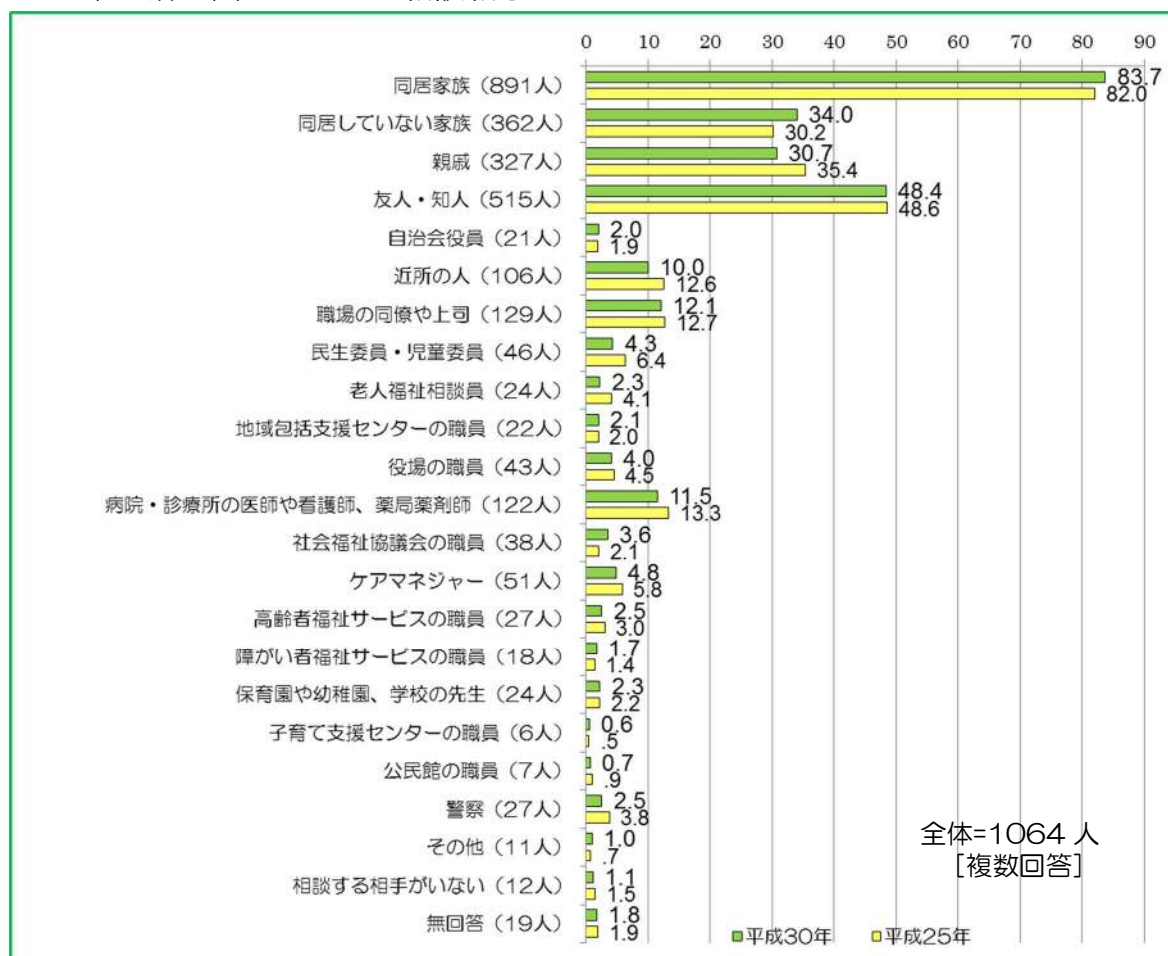
問４・５ 現在と今後のご近所付き合い



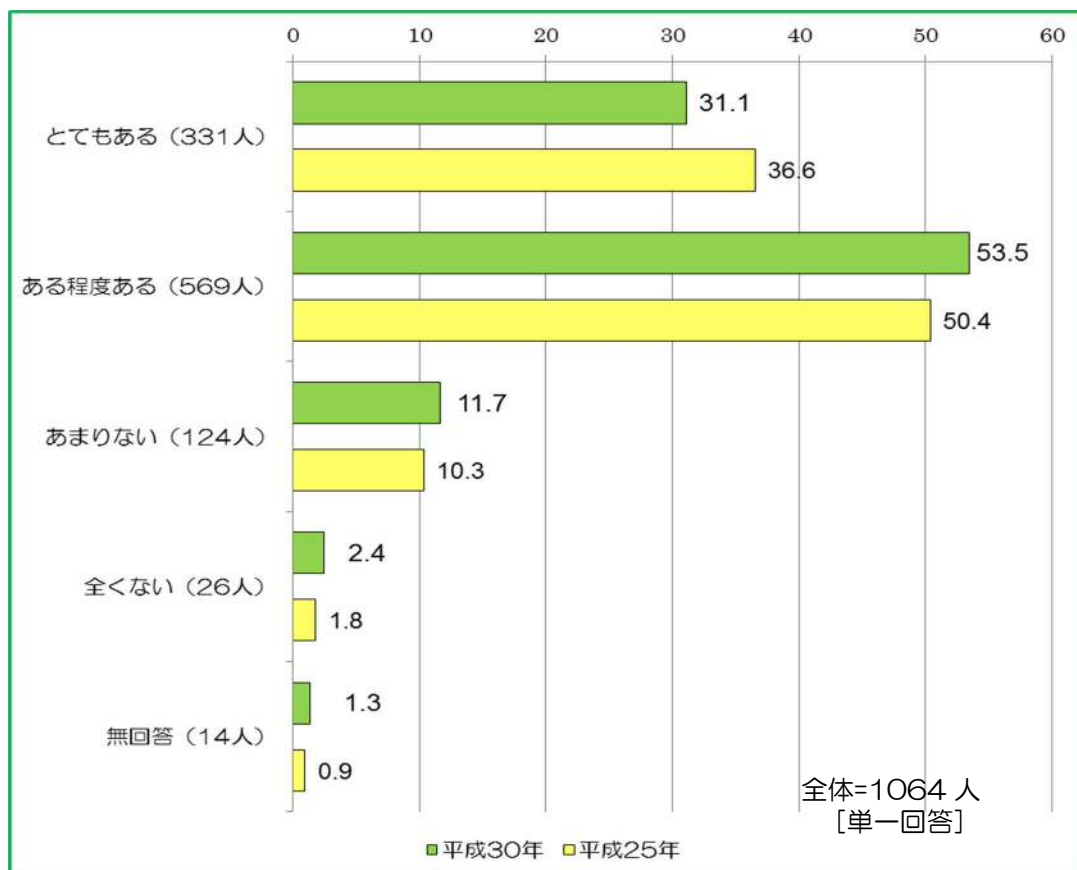
問6 日常生活の困りごと



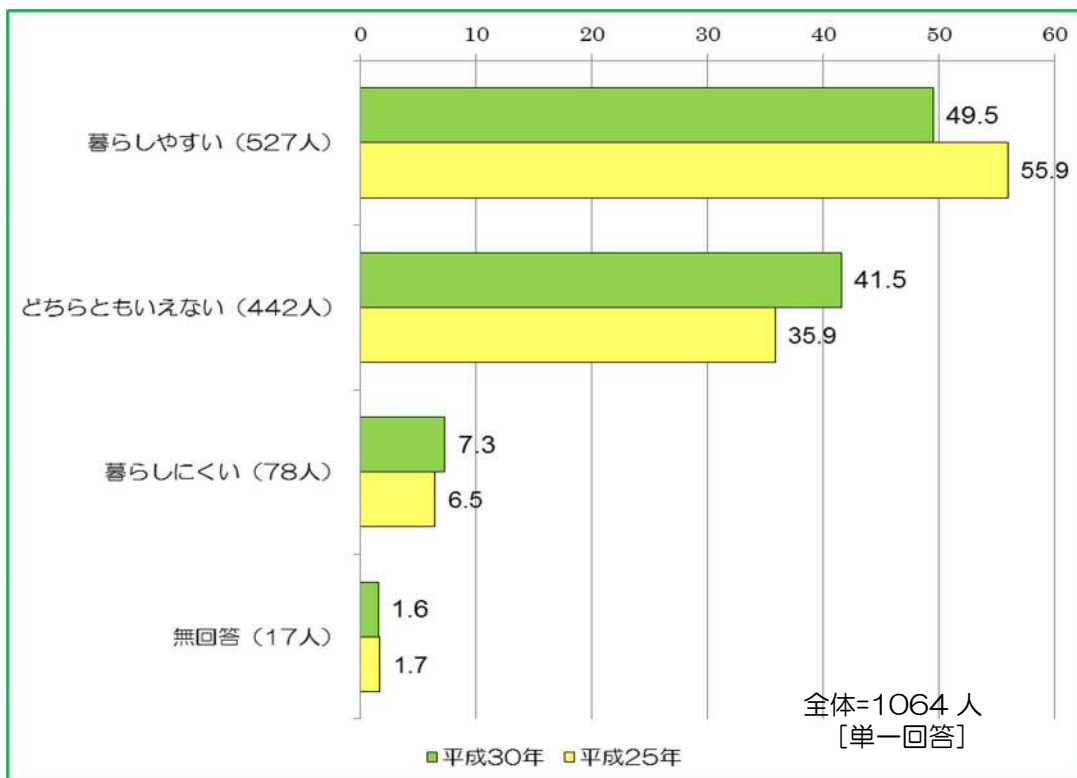
問7 日常生活で困ったときの相談相手



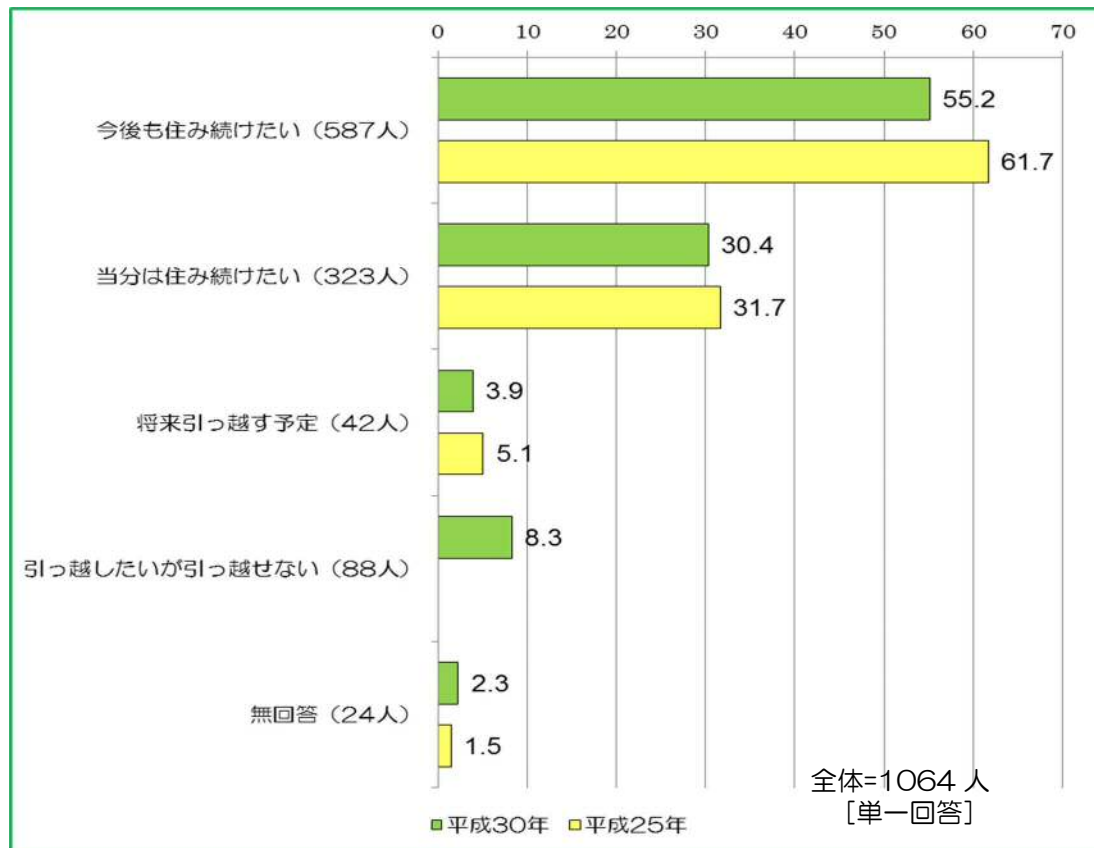
問8 地区への愛着



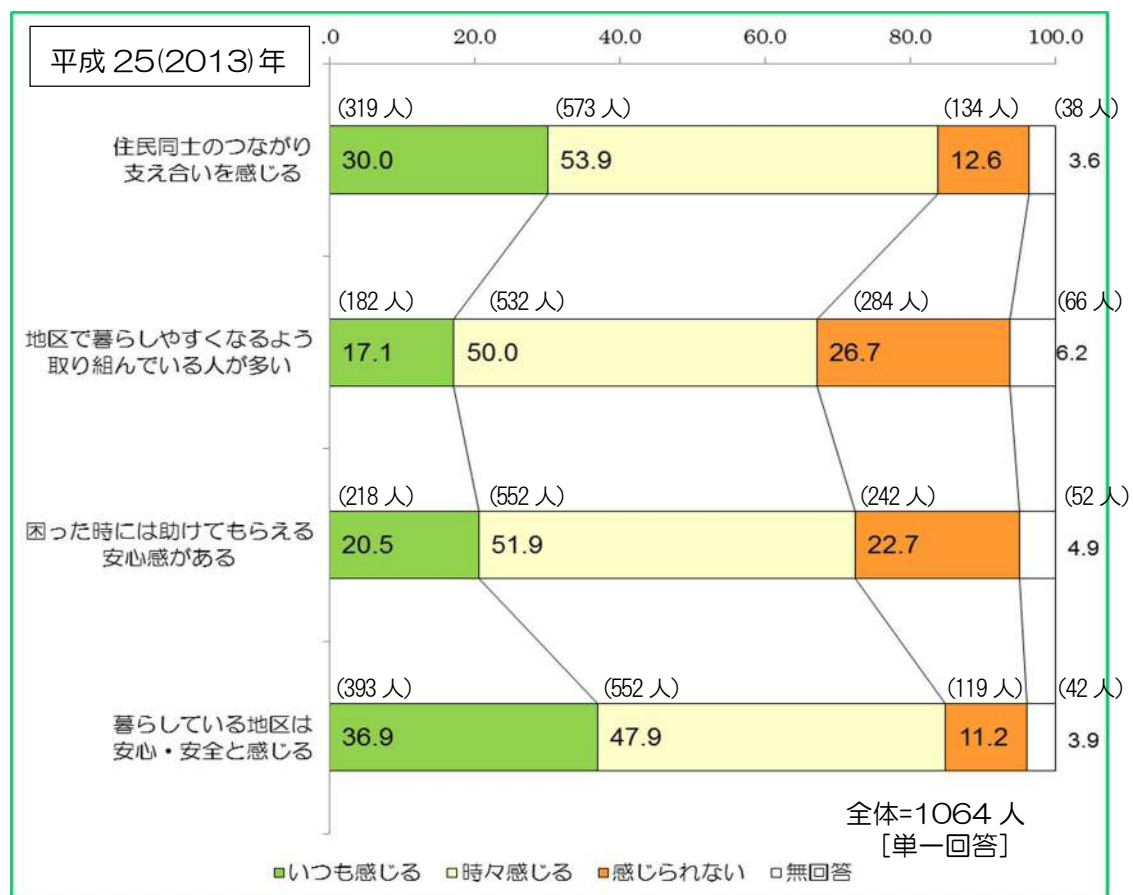
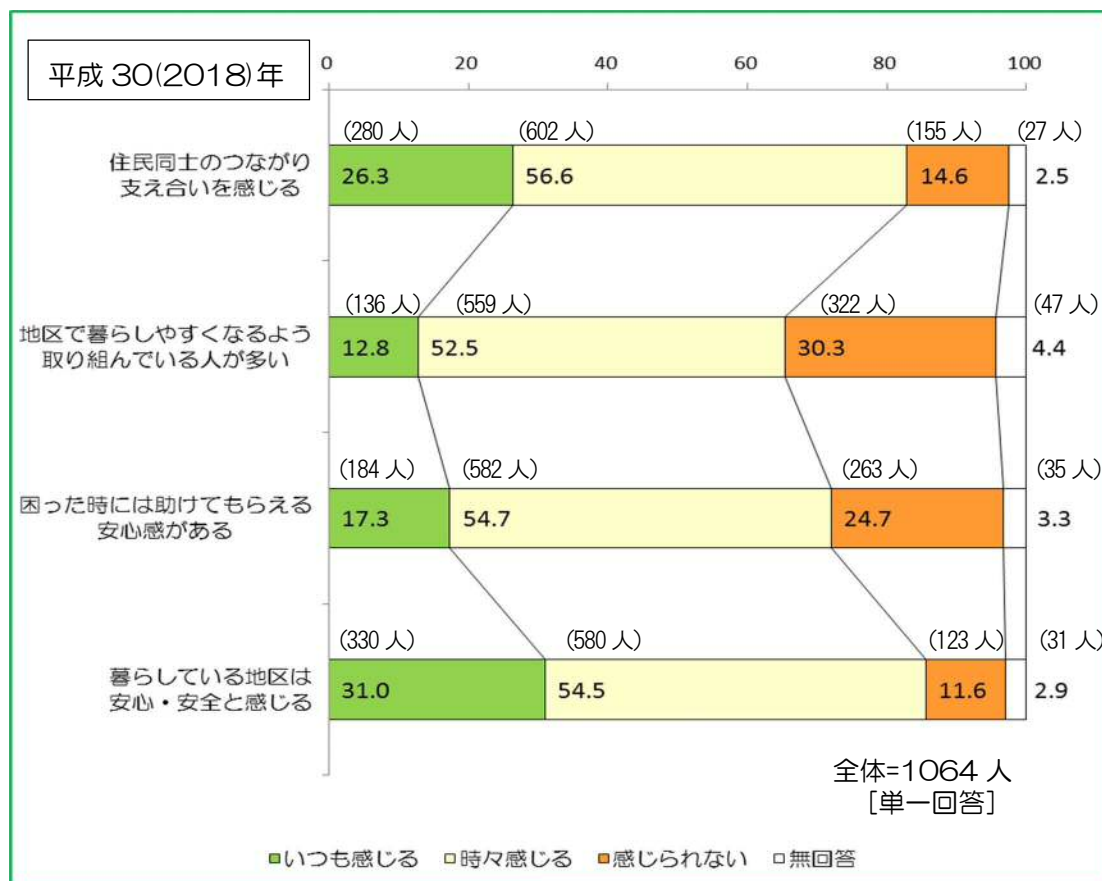
問9 地区の暮らしやすさ



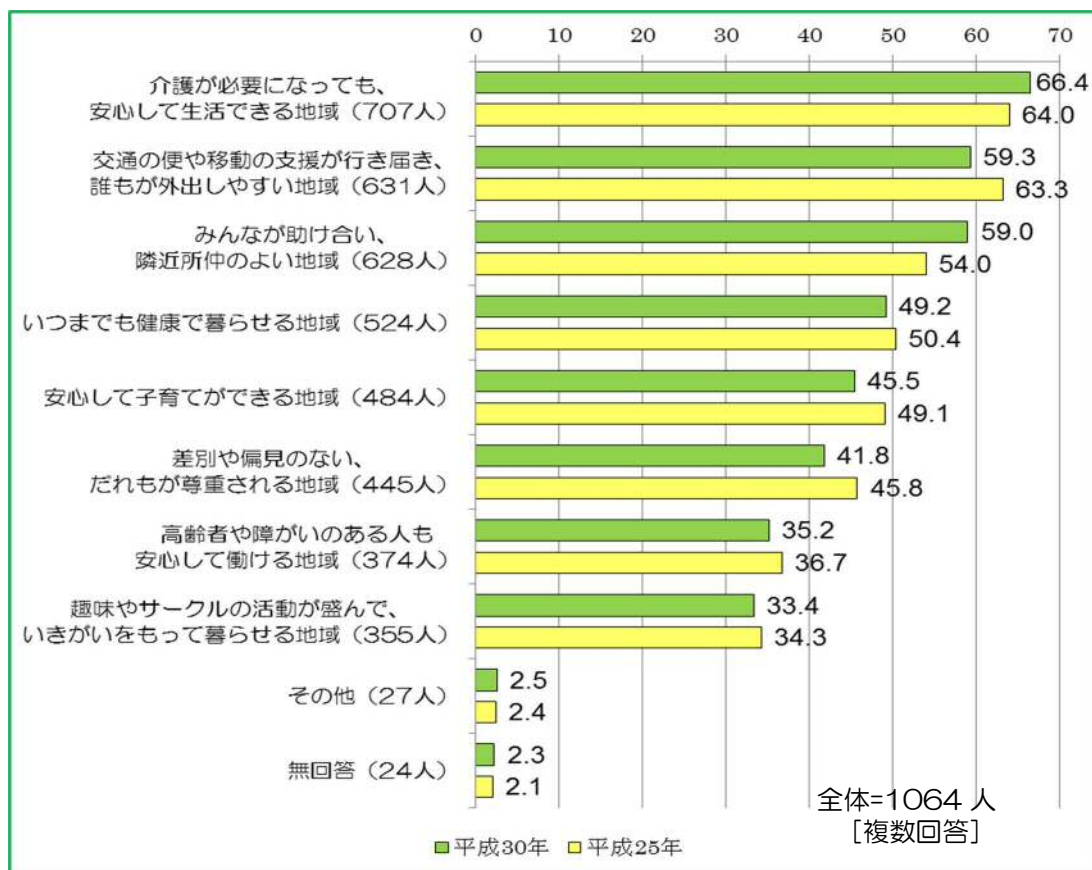
問 10 地区の居住継続意向



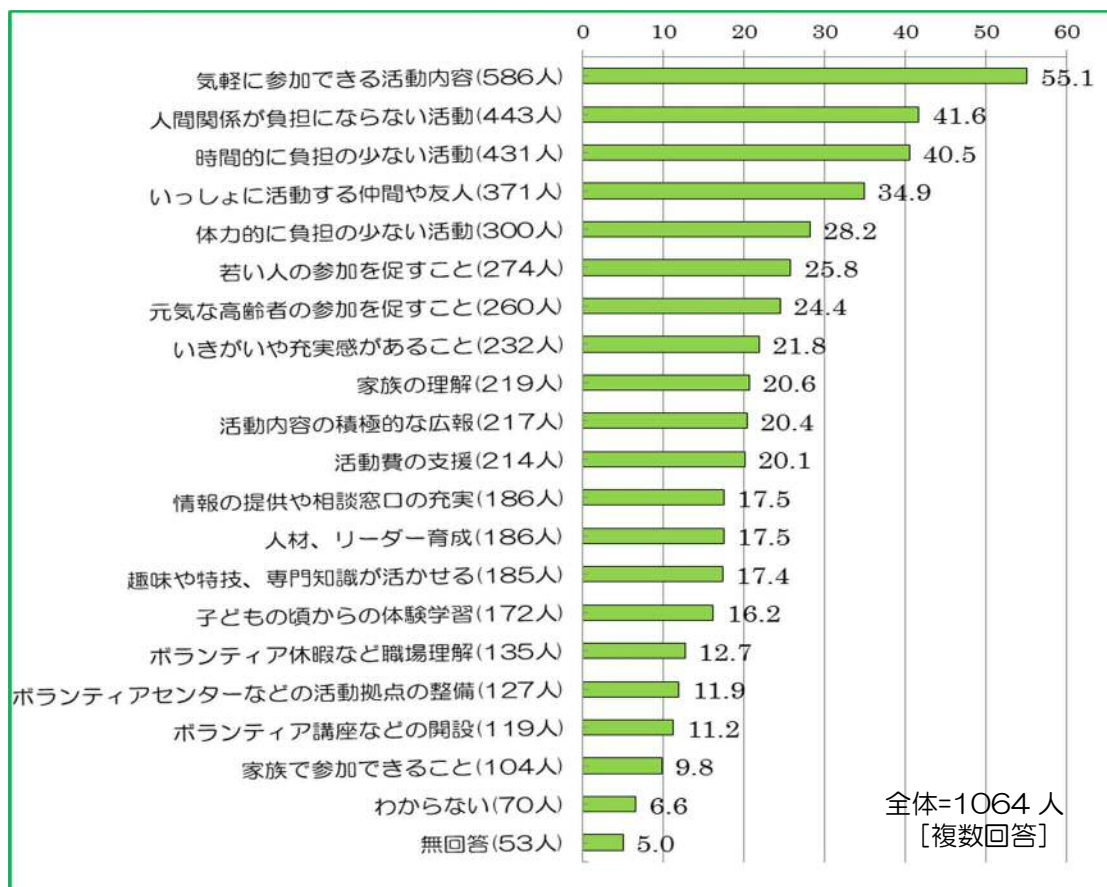
問 1 1 地区の支え合いの状況



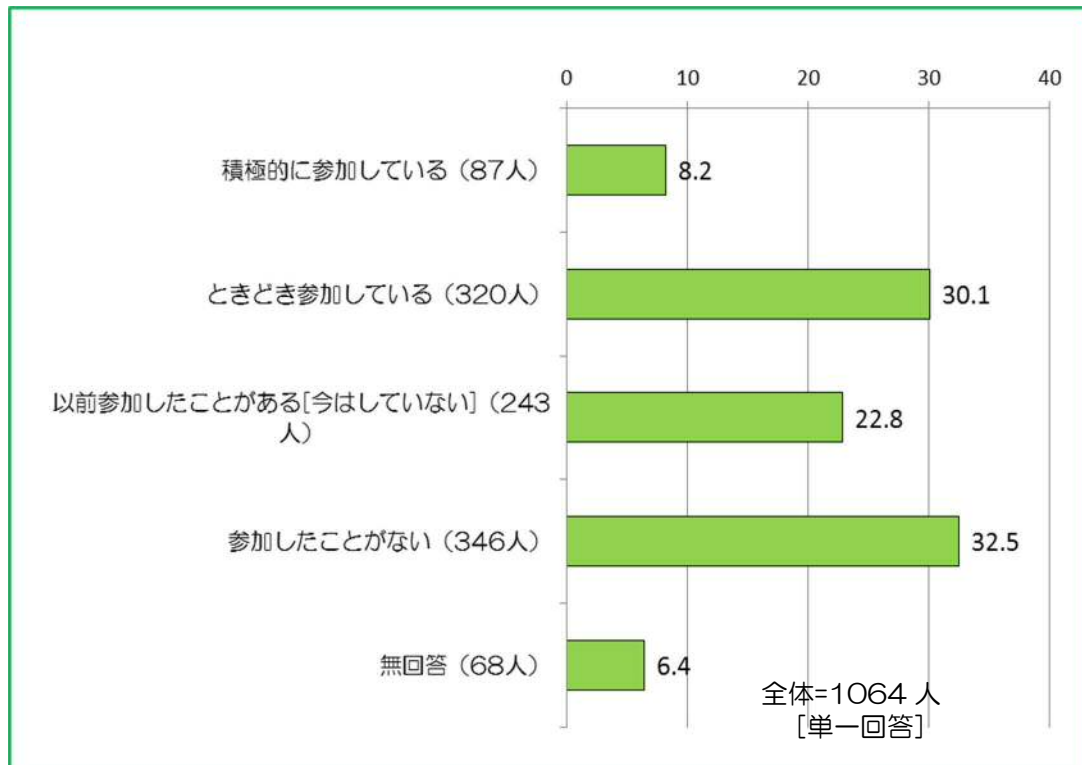
問１２ 理想とする地区の将来



問１３ 地域活動やボランティアを活性化するために必要な事

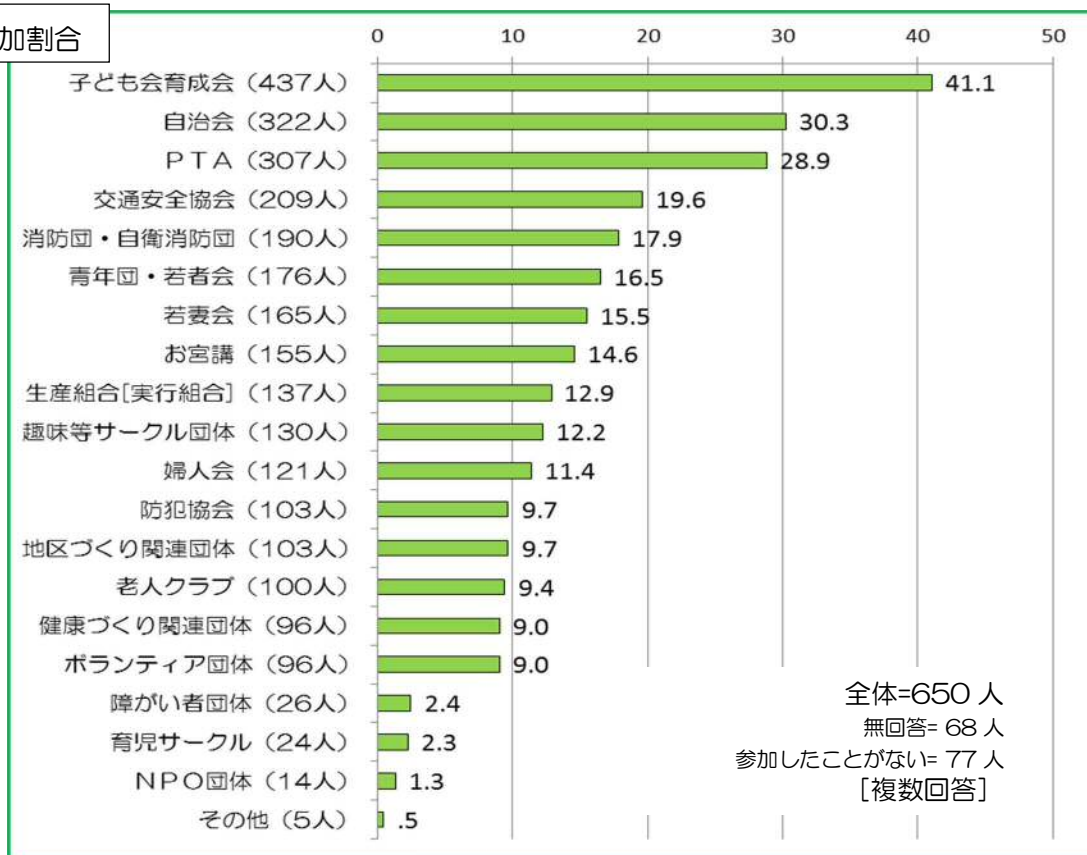


問 1 4 地域活動やボランティアの参加状況

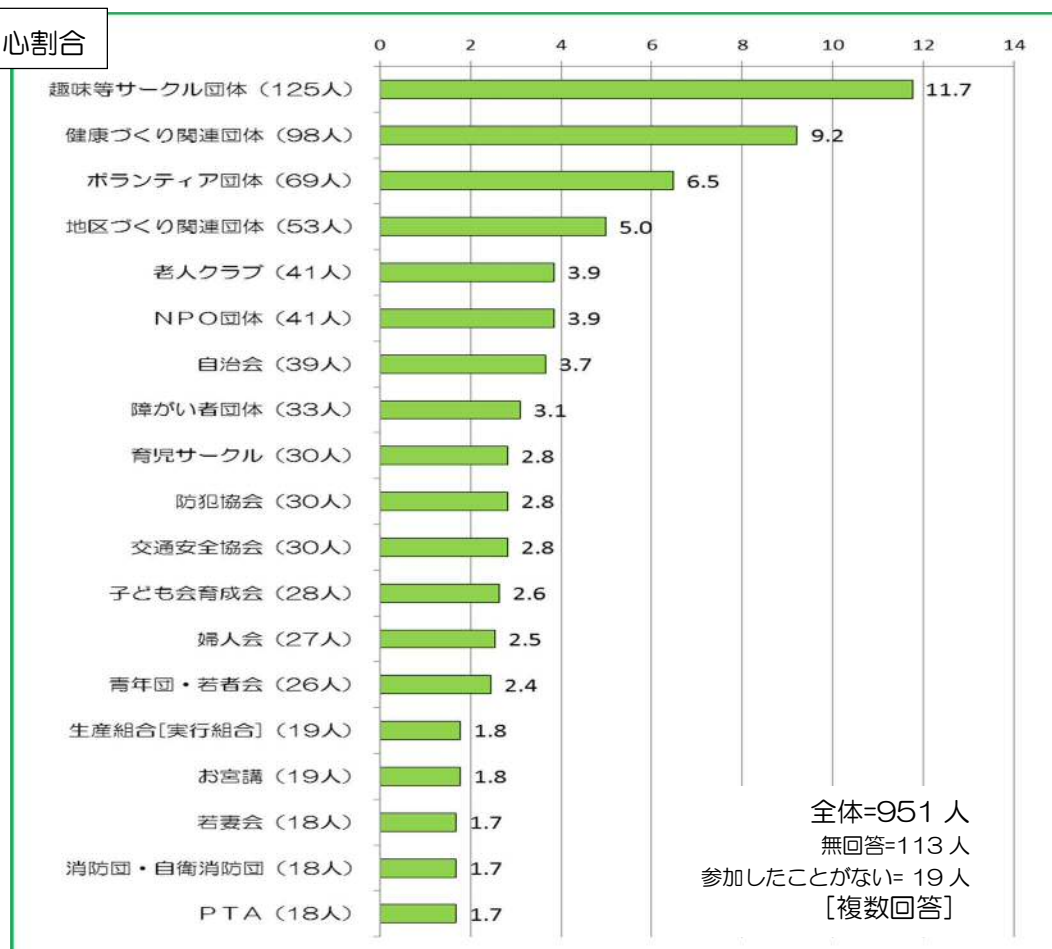


問 1 5 活動に参加している団体／関心がある団体

参加割合

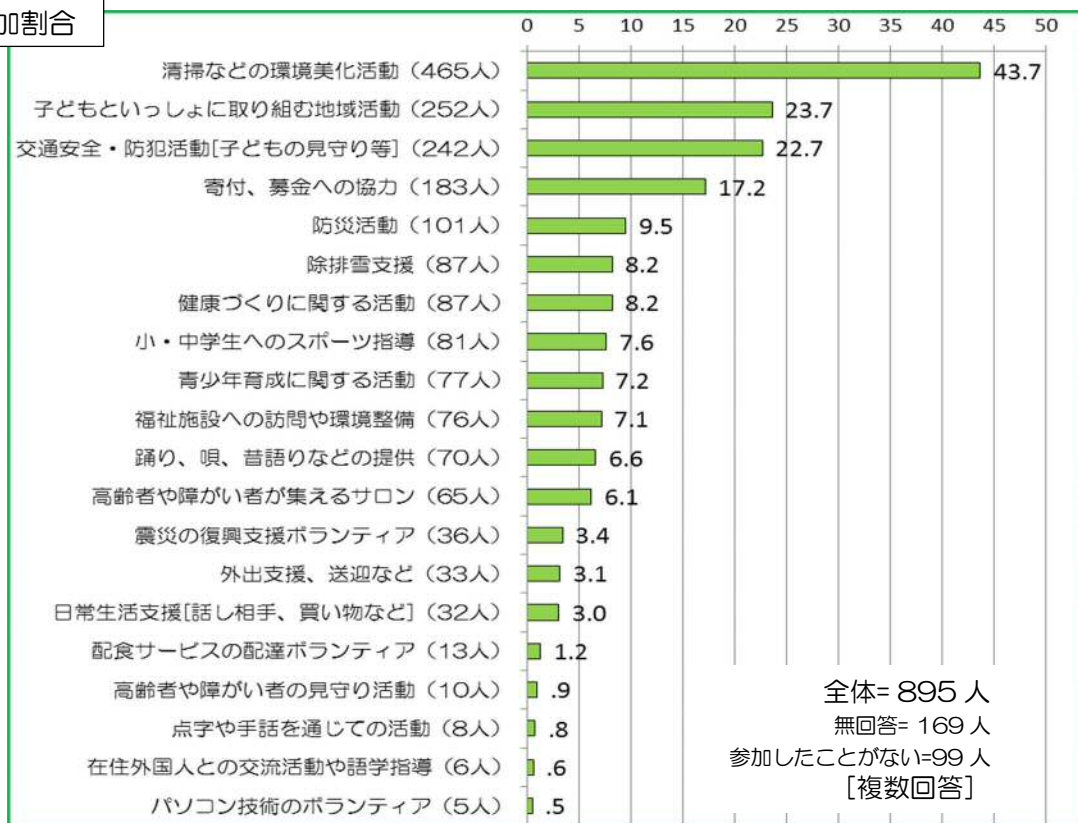


関心割合

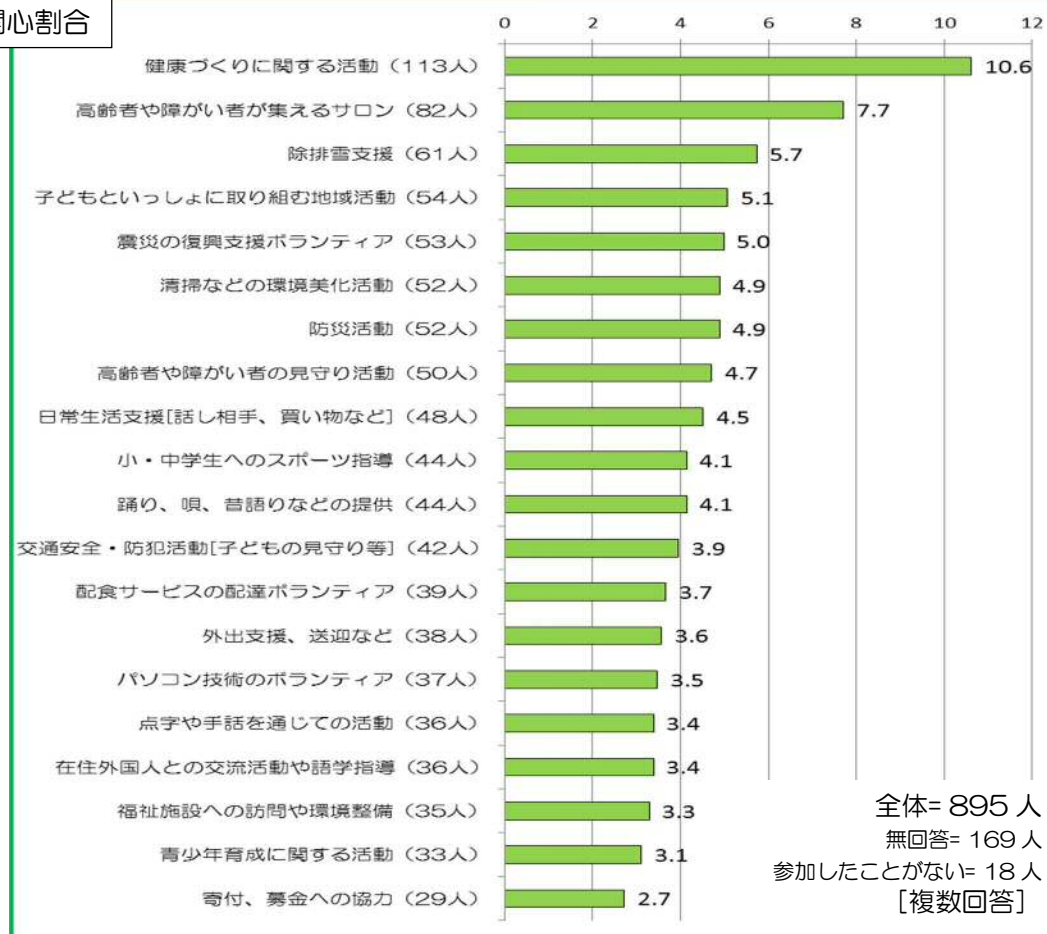


問16 参加している／関心がある活動

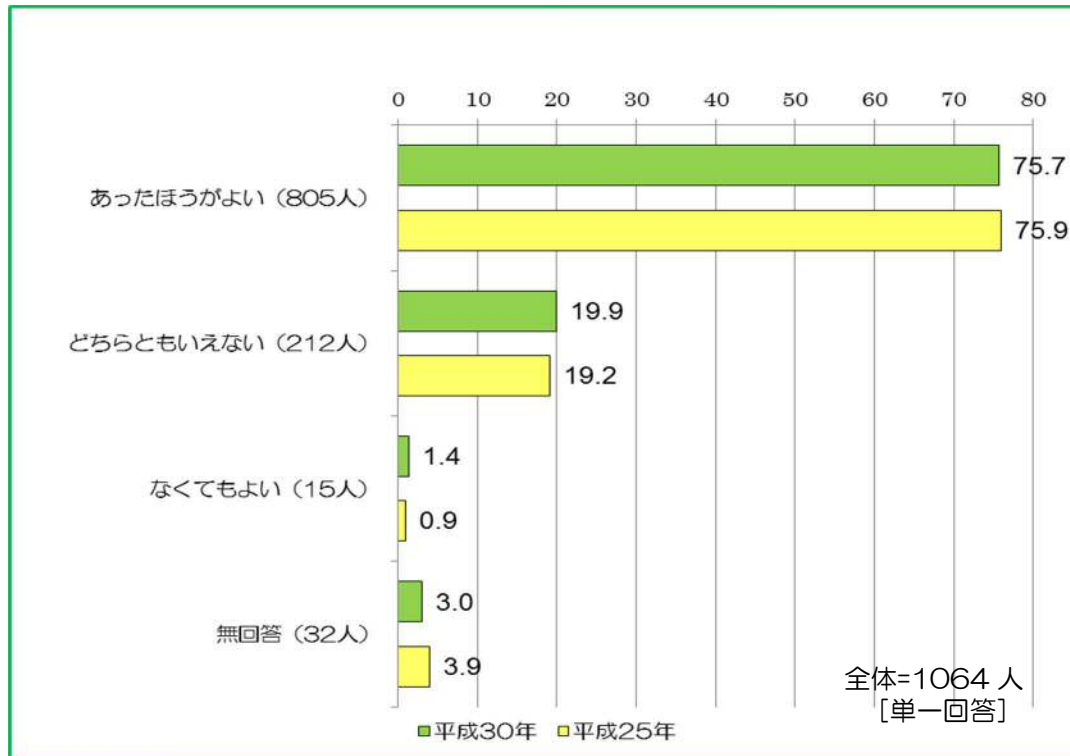
参加割合



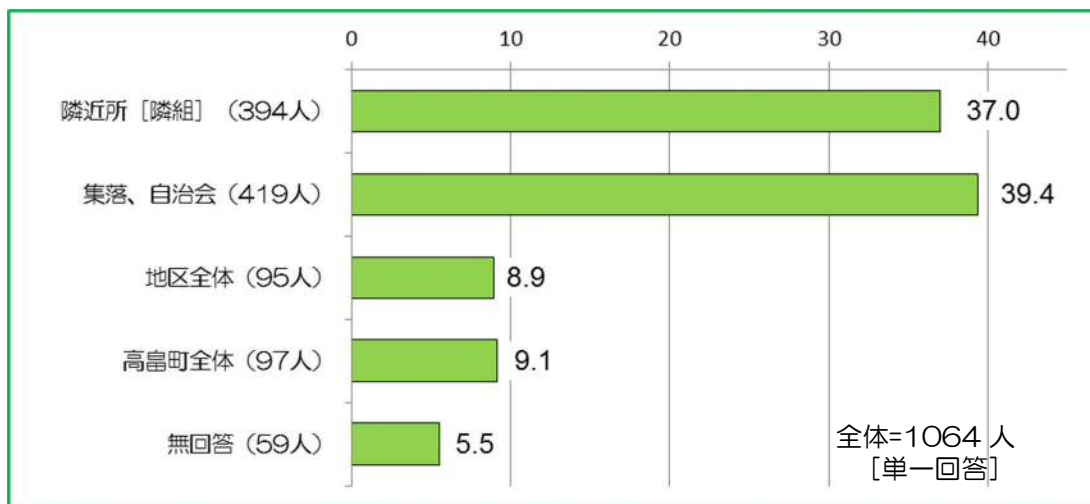
関心割合



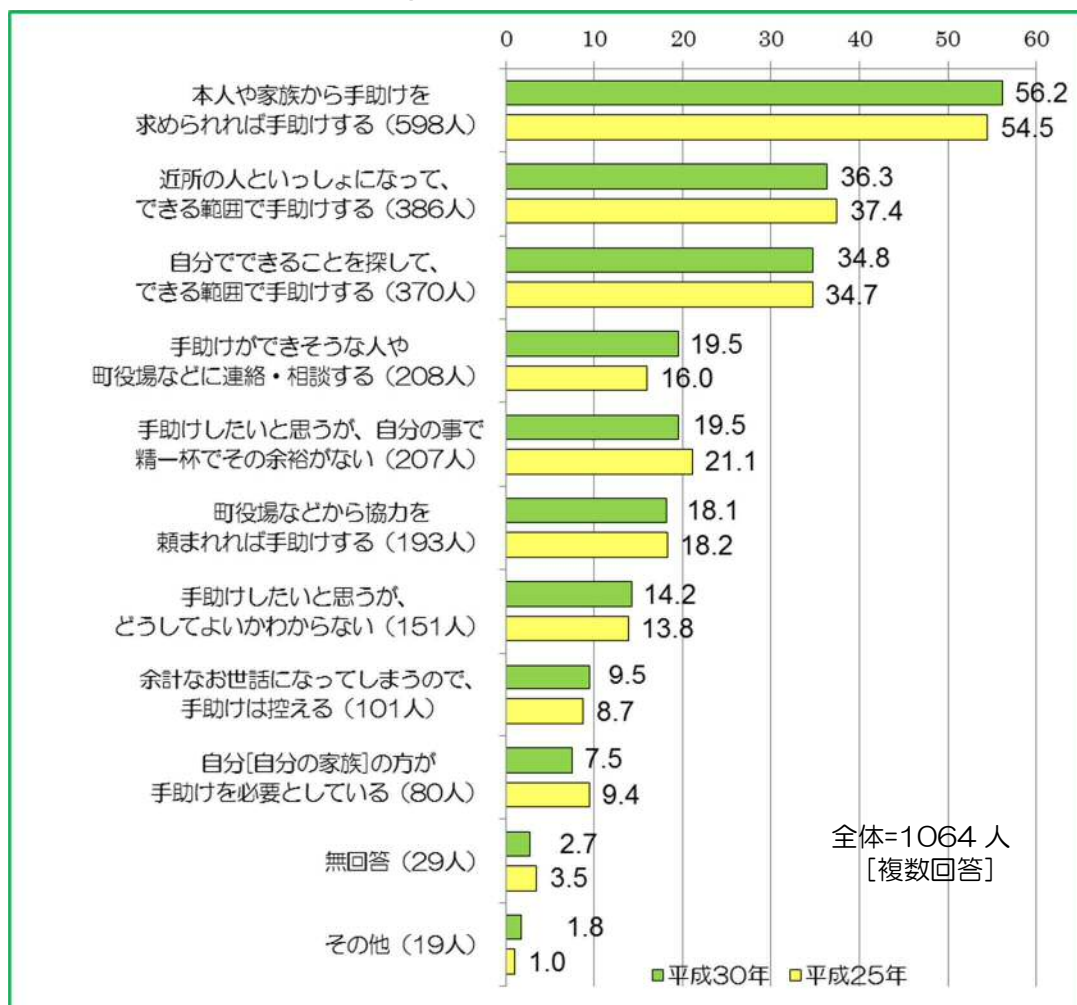
問１７ 住民が互いに助け合う関係の必要性



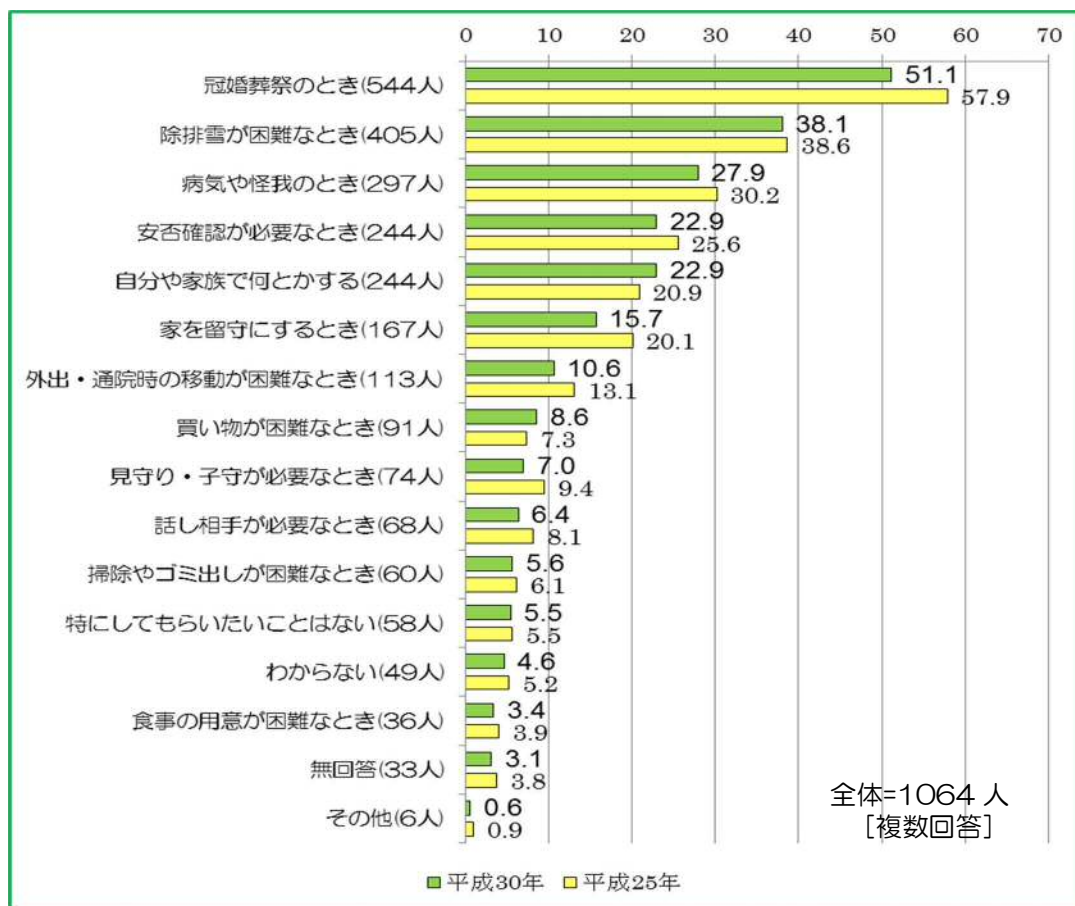
問１８ 住民が互いに助け合う「範囲」



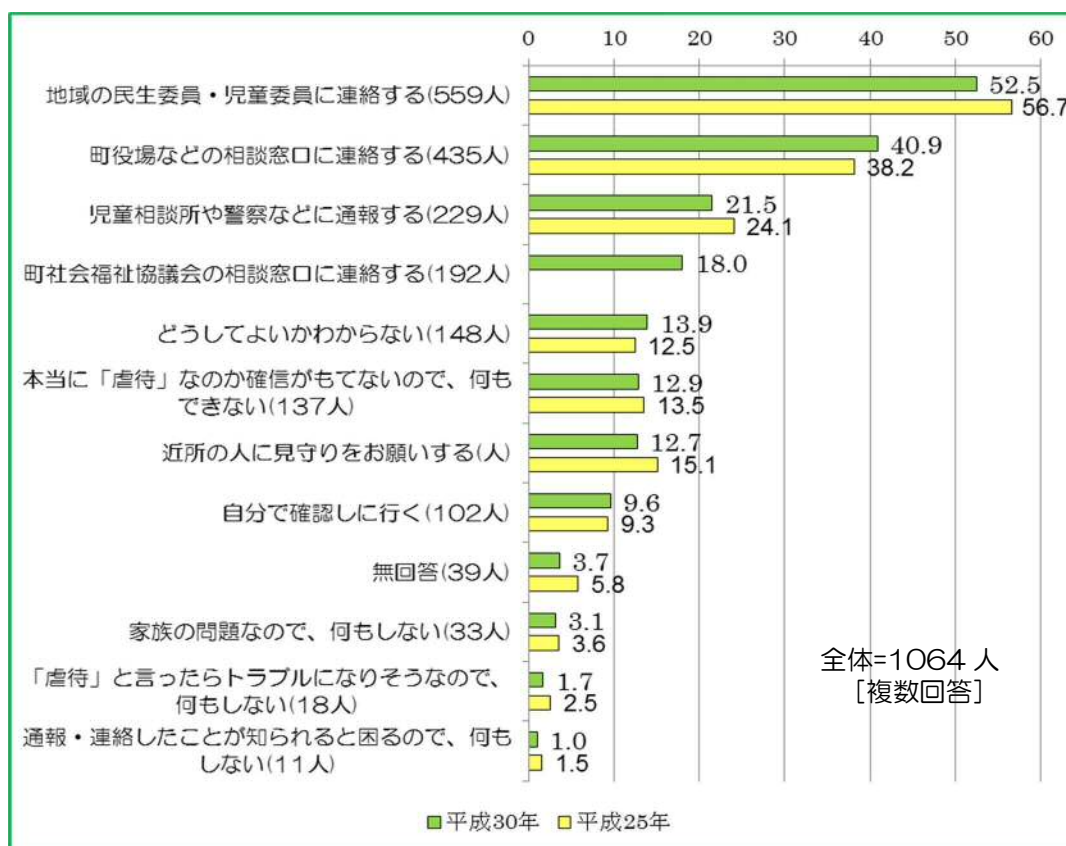
問 19 手助けが必要な人がいた場合の行動



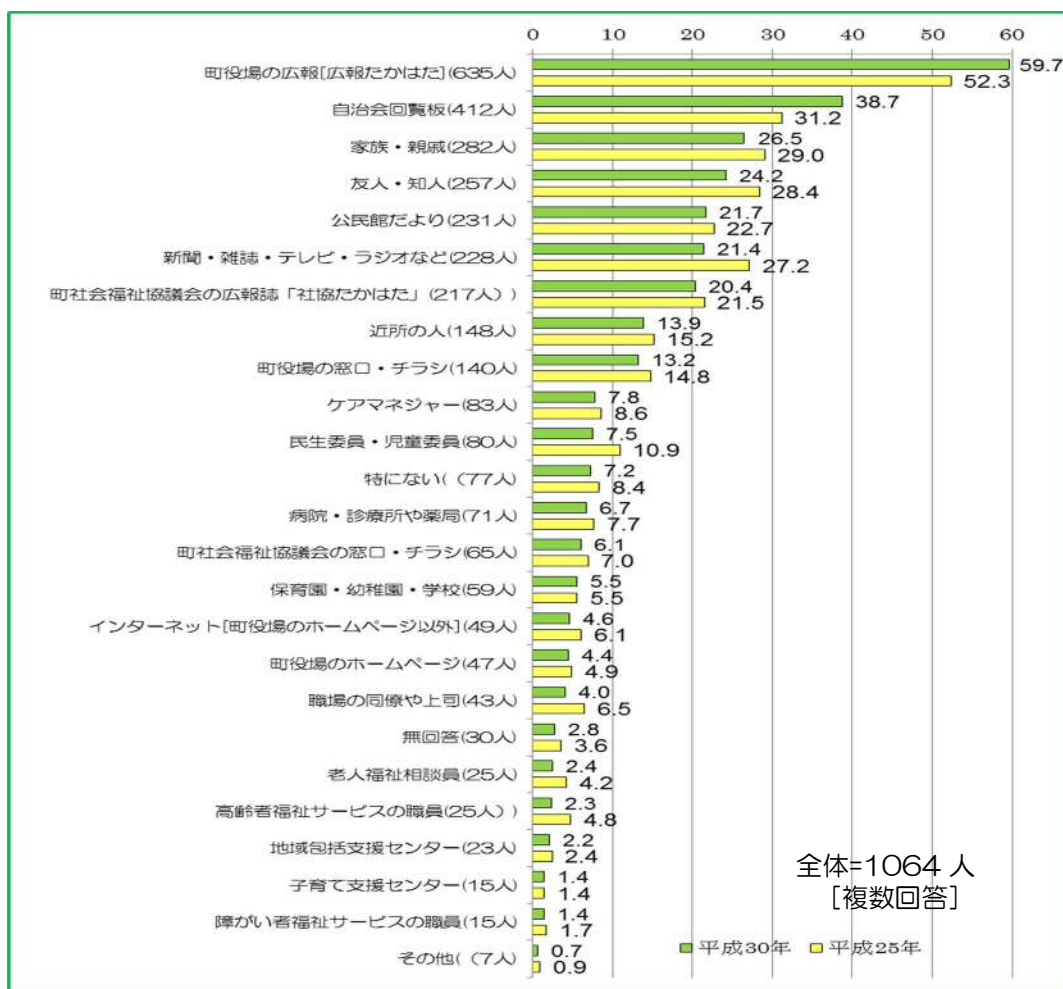
問20、問21 手助けが必要な場面と手助けができる場面



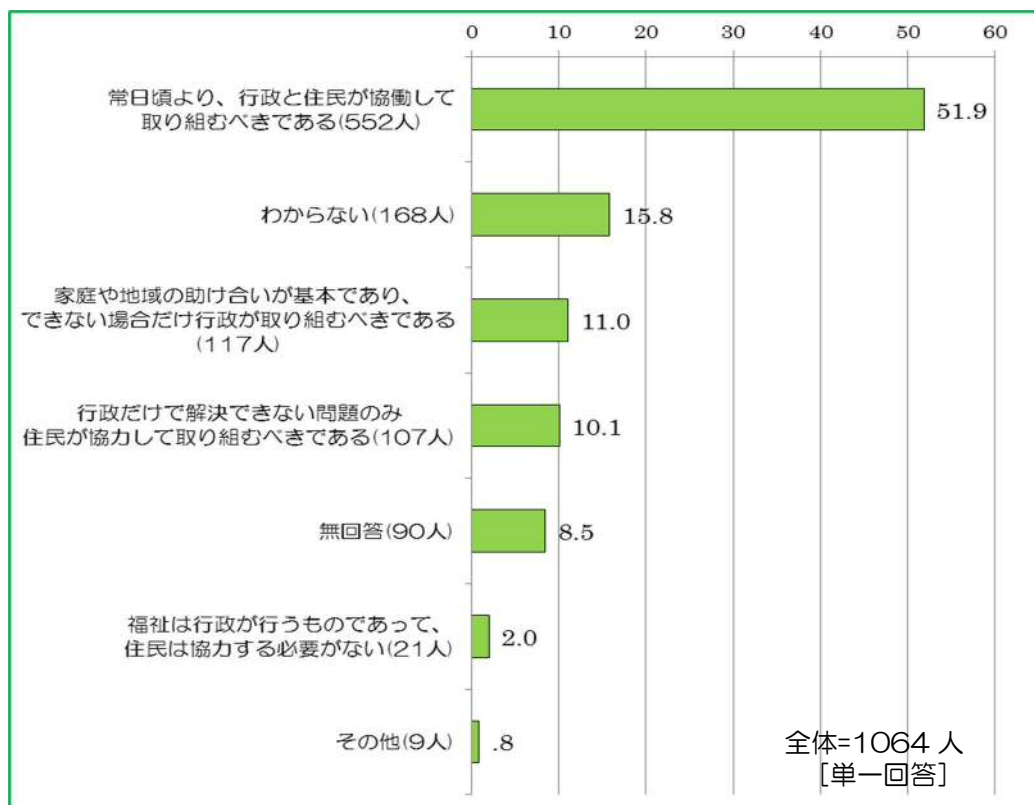
問22 虐待の可能性のある家族が居た場合の行動



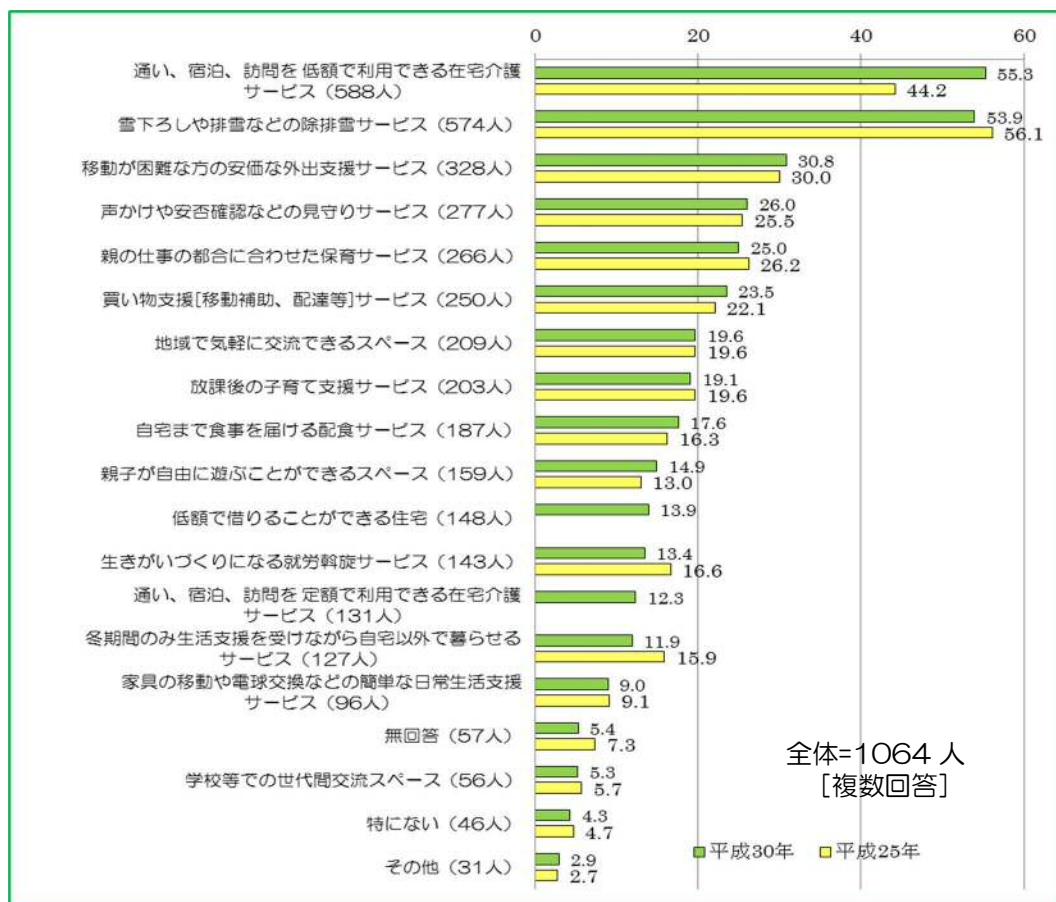
問 2 3 福祉に関する情報の入手方法



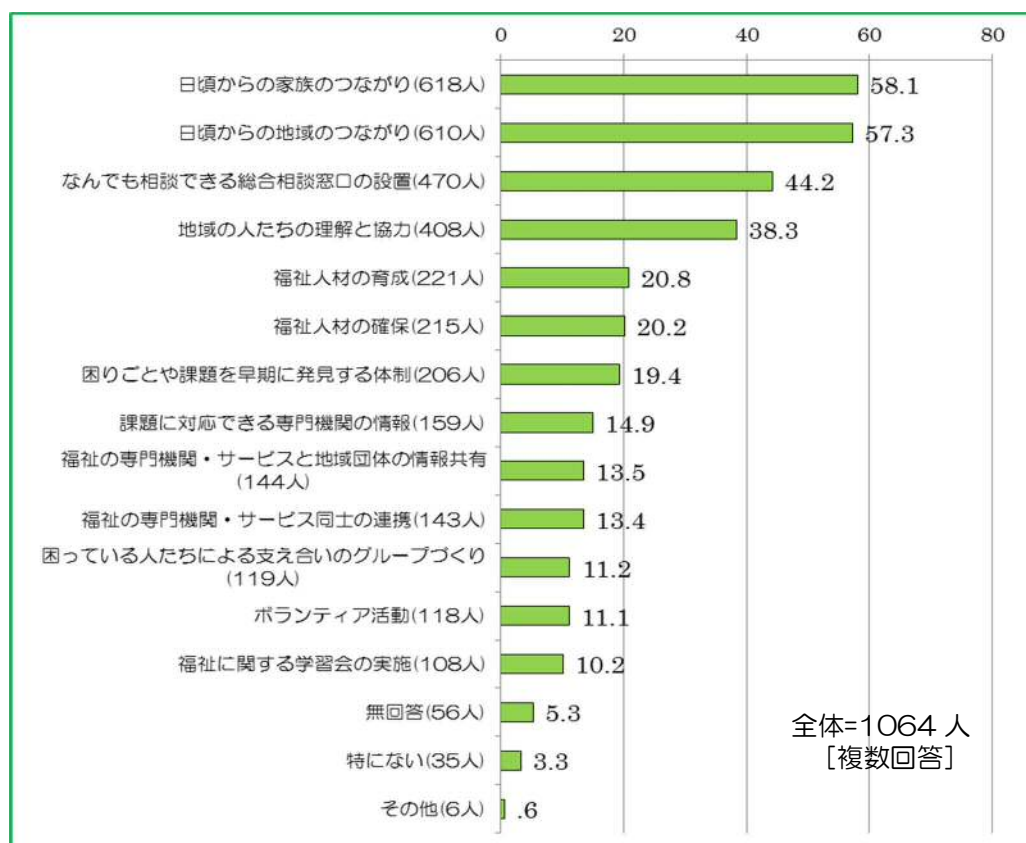
問 2 4 地域の福祉を進める役割について



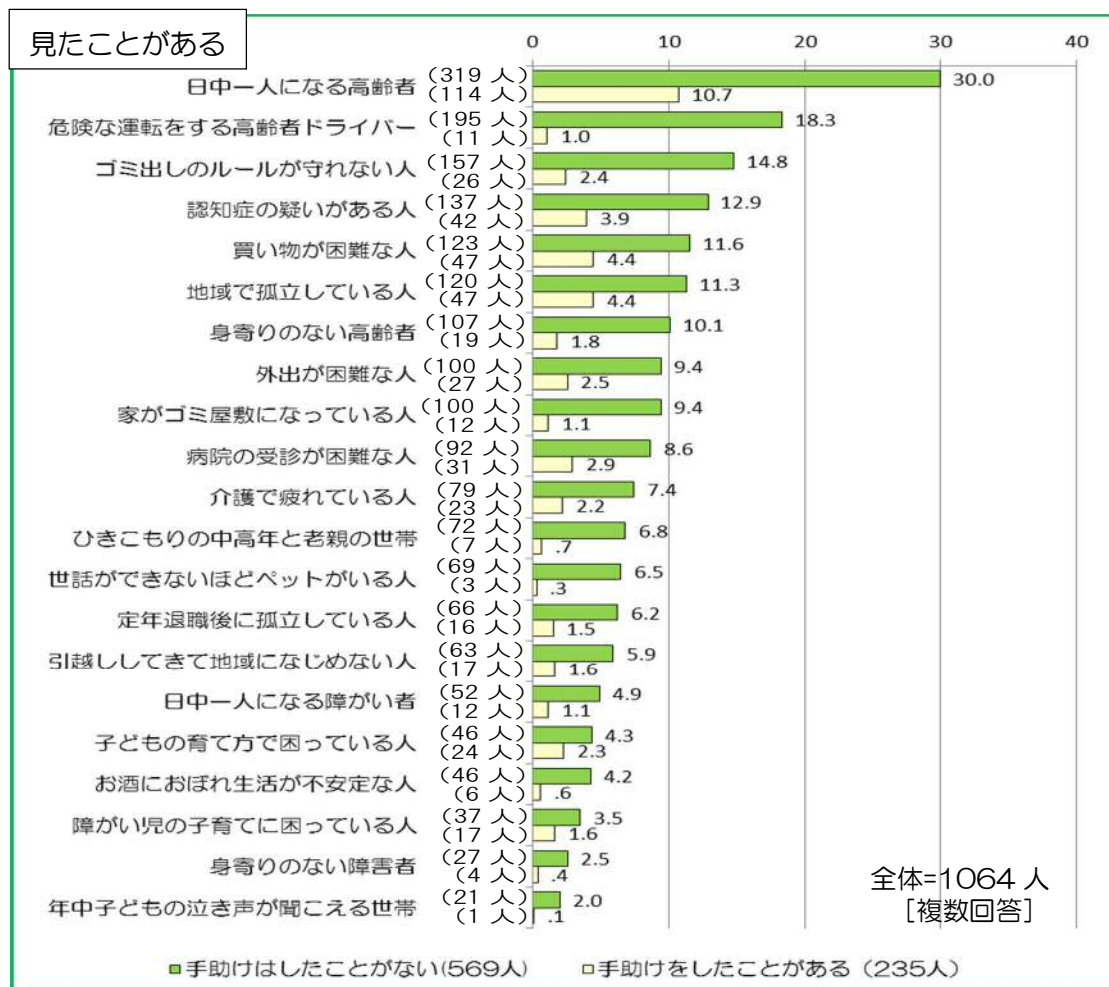
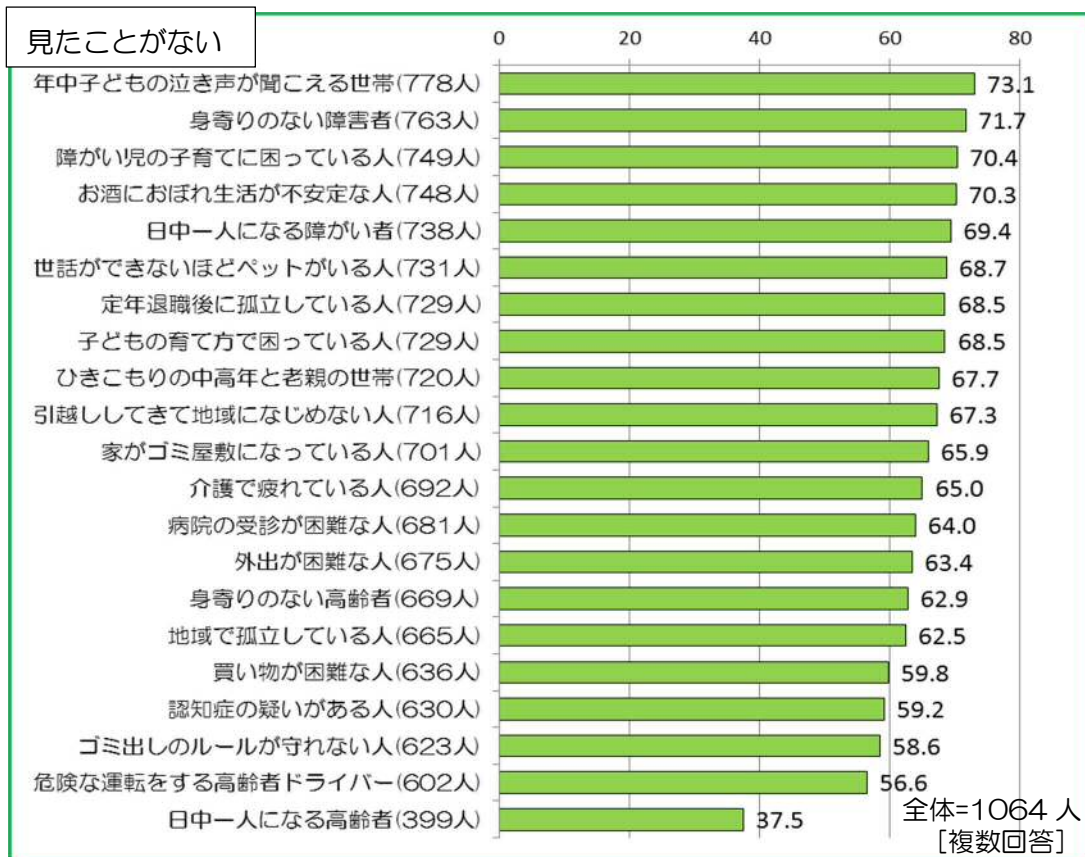
問 2 5 高畠町で暮らし続けるために充実が必要なサービス



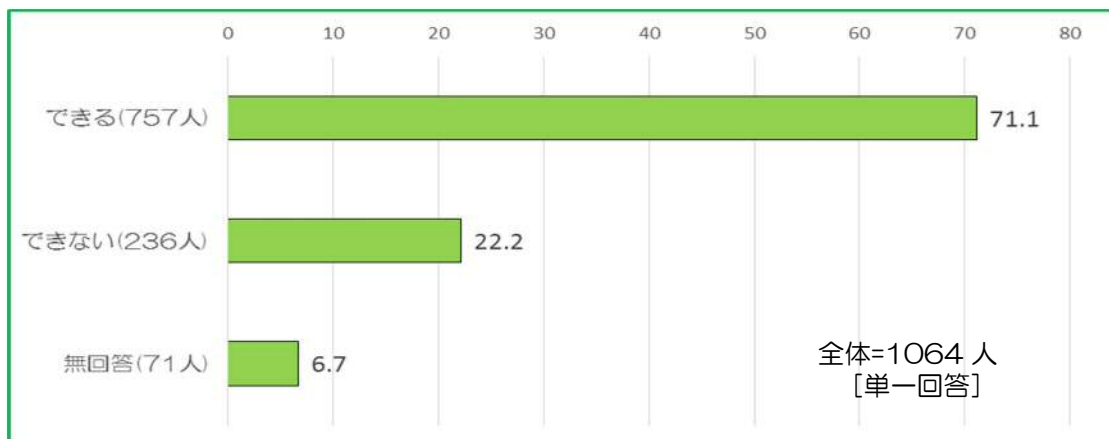
問 2 6 福祉の困りごとや地域課題を解決するために大切な事



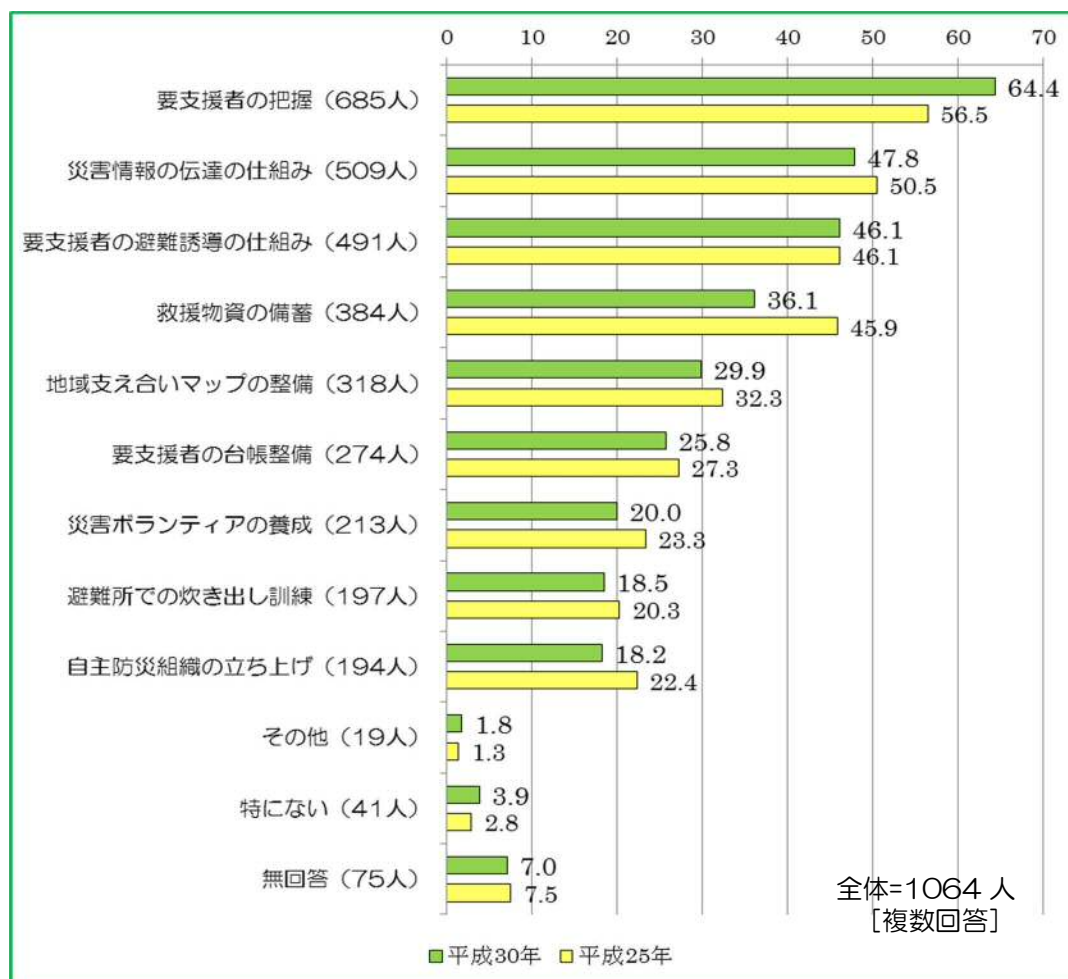
問 2 7 手助けが必要な人や世帯を見たことがあるか／手助けしたことは有るか



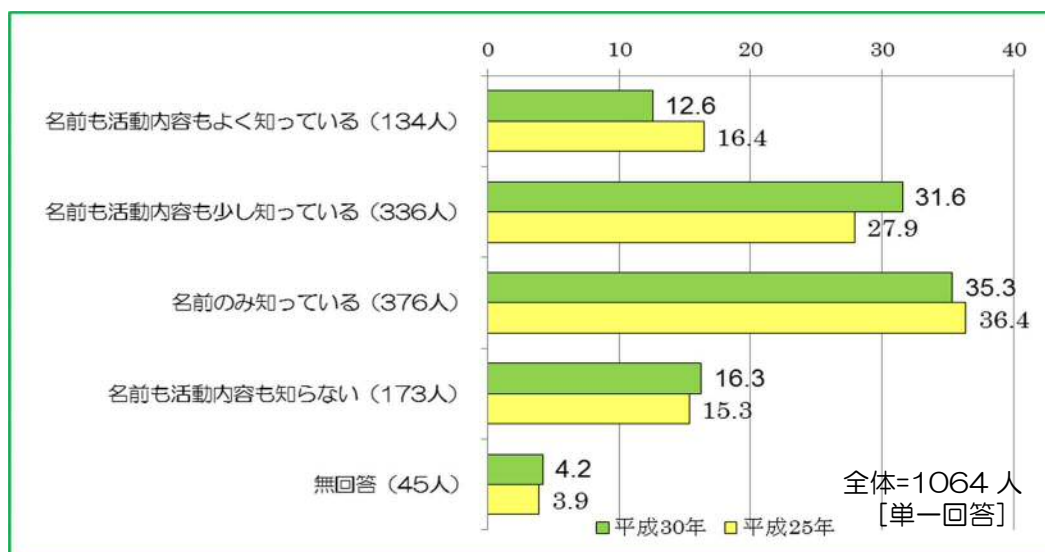
問 2 8 避難行動要支援者※への支援



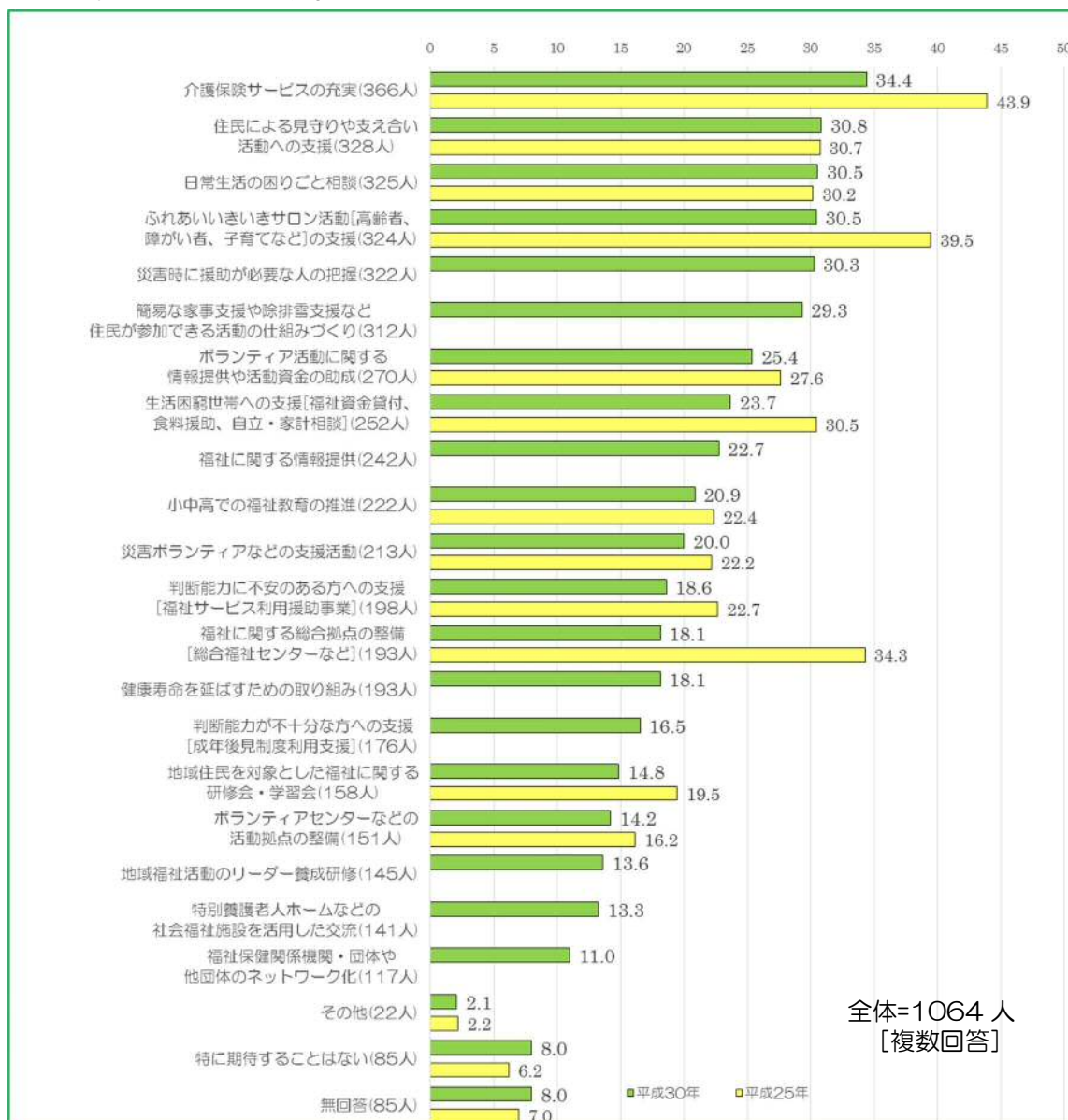
問 2 9 災害時に住民同士が助け合うための地域での備え



問 3 0 高畠町社会福祉協議会の認知度



問 3 1 高畠町社会福祉協議会に期待すること



■第3章■ 計画の策定方法

1 計画策定の進め方

本計画は「住民参加」を基本として、町民アンケート調査や集落、関係団体からの聞き取り、ワーキング会議、行政関係課や社会福祉協議会の作業部会などにより意見を集約し、福祉のまちづくり推進委員会において課題や問題点を洗い出し、今後の地域福祉のあり方を探りながら見直しを行いました。

2 計画の策定体制

計画策定にあたっては、関係機関、各種団体の代表、町民などから構成される「高畠町福祉のまちづくり推進委員会」を設置し、検討を進めました。

行政の関係課職員の庁内作業部会と社会福祉協議会職員による社協作業部会や、関係団体等の代表担当者などからなるワーキング会議グループ員と推進委員が合同で策定ワーキング会議を開催し全員参加により、3つのテーマに添った課題抽出と解決策を話し合いました。

3 町民の意見課題を集約するための方策

地域の困りごとを最もよく知っているのは町民自身です。次の3つの方策により地域の声を拾い上げ、その解決策と一緒に考えてきました。

(1) 町民アンケート調査の実施【平成30(2018)年1月】

「地域福祉に関する町民アンケート」を2,200名対象に実施し、町民のニーズと「地域福祉」に対する意見を広くお聞きするとともに、計画策定の基礎資料としました。

(2) 集落や各種団体等からの個別ヒアリング【平成30(2018)年6月から9月】

福祉に関係する団体や集落に出向き、困りごとや「地域福祉」に対する意見を直接お聞きするとともに、計画策定の基礎資料としました。

(3) 策定ワーキング会議の開催

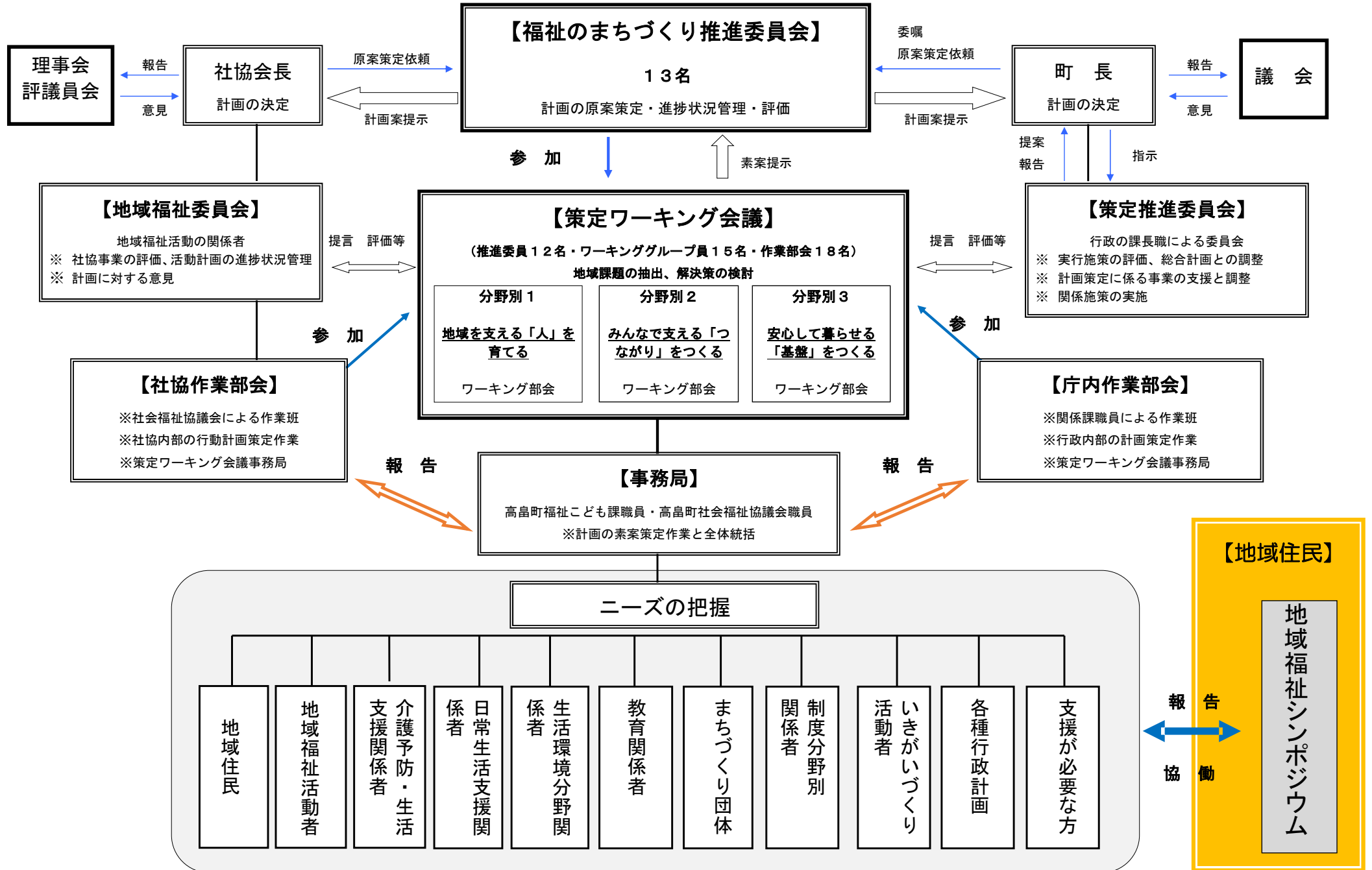
【第1回】 平成30(2018)年 8月 7日

【第2回】 平成30(2018)年 9月18日

【第3回】 平成30(2018)年10月22日

暮らしの中で日頃から感じている困りごとや課題を解決するために町民自らができること、地域でできることなどを話し合いながら、これからも安心して暮らし続けることができる具体的な取り組みを考えていただきました。

4 策定フローチャート



■第4章■ 計画の基本理念

1 計画の基本理念

高畠町で、誰もが安心して安全に暮らしつづけられるような地域社会を築き上げることは町民みんなの願いです。

第6次高畠町総合計画の基本理念である町民憲章を基盤に、
本計画では、

「すべての町民が互いに思いやり

『共に生きる』幸せなまちづくり」

を基本理念に掲げ、町民とともに福祉のまちづくりを推進します。

【第6次高畠町総合計画の基本理念】

高畠町町民憲章

わたくしたちは、奥羽の山なみにいだかれた天恵の自然風土と、縄文のいにしえからの歴史と文化遺産をもつ、まほろばの里の住民です。先人のきずいたすぐれた基盤の上に新しい創造を重ね、うるおいと活力にみちた人間の町づくりをめざします。

わたくしたちは、高畠町民としての誇りと責任をもってここに5つの誓いをたて、ゆたかな土の香りとみがかれた技と、深いまごころが織りなす自治の里をつくるために、力を合わせます。

わたくしたちは

一、自然と歴史を大切にし、調和のあるまちをつくります。

一、からだをきたえ温かい心を育て、生きがいのあるまちをつくります。

一、誇りと喜びをもって働き、活力のあるまちをつくります。

一、たがいに学び合い文化を高め、知性のあるまちをつくります。

一、郷土を愛し若い力を伸ばし、希望のあるまちをつくります。

昭和54年11月3日制定

2 計画の体系図

基本理念	基本目標			基本計画	施策	施策の方向
すべての町民が互いに思いやり「共に生きる」しあわせなまちづくり	地域を支える「人」を育てます	みんなで支える「つながり」をつくります	誰もが安心して暮らせる「しくみ」をつくります	1. 人と人がふれあう福祉コミュニティ※づくりの推進	(1) 地域の困りごとに気づき、話し合うためのきっかけづくり	①集落や隣組での困りごとの共有化
					(2) 地域住民自らが進めるコミュニティ活動の活性化と支援	①地域住民自ら進める地区づくり活動の推進 ②集落や隣組を単位とした小地域活動の推進 ③世代間交流の推進
					(3) 地域の見守り支え合うしくみづくり	①困りごとを把握するしくみづくり ②誰もが関わり合う見守りネットワークの構築 ③孤立しないためのしくみづくり
				2. 地域支え合いの充実	(1) 地域福祉の担い手の育成・強化	①民生委員・児童委員や高齢者、障がい者相談員など相談支援活動の周知と普及 ②ボランティアやNPO活動の拡大 ③担い手となる人材の発掘とリーダーの育成 ④募金や寄付から始める支え合う意識の醸成
					(2) 地域福祉の担い手が活躍できるしくみづくり	①地域福祉活動の情報発信の強化 ②多様な活動団体の設立の支援 ③ボランティアやNPO等と連携した困りごと解決のしくみづくり ④担い手として企業が参加できる体制づくり
					(3) 地域住民の拠点づくり	①地域住民が集う居場所づくり
				3. いつまでも健やかで心豊かに生活できる環境づくり	(1) 心の健康づくり推進	①悩みを抱える人を支えるための支援 ②心の健康を保つための支援
					(2) 健康を支える地域づくり	①各年代に応じた健康づくりの推進
				4. 未来を築く子どもが健やかに育つための環境づくり	(1) 地域ぐるみの子育ての推進	①地域で子どもを見守り育てるしくみづくり ②子ども・子育てを支える活動の拡大 ③さまざまな課題を抱える家庭の支援
					(2) やさしい心を育む環境の推進	①誰もが尊重される意識の醸成 ②実践的な福祉教育の推進 ③家庭・学校・地域における福祉教育の推進
				5. 必要な支援を包括的につなぎ、つなげる体制の充実	(1) さまざまな相談の充実とネットワークの強化	①相談窓口の充実 ②相談のネットワークの強化 ③福祉サービスに関する情報提供の充実 ④行政内の包括的な支援の推進
					(2) 地域全体で支え合う体制の推進	①保健、医療、福祉、介護、教育等の連携強化 ②地域で支え合うネットワークの充実 ③地域包括ケア体制の推進
				6. 地域で誰もが安心して暮らせる快適な環境づくり	(1) 安心して暮らせる生活環境の整備推進	①生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進 ②地域ぐるみで防災・防犯力を高める ③自主防災組織の機能と活動の強化 ④災害時の要援護者支援体制の強化
					(2) 新たな課題に対応した福祉サービスの促進	①既存のサービスでは対応できない課題に対する支援 ②移動手段の充実
					(3) 課題を抱える人の就労や活躍の場の支援	①自立に向けた就労の支援 ②生活困窮者支援
				7. 一人ひとり誰もが尊重され大切にされる環境づくり	(1) 権利擁護のための支援の充実	①権利擁護体制の充実 ②成年後見制度の利用推進
					(2) 虐待を地域で防ぐネットワークの構築	①虐待を未然に防ぐ人権擁護活動の展開 ②虐待防止の情報ネットワーク体制の充実

■第5章■ 地域福祉推進の方策

基本計画 1

人と人がふれあう福祉コミュニティづくりの推進

施 策	施策の方向
1. 地域の困りごとに気づき、話し合うためのきっかけづくり	(1) 集落や隣組での困りごとの共有化
2. 地域住民自らが進めるコミュニティ活動の活性化と支援	(1) 地域住民自ら進める地区づくり活動の推進 (2) 集落や隣組を単位とした小地域活動の推進 (3) 世代間交流の推進
3. 地域の見守り支え合うしくみづくり	(1) 困りごとを把握するしくみづくり (2) 誰もが関わり合う見守りネットワークの構築 (3) 孤立しないためのしくみづくり

施策 1	地域の困りごとに気づき、話し合うためのきっかけづくり
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査では、普段の生活での困りごとについて「自分や家族の老後について」の割合が 46.7%と最も高くなっています。「相談する相手がいない」1.1%中、「ひとり暮らし世帯」は 6.7%、「夫婦のみの世帯」が 4.8%となっています。相談する先については、「自治会役員」2%、「近所の人」10%と割合が低くなっています。 ◇手助けが必要な人がいた場合の行動として「本人や家族から手助けを求められれば手助けする」の割合が 56.2%と最も高く、次いで「近所の人と一緒に出来る範囲で手助けする」の割合が 36.3%、「自分でできることを探して出来る範囲で手助けする」の割合が 34.8%となっています。 ◇福祉に関する困りごとや地域の課題を解決するために大切なことについて、20 歳代は「福祉に関する学習会」「ボランティア※活動」、30 歳代は「福祉人材の育成」「福祉人材の確保」の割合が高くなっています。 ◇手助けが必要な人や世帯を見たことがあるかどうか調査項目について、「見たことがない」割合が高くなっています。 ◆少子高齢化、核家族化の進行が今後ますます進む予測の中、隣近所との助け合いや、自治会事業への参加も少なくなり、住民同士の連帯感も希薄になっていくことが考えられます。一方、町民一人ひとりの福祉ニーズは多様化、複雑化しており地域で困っている人をいち早く発見し、必要な支援につなぐためには、集落や隣組のゆるやかなつながりが求められています。 ◆すべての町民がいつまでも安心し、安全に暮らし続けるためには、公的な制度や支援は	

もちろんですが、身近で目の届きやすい範囲でのゆるやかなつながり、支え合い、助け合うことが大切です。そのためには、住民自らが集い、交流し、学び合い、共に地域の困りごとを共有することが必要です。

【町民の声（ワーキング会議）】

- ・地域内で現状を把握し、支援が必要な人について考える機会があるといい
- ・集落ごとに支援の必要な人や世帯を把握する
- ・お茶のみ友達を多くつくる取り組み
- ・立ち話 30 秒から始まる関係づくり
- ・自分で考えてもらうためには問いかけることが大事

【町民の声（アンケート調査）】

- ・核家族が増え一人暮らしの老人が増えて行く。家族は助け合って一緒に暮らせたらお互い助かる面もたくさんあると思う。そんな気持ちになる若者が増えてほしい。
- ・アパート等、他からの人が増え交流することも難しい。また、一人暮らしの高齢者も増え、力になればと声がけしても、かたくなに拒否されることもある。住みよい地区を目指しても進歩している様子が感じられない。
- ・町の福祉関係で困っていること、問題となっていること（例えば貧困児童数とかひきこもりとか）を数値化して知らせてほしい。そうすればより具体的に理解できるのではないかな。
- ・高齢化が進み、不安などがあっても自分から行けない人も多いので、各家庭を回り、困っていることなどを聞いてくれる専門アドバイザーが必要だと思う。

施策の方向

（１） 集落や隣組での困りごとの共有化

【町民の取り組み（自助）】

- ◇地域の中で、自分にできることから行動するように心がけます
- ◇地域の課題に気づき話し合うための機会に参加します
- ◇地域の課題についてみんなで学んでいく学集会※に参加します
- ◇隣近所に声がけします
- ◇困った時は一人で悩まず相談するように心がけます

【地域の取り組み（互助・共助）】

- ◇地域の課題を明らかにし、課題解決に向けて話し合う機会をつくれます
- ◇地域の現状を研修する機会をつくれます
- ◇広報を配る際には、積極的に声がけします

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】

- ◇福祉の課題を共有し、問題解決に向けて話し合うための機会づくりを支援します
- ◇地域の福祉ニーズに合わせて学びの場づくりを支援します
- ① 集落座談会の開催支援
- ② 学集会※の開催支援

【行政の取り組み（公助）】

◇まちづくり出前講座※で地域福祉に関するテーマを設け、職員が地域に出向き、町民の意識啓発を行います

◇地域福祉を考える学びの場をつくります

◇地域福祉に関する分かりやすい情報提供に努め、町民の理解促進を図ります

◇地域の現状を伝える機会をつくります

- ① 社協と連携し集落座談会や学集会の開催支援
- ② 地域福祉を啓発する講演会やシンポジウムなどの開催
- ③ 自治会、地区公民館、民生委員・児童委員※、老人福祉相談員との情報交換の場の設定
- ④ 集落と関係機関をつなぐ福祉協力員（仮称）の配置検討

連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、民生委員・児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、生活支援コーディネーター、見守りネットワーク推進員
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課



集落座談会

施策２	地域住民自らが進めるコミュニティ活動の活性化と支援
【現状と課題】 ◇地区への愛着について「とてもある」「ある程度ある」の割合は、84.6%、地区への愛着が「あまりない」と「全くない」の割合は 14.1%となっており、25（2013）年度と比較すると、愛着のある割合が減少し、愛着のない割合が増加しています ◇年代別の結果では、「10 歳代」から「40 歳代」まで「愛着がある」の割合が低くなり、「50 歳代」以降から高くなっています ◇住民が互いに助け合う「範囲」として、「集落、自治会」の割合が 39.4%と最も高く、次いで「隣組」の割合が 37%となっています。 ◇福祉の困りごとや地域課題を解決するために大切なことについて、「日頃からの地域のつながり」の割合が 57.3%、「地域の人たちの理解と協力」が 38.3%、「困りごとや課題を早期に発見する体制」が 19.4%となっています。 ◆地域内のコミュニティのつながりが希薄化しており、再生の取り組みは大きな課題です。 ◆近年地域を取り巻く環境が変わり、住民同士で顔を合わせる機会が少なくなっています。集落においても、祭りや事業の取り組み自体が難しくなっています。しかし、地域での助け合い、支え合いを広げていくことが大切です。 ◆地区公民館は、地域活動の拠点施設です。地区を活性化させるため、公民館は社会教育事業を進め、多くの行政情報を提供し、均衡あるまちづくりと地域社会の特性を活かした活動を推進していく必要があります。 ◆世代間交流の場が少なくなっています。地域内で世代間交流を行うことにより、子どもは社会性を養い、多様な視点から自身の将来を描くことができます。高齢になっても、能力、経験を活用することで社会的孤立を防ぐことができます。	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・ 隣組の小さい枠での組織づくり ・ 集落単位の座談会の開催 ・ 高齢者が生活の知恵を教える場など、自分の得意なことを地域に還元できるしくみと、マッチングを支援する団体があるといい ・ 商店を通いの場として活用できないか ・ 福祉防災マップ※づくりをきっかけに集落でさまざまな課題を解決できるようにしていく ・ 手助けが必要な方とその内容の調査、手助けできる人の調査 ・ 趣味やサークル、サロン※等のグループで地域に還元できることを話してもらう。間接的に担い手の発掘を行う。 ・ 地域の子どもが参加する日常的な見守りや生活支援を行っている自治体がある。子どもから親、地域の相談役へ情報が伝わり早期発見につながる ・ 老人クラブや高齢者大学などによる高齢者同士の助け合いのしくみ	

施策の方向	(1) 地域住民自ら進める地区づくり活動の推進 (2) 集落や隣組を単位とした小地域活動の推進 (3) 世代間交流の推進
【町民の取り組み（自助）】 ◇積極的にあいさつや声かけを行います ◇さまざまな活動に参加し、世代間交流に努めます ◇住民同士の交流を活性化するため、地域活動、地域行事へ積極的に参加します ◇隣近所と仲良くし「お互いさま」の気持ちで助け合います ◇気心の知れた身近な範囲のサロンをつくります	
【地域の取り組み（互助・共助）】 ◇幅広い年代（特に若い年代）が集える機会をつくり、参加の呼びかけに努めます ◇気心の知れた身近な範囲での自主的なサロンを開催します ◇老人クラブ等、自主的な取り組みの活性化を図ります ◇自治公民館活動に積極的に参加します ◇地域を見守る活動を定期的に行います	
【社会福祉協議会の取り組み（共助）】 ◇住民が主体的に行う地域福祉活動を支援します ◇身近な居場所づくりに取り組む団体間の情報交換と交流の場をつくります ① 地域福祉活動に取り組む自治会の支援 ② 地区サロン・集落サロンの活動支援と立ち上げ支援 ③ 町老人クラブ連合会活動支援	
【行政の取り組み(公助)】 ◇地区公民館と地区住民が連携し、地域課題を的確に捉えた地区づくり計画を推進します ◇多様な世代が参加して、交流できるイベントを開催します ◇公民館での世代間交流事業を支援します ◇子どもから高齢者までを対象に幅広い学習活動や交流事業を取り組みます ◇若い人が意見を出し、活動できる事業に取り組みます ◇隣組や自治会のつながりを強める支援を行います ◇生活支援コーディネーターが地域づくりに積極的に支援します ① 自治公民館活動の育成支援 ② 社会教育・生涯学習関係団体の育成・支援 ③ 高齢者と子どもが交流できる事業の開催 ④ サロンの立ち上げ、運営支援 ⑤ 積極的に活動を行う隣組や自治会の情報提供 ⑥ 生活支援コーディネーターの活動支援	
連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、生活支援コーディネーター、老人クラブ、育成会、サロン、居場所
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・企画財政課

施策 3	地域の見守り支え合うしくみづくり
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査によると、現在のご近所付き合いに関する項目について平成 25（2013）年度と平成 30（2018）年度を比較すると「とても親しく付き合っている」と「わりと親しく付き合っている」の割合が減少しています。今後のご近所付き合いについても「とても親しく付き合いたい」と「わりと親しく付き合いたい」の割合も減少し近所付き合いの希薄さが増している中、隣近所での見守りや声がけの大切さが求められています。 ◇地区の支え合いの状況について、住民同士のつながり支え合いを感じる項目は、平成 25（2013）年度調査と平成 30（2018）年度を比較すると「いつも感じる」割合が減少、「時々感じる」「感じられない」が増加し、5 年間で希薄化が進んでいます。 ◇住民が互いに助け合う関係の必要性について「あったほうがいい」の割合は 75.7%、「どちらともいえない」の割合は 19.9%、「なくてもよい」の割合は 1.4%となっています。 ◇手助けが必要な人を見たことがある項目について、「日中一人になる高齢者」「地域で孤立している人」「ひきこもりの中高年と老親の世帯」「定年退職後に孤立している人」「引越してきて地域になじめない人」を見たことがあると回答しています。支援を必要としている人を、隣近所で助け合う気持ちを持ち、それぞれの立場でできることから関わっていけるよう、推進しなければなりません。 ◆地域でのつながりは、地域福祉活動を進めていくうえでの基盤となりますが、近年は核家族化やライフスタイルの多様化などにより、地域の相互扶助力が低下しており、地域と積極的に関わりを持たない人が多くなっています ◆地域住民の高齢化や核家族化の進行により、「支える側」が減少し「支えられる側」が増加している現状において、支えられる側も支える側として、自分のできることを見つけることが大切です。 ◆ひきこもりや虐待※の事案は近年増加しており、見守りを必要とする人は年々増加しています ◆近年の地震、豪雨、台風などの災害が増えてきたことにより、地域の支え合いの大切さが目に見えるようになってきています。	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・ 隣近所で日常的な遠くから（電気の点灯、カーテンの開閉、新聞のたまり具合）の見守りがあるといい ・ 集落内に福祉班員を配置し、見まわりしてはどうか。その役は、支えあいと元気でいてもらいたいという意味から元気な高齢者が担う ・ 民間（郵便局など）の有料見守りサービスの利用 ・ 自治会ごとに、公的機関に相談する前に相談できる人の配置 ・ 地域の見守り隊を募集してはどうか（犬の散歩中、ランニング中、掃除中） ・ 防犯協会や消防団と協働で各家庭へ呼びかける ・ 隣組など小単位でのつながるしくみをつくる	

- ・地域見守り活動強化週間、月間を設けて、訪問する理由があることで、受入しやすい環境をつくる（訪問する機会を増やす）
- ・多様な人と交流する場づくりを推進することで、町民それぞれが関心の範囲外の情報も入手しやすいようにしていく
- ・町の情報発信を充実させる
- ・茶の間やサロンに来られる人は良いが、来られない人の声をどう拾うか

【町民の声（アンケート調査）】

- ・地域のつながりを基とした福祉活動の連携ができないと、円滑に進まない
- ・町の福祉関係で困っていること、問題となっていること（例えば貧困児童数とかひきこもりとか）を数値化して知らせてほしい。そうすればより具体的に理解できるのではないか。
- ・高齢化が進み、不安などがあっても自分から行けない人も多いので、各家庭を回り、困っていることなどを聞いてくれる専門アドバイザーが必要だと思う。

施策の方向

- （１） 困りごとを把握するしくみづくり
- （２） 誰もが関わり合う見守りネットワークの構築
- （３） 孤立しないためのしくみづくり

【町民の取り組み（自助）】

- ◇支援が必要な人がいれば、積極的な見守りや助け合いを近所同士で行います
- ◇異変や問題などに気づいたら、役場や地域包括支援センター、社協等の専門機関に相談、連絡します
- ◇福祉サービス利用に関する情報収集や相談窓口の把握を行います
- ◇座談会などに参加し地域の困りごとを知るようにします
- ◇福祉防災マップづくりに参加します

【地域の取り組み（互助・共助）】

- ◇集落や隣組単位で積極的な声がけを行います
- ◇民生委員・児童委員と自主防災会との連携を深め、情報共有を図ります
- ◇集落や隣組単位での「福祉防災マップ」を作成し、みんなで支援が必要な人の把握に努めます
- ◇集落や隣組単位での助け合いのしくみをつくります
- ◇商店は地域の通いの場としての活用を検討します
- ◇広報を配る際には、積極的に声がけします

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】

- ◇支援を必要とする人を把握し、身近な見守りのしくみづくりを支援します
- ◇身近な集落で支援を行うしくみづくりに取り組みます

◇見守り・声がけ運動を提唱します

◇支援を必要とする人が地域で安心して暮らし続けるための様々な調整を行う専門職の配置を検討します

- ① 地域支え合いマップ※（福祉防災マップ）づくり支援
- ② 除排雪のしくみづくり支援
- ③ なじょした運動※の推進
- ④ 友愛訪問活動※の推進
- ⑤ 小地域見守りネットワークの構築
- ⑥ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※の配置検討

【行政の取り組み（公助）】

◇社会的に支援を受けにくい「社会的孤立」への支援を充実します

◇在住外国人が地域と交流を図るためのしくみづくりを行います

◇見守り活動を行う民間事業者との連絡体制をつくり、それをスムーズに必要な支援につなげるしくみを構築します

◇認知症※についての理解のための普及啓発や、支援する人を増やします

◇積極的に支え合いに取り組んでいる地域の情報を発信します

◇見守りや声がけ強化期間の取り組みを推進します

- ① 地域交流活動の支援
- ② 在住外国人の交流事業の推進
- ③ 幅広い年代を対象にした認知症サポーターの養成
- ④ 町民と共同での認知症徘徊高齢者等の見守り訓練を行います
- ⑤ 生活支援コーディネーター活動の他機関との連携と充実
- ⑥ 見守り・声がけ運動の推進

連携・協働する
社会資源

隣組、自治会、地区公民館、民生委員・児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、自主防災会、防犯協会、消防団、生活支援コーディネーター、高島町国際交流協会

庁内関係課

福祉こども課・健康長寿課・総務課・生活環境課・社会教育課



認知症サポーター養成講座



座談会・学集会

基本計画 2

地域支え合いの充実

施 策	施策の方向
1. 地域福祉の担い手の育成・強化	(1) 民生委員・児童委員や高齢者、障がい者相談員など相談支援活動の周知と普及 (2) ボランティアやNPO※活動の拡大 (3) 担い手となる人材の発掘とリーダーの育成 (4) 募金や寄付から始める支え合う意識の醸成
2. 地域福祉の担い手が活躍できるしくみづくり	(1) 地域福祉活動の情報発信の強化 (2) 多様な活動団体の設立の支援 (3) ボランティアやNPO等と連携した困りごと解決のしくみづくり (4) 担い手として企業が参加できる体制づくり
3. 地域住民の拠点づくり	(1) 地域住民が集う居場所づくり

施策 1	地域福祉の担い手の育成・強化
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査では、手助けが必要な人がいた場合、本人や家族から求められれば手助けすると答えた人が最も多くなっています。手助けすることへの意識はあるものの、積極的な関わりを持つまでにはいかない状況です ◇地域活動やボランティアの参加状況について、20 歳代が「参加したことがない」と答えた割合が最も高く、44.7%となっています。30 歳代でも 38.2%となっています ◇地域活動やボランティアを活性化するために必要なことについて「気軽に参加できる活動内容」の割合が 55.1%と最も高く、次いで「人間関係が負担にならない活動」の割合が 41.6%、「時間的に負担が少ない活動」が 40.5%となっています。20 歳代と 30 歳代では「時間的に負担の少ない活動」が 2 番目になっています ◇地域活動やボランティアの参加状況について「積極的に参加している」「ときどき参加している」を合算させた割合が 38.3%、「以前に参加したことがある」が 22.8%、「参加したことがない」は 32.5%となっています。平成 25（2013）年度と平成 30（2018）年度を比較すると、特に「以前に参加したことがある（今はしていない）」割合が 12.3%減少し、「参加したことがない」割合が 7.2%増加しています ◇活動に参加している（参加したことがある）団体や、関心がある団体について、「NPO 団体」が最も低く、1.3%となっています ◇社会福祉協議会の認知度について、「名前のみ知っている」が 35.3%、次いで「名前も活動内容も少し知っている」の割合が 31.6%、「名前も活動内容も知らない」が 16.3%と	

なっています。認知度の割合が最も高い年代は 60 歳代で、職業別に見ると認知度が最も低いのは学生で 56.8%となっています。

◆人口が減っていく中、担い手の固定化や新たな参加者の少なさから、地域を支える担い手の減少が懸念されます。その一方で高齢者のみの世帯や認知症高齢者、障がいのある人、特別に支援が必要な子どもなど、支援のニーズは増加・多様化しています

◆年齢や立場などに関わらず、きっかけや内容によって誰でも担い手として活躍できる可能性があります。若い世代や地域との関わりが少ない人への働きかけにより、新たな人材の発掘、育成が求められています

【町民の声（ワーキング会議）】

- ・気心の知れた集落単位でのサロンがあるといい
- ・福祉についての講演会や出前講座を実施する
- ・若者会や壮年会を対象とした研修会の実施

【町民の声（アンケート調査）】

- ・町に住んでいる限り、いろいろと協力したいと思う。
- ・地区内に民生委員が 1 名いるが、一人では大変なときもあると思うので、2～3人で情報のやり取りや見回りなどしてもらえればと思う。
- ・後期高齢になると不安なことばかり多くなり、社会に対し自分が実際に役立てるか？後ろ向きな考えばかりでなるべく人の厄介にならないように思っていますが、町の福祉を理解して活動に参加したいと思います。
- ・高齢者一人ひとりが元気で生活することはなかなか努力のいるものです。どんどん大勢になることを考えると、元気な人に働いてもらう、こんなことも必要かと思う。
- ・私たち町民も何か一つでも協力できること、力を出し合い協力していかなければと思います。
- ・高齢化が進み、家族や地域のつながりが弱くなっている現在、福祉人材の育成、確保を。

施策の方向

- (1) 民生委員・児童委員や高齢者、障がい者相談員など相談支援活動の周知と普及
- (2) ボランティアやNPO活動の拡大
- (3) 担い手となる人材の発掘とリーダーの育成
- (4) 募金や寄付から始める支え合う意識の醸成

【町民の取り組み（自助）】

- ◇若い頃から地域活動に参加します
- ◇民生委員・児童委員や主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員等の役割について理解し、その活動に協力します
- ◇ボランティアやNPO、地域活動に関心を持ち、自分の経験や知識、特技を生かして参加します
- ◇積極的にボランティア養成講座や地域活動に参加します
- ◇募金や寄付で積極的に支援する意識を持ちます

【地域の取り組み（互助・共助）】

- ◇民生委員・児童委員や主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員等と自治会などの集落内の関係団体との連携、協力関係をつくります
- ◇地域で活動している個人、ボランティア団体等との連携の場をつくり、情報提供や交流促進に取り組みます
- ◇学校での福祉教育や放課後クラブ活動を通し、子どもの時から地域活動への理解を深め、担い手となる人材育成に取り組みます
- ◇地域で募金活動や寄付に取り組みます

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】

- ◇地域福祉活動の新たな担い手発掘に取り組みます
- ◇誰でも気軽に参加できるボランティア活動を提案します
- ◇地域ニーズを解決するためのきっかけづくりを行います
- ◇社協会費や寄付、共同募金への理解を深め、地域福祉の担い手としての参加を促します
 - ① ボランティアセンターの運営
 - ② 町民総ボランティア運動の推進
 - ③ ボランティア活動推進事業
 - ④ 小地域見守りネットワーク※の担い手養成
 - ⑤ 会員制度、善意銀行※、共同募金運動への理解促進

【行政の取り組み（公助）】

- ◇研修を充実し、身近な相談役の資質向上をめざします
- ◇社会福祉協議会や公民館等の関係機関・団体等と連携して、ボランティアやNPO等の育成と活動支援に努めます
- ◇地域の現状、課題を研修する場（出前講座や研修会等）を提供し、地域と関わりを持つ意識の醸成を図ります
- ◇若い世代を対象にした福祉に関する研修会やイベントの推進
- ◇地域に寄付の文化の醸成を図り、寄付による地域福祉活動への参加を促進します
- ◇地域福祉基金を地域福祉活動に活かすしくみを検討します
- ◇ふるさと納税による寄付意識の向上
 - ① 民生委員・児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の活動支援と研修の充実
 - ② ボランティア・町民活動の育成支援
 - ③ 若者への地域の現状や困りごとを伝え、考える場の提供
 - ④ 全ての人がお互いに担い手になる場の提供
 - ⑤ 寄付による地域福祉活動への理解促進
 - ⑥ 福祉まつり（仮）の実施検討

連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、生活支援コーディネーター、ボランティア、NPO、社会福祉施設、高島高校、小・中学校
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・企画財政課・教育総務課



ボランティアセンター設置訓練



町民総ボランティア
(花いっぱい運動)

施策２	地域福祉の担い手が活躍できるしくみづくり
【現状と課題（ワーキング会議）】 ・生活支援コーディネーターを町民に知ってもらうよう活動する ・地区ごとの協議体をつくり、話し合う場をつくる（特に、子どもと防災について） ・各企業への働きかけ（福祉を学ぶ研修会の開催） ・小額で気兼ねなく使える有償ボランティア※の仕組み ・若い人は何かしたくてもやり方がわからないことが多いので情報提供が必要 ・ボランティアやインフォーマル※な社会資源を活用した見守り支援のしくみ	

【町民の声（アンケート調査）】 ・企業から協力金をもらい活動資金にし、企業名がわかる何らかの活動をする。その企業は福祉事業に対する営業活動をしてはどうか。	
施策の方向	(1) 地域福祉活動の情報発信の強化 (2) 多様な活動団体の設立の支援 (3) ボランティアやNPO等と連携した困りごと解決のしくみづくり (4) 担い手として企業が参加できる体制づくり
【町民の取り組み（自助）】 ◇積極的にボランティアや地域活動に参加します ◇地域づくりを学ぶ研修会等に参加します ◇さまざまなボランティア活動について知るように努めます	
【地域の取り組み（互助・共助）】 ◇企業として積極的にボランティア活動の情報収集を図り、できることを検討します ◇地域のボランティア団体やNPOの情報を知り連携できるように取組みます	
【社会福祉協議会の取り組み（共助）】 ◇社会福祉協議会の活動や情報の発信を積極的に行います ◇企業や団体の地域福祉活動への積極的参加を促します ① 社会福祉協議会活動の情報発信 ② 地域福祉活動情報の発信強化 ③ 企業向け CSR 活動※やボランティア活動の提案 ④ 小地域見守りネットワーク※と連携した困難ケースへの対応	
【行政の取り組み（公助）】 ◇地域福祉活動の具体的な実践活動例や情報の周知を強化します ◇多様な主体による、重層的な生活支援サービスの提供体制をつくります ◇新たなボランティア活動の人材や組織の発掘と育成を推進します ◇企業と連携した福祉活動のあり方を検討します ① 具体的な地域福祉活動の情報発信 ② NPO 法人設立に関する情報の周知と支援 ③ 介護予防※ボランティアの養成 ④ 生活支援コーディネーターの活動の充実 ⑤ 企業に対する情報発信と地域活動への参加要請	
連携・協働する 社会資源	地区公民館、生活支援コーディネーター、企業等、ボランティア、NPO
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・商工観光課

施策3	地域住民の拠点づくり
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査では、「趣味等サークル団体」の関心割合が11.7%と最も高くなっています ◇町で暮らし続けるために充実が必要なサービスとして、年代別に見ると70歳代では「地域で気軽に交流できるスペース」の充実を求める割合が最も高くなっています。 ◆地域のサロンや居場所としての茶の間が増え、町民の生きがいや健康づくりが広がっています	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・ 気心の知れた集落単位でのサロンの結成 ・ 空き家の貸し出し ・ 若い人の集まれる場所、拠点づくり、仕事終わりに遅くまで集まれる居場所づくり ・ サロンをつくる。サロンなどの拠点づくりは元気な方への期待を伝える機会となり、意識啓発にもなる。 ・ 商店の生き残りや住民の見守り拠点を合わせ持ったしくみをつくる（補助金の創設） ・ 日常的に開放している対象者を限定しないサロン	
【町民の声（アンケート調査）】 ・ 各地域の高齢者が多くなってきている今、高齢者の集まれるサロン、老人会に気兼ねなく出席される企画、立案できるリーダーの育成が必要。 ・ 高齢者のいきいきサロンが地区にもあってほしいです（屋代）	
施策の方向	(1) 地域住民が集う居場所づくり
【町民の取り組み（自助）】 ◇居場所づくりの企画・運営へ積極的に参画します ◇日頃から気軽に話せる仲間をつくります	
【地域の取り組み（互助・共助）】 ◇居場所づくりや活動の企画・運営・参加および住民へのPRを行います ◇集落や隣組の声を聞き取ります ◇高齢者、若者、子どもなど誰でも集まれる場所をめざします	
【社会福祉協議会の取り組み（共助）】 ◇地域住民が集いやすい拠点づくりを支援します ① 自治公民館などへ遊具整備助成	
【行政の取り組み（公助）】 ◇あらゆる年代の人が気軽に集い、交流し合える住民主体の居場所づくりを支援します ◇子どもや若者、ひきこもり※の人が集まれる、それぞれに寄り添う居場所づくりを支援します ◇空き家を活用した居場所づくりを検討します ① 居場所づくりの推進と支援	

連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、生活支援コーディネーター、サロン、居場所
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・生活環境課・社会教育課



糠野目：和楽茶の間



糠野目：和楽茶の間



二井宿：わくわく交流館



高島：みんなの茶の間のんびり



幸町三：幸3ロソ
（サロソ）

基本計画3

いつまでも健やかで心豊かに生活できる環境づくり

施 策	施策の方向
1. 心の健康づくり推進	(1) 悩みを抱える人を支えるための支援 (2) 心の健康を保つための支援
2. 健康を支える地域づくり	(1) 各年代に応じた健康づくりの推進

施策1	心の健康づくり推進
【現状と課題】 ◆時間と心のゆとりが少なくなり、生活のあらゆる場面でストレスを抱える人が増えています ◆ストレスを抱え、うまく対処できない人が増えており、心の病やひきこもりになる人が増えています ◆心の悩みを持つ人やその家族が、相談できず孤立することのないよう、悩みに気づき、サポートするしくみや気軽に相談できる相談体制をつくる必要があります ◆自立支援医療※の利用者数が、うつや認知症の疾病を中心に増加傾向にあります ◆ひきこもりといった課題も増えています ◆町の自殺者は年度により人数の変動は見られますが、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などさまざまな社会的要因があり、誰にでも起こり得る危機で、生きることへの支援が必要です	
施策の方向	(1) 悩みを抱える人を支えるための支援 (2) 心の健康を保つための支援
【町民の取り組み（自助）】 ◇ストレス解消法や自分にあった休養のとりかたを身につけます ◇自分の心の状態に目を向け、必要に応じて相談や医療を受けるようにします ◇心の病に対して理解を深め、正しい知識を持つよう心がけます ◇人とのかかわりを大切にし、積極的に地域や社会の活動に参加します ◇悩みを抱える人を見つけたら、相談機関を紹介します ◇心の健康づくりについての勉強会に参加します	
【地域の取り組み（互助・共助）】 ◇集落や隣組で、町民が楽しく参加できる事業を企画します ◇集落や隣組の活動を通して地域のつながりを深め、顔の見える関係をつくります ◇心の悩みを持つ人やその家族を温かい目で見守ります ◇職場の心の健康を保つための支援体制を整備します	

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】

◇心の健康を保つ生きがいづくりとしての活動を支援します

- ① 生きがいと健康づくり事業
- ② 趣味サークル立ち上げ支援
- ③ 世代間交流事業

【行政の取り組み（公助）】

◇上手にストレスを解消し、心の健康を保てるように生きがい活動を推進します

◇誰もが気軽に集い、交流し合える居場所づくりを支援します

◇心の健康についての正しい知識の普及や情報提供を積極的行います

◇従来の見守りネットワークを拡充し、さまざまな課題を抱える人を地域全体で見守り支援します

◇身近な人の気づきを促す自殺予防事業を実施し、自殺の未然防止を図ります

- ① 町民や企業に対する心の健康づくり事業の取り組み
- ② 地域支援、見守りネットワークの拡充
- ③ 自殺予防啓発と事業の推進

連携・協働する
社会資源

隣組、自治会、地区公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員、保健所、企業

庁内関係課

福祉こども課・健康長寿課・社会教育課



心の健康づくり講演会



施策２	健康を支える地域づくり
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査では、関心がある団体について「健康づくり関連団体」が9.2%と２番目となっています ◆社会環境や生活様式の変化により、子どもの食習慣や食生活の乱れも見受けられます ◆身体の健康は心の状態にも大きな影響を及ぼすことから、適度な運動やバランスのとれた栄養、食生活により体の健康を保つことが大切になります ◆悪性新生物、心疾患罹患率、脳血管疾患の３大生活習慣病※により亡くなる割合が高く、脳血管疾患、心疾患は、国・県を大きく上回っています ◆健康寿命※を延ばすために、生活習慣病対策や疾病予防事業の強化が必要です ◆地域のサロンや茶の間が増え、定着することで高齢者の生きがいや健康増進が図られています ◆医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれ、在宅医療と介護を一体的に提供できるような広域的な連携といつでも対応できる在宅医療体制づくりが必要です	
施策の方向	(１) 各年代に応じた健康づくりの推進
【町民の取り組み（自助）】 ◇積極的に運動する習慣を取り入れ、健康づくりに取り組みます ◇定期的に健康診断を受診します ◇生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めます ◇自らが健康づくりに関心を持ち、運動やバランスのとれた食生活を心がけます ◇健康づくりへの関心を持ち、研修会に参加します	
【地域の取り組み（互助・共助）】 ◇地域で身体を動かすイベントなどを企画し、住民の健康づくりを推進します ◇だれでも気軽に参加し、楽しめる場づくりを行います ◇集落や隣組での、高齢者のサロン活動を支援します ◇気心の知れた身近な範囲での自主的なサロンを開催します	
【社会福祉協議会の取り組み（共助）】 ◇高齢者の生きがいと健康づくりを支援します ① 老人福祉センターの運営	
【行政の取り組み（公助）】 ◇健康長寿をめざした生活習慣の見直しを推進します ◇健康を地域で支えるための活動者を増やします ◇介護予防に関する知識や技術を提供するため、地域に出向いての運動講座や集落事業など普及啓発の充実を図ります ◇高齢者自身も担い手となり、生きがいを持って支え合うことのできるしくみづくりを推進します	

◇高齢者の趣味活動、健康づくり活動などを通じ、誰もが参加しやすい事業を展開します
 ◇高齢者自身が担い手にもなれるような新しい介護予防活動のしくみづくりの推進が求められています

- ① 健康運動サポーター※の養成、活動支援
- ② 特定健診※、後期高齢者健診、がん検診、特定保健指導等が受けやすい体制づくり
- ③ 食生活改善推進員活動の推進
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業※の実施
- ⑤ げんきアップ運動教室の実施
- ⑥ 集落等身近な通いの場での百歳体操等の介護予防事業の拡充

連携・協働する 社会資源	自治会、地区公民館、生活支援コーディネーター、健康運動サポーター、 体育協会、老人クラブ、サロン、居場所、小・中学校
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・教育総務課



げんきアップ運動教室

亀岡地区健康体操教室



健康運動サポーター研修会



百歳体操

基本計画 4

未来を築く子どもが健やかに育つための環境づくり

施 策	施策の方向
1. 地域ぐるみの子育ての推進	(1) 地域で子どもを見守り育てるしくみづくり (2) 子ども・子育てを支える活動の拡大 (3) さまざまな課題を抱える家庭の支援
2. やさしい心を育む環境の推進	(1) 誰もが尊重される意識の醸成 (2) 実践的な福祉教育の推進 (3) 家庭・学校・地域における福祉教育の推進

施策 1	地域ぐるみの子育ての推進
【現状と課題】 ◆山形県は、全国に比べ三世帯同居の割合が高く、高畠町は県の平均よりもさらに高い現状ではありますが、人口が減少している中、世帯数が増えていることから核家族化が進んでいることが分かります ◆子どもを取り巻く環境は、親の就労形態の変化や、ひとり親世帯の増加、家庭や地域の教育力の脆弱さなどが進み地域社会における子育て支援力が低下し、育児不安や育児困難を抱える親が増えています ◆親が感じる育てにくさの要因には、子どもの発達・発育の偏りだけでなく、親の子育てに関する知識不足、親の心身の不調、周囲の支援不足などさまざまな要因があります ◆少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域で子どもや家族を支えることが難しくなっています。子育てに関する知識や経験がないままに、妊娠・出産・子育てを迎える親が増えています。 ◆虐待やひきこもり、不登校など子どもや若者をめぐる問題が深刻化しています。いち早く見つけるためには地域での気づきが重要です。 ◆インターネットの普及により、子ども同士の関係性が見えにくくなっています。 ◆中学校が1校になり、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、学校、家庭、地域の連携を充実させることが必要です。 ◆乳幼児健診では発達が気になる子が増えており、発達障がい※のある子どもの早期発見・早期対応の取り組みが課題です。 ◆町内に特別支援学校がないため、障がい児が特別支援学校に就学すると、地域との関わりが薄くなります。 ◆障がい児への支援は発達過程において切れ目のない支援体制が必要とされており、乳幼児期から就労までの一貫したケアと総合的な支援が必要です。	

◆家庭で抱える困りごとは、複雑で深刻な状態になってから相談につながる場合が多く、地域で変化に気づく気持ちが求められています。

◆放課後の家庭での過ごし方は、ゲームやインターネットで遊ぶ子どもが多く、地域の目が届かない状況が多くなっています。子どもの健全育成に地域の支援が必要です。

【町民の声（ワーキング会議）】

- ・学校でのボランティアは行われており、福祉教育は根付いているが、他の行事に埋もれている
- ・福祉教育がイベントで終わらないように、学校教育での体系化が必要ではないか
- ・福祉まつりのようなイベントを開催しきっかけづくりにする
- ・小中学校の総合学習の時間で「地域福祉」をテーマに学習会の機会をつくってもら
- ・レクリエーションを通して世代間交流を図る
- ・学校との連携（授業として）

【町民の声（アンケート調査）】

- ・保育園に通っていない子どもが日中遊べるところが少ない。げんき館での取り組みを増やしてほしい。同年代の子どもがいるママ会などあれば地域の方々と仲良くなれる機会になると思う。
- ・保育園が休みの日や、病後児を預かってくれる場所やサービスがあれば働く女性があります。二井宿には学童保育所がないので、小学校の後に預けられる学童保育所がほしいです。
- ・病児保育室の充実も検討してほしい。高齢者も子育て世代も幸せに生活できることが町の発展につながります。
- ・冬場子どもが遊べるスペース（未就学児）がほしい。

施策の方向

- (1) 地域で子どもを見守り育てるしくみづくり
- (2) 子ども・子育てを支える活動の拡大
- (3) さまざまな課題を抱える家庭の支援

【町民の取り組み（自助）】

- ◇みんなで地域の子どもを見守ります
- ◇あいさつなど、児童や親に声をかけます
- ◇大人も子どもも地域行事に積極的に参加して、たくさんの人と親しくなります
- ◇子育て世帯を支援するため、子育てに関するさまざまな活動に協力します
- ◇積極的にPTAや育成会の活動に参加します
- ◇困っている家庭に気づいたら相談機関等につながります
- ◇日頃から自分ができる支援を考え、機会があれば積極的に参加します

【地域の取り組み（互助・共助）】

- ◇地域の住民が子どもたちと顔見知りになれるよう、子どもも一緒に参加できる集落行事の企画や運営に取り組みます
- ◇子ども会育成会の活動を支援します

◇障がいがあっても参加できる地域行事や子ども会活動を考え、参加を呼びかけます

◇子どもの登下校の見守りなどを推進します

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】

◇子どもたちが健やかに育つ環境づくり活動を支援します

- ① 自治会管理の児童遊園地補修・整備費助成
- ② 遊び場の点検・環境整備の推進と活動費助成
- ③ 学童保育所備品購入助成事業

【行政の取り組み（公助）】

◇安心して妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を提供します

◇困難を抱える子ども・若者の育ちを連携して支援するためのしくみをつくります

◇子どもの発達過程や特性に応じた支援に取り組みます

◇貧困の連鎖を止めるため支援を推進します

◇子育てをする親の閉塞感や孤立感を解消するとともに、地域における子育て支援体制の充実に努めます

◇学校、家庭、地域が連携して子どもに寄り添った支援活動を行うため、専門職による支援のしくみをつくります

◇放課後や学校外活動における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、地域住民との関わりを深めます

◇すべての子どもが人として尊重され、健やかに成長できるよう、教育、福祉、保健などの関係機関が一体となった総合的な支援を行います

◇多様な保育ニーズに対応できる体制をつくります

- ① 子ども・子育て支援事業計画の推進
- ② 子育て世代包括支援センター※の充実
- ③ 育児の孤立化予防や、産後うつ病の早期発見・早期支援
- ④ 家庭教育推進事業の充実
- ⑤ スクールソーシャルワーカー※、臨床心理士※等の包括的な支援体制づくりの検討
- ⑥ 課題を抱える子どもの学校教育活動支援に係る幼小中連携コーディネーター、教育相談員、特別支援教育支援員の継続配置
- ⑦ 巡回相談支援事業の推進
- ⑧ 療育相談事業推進
- ⑨ 子育て中の親が気軽に情報交換や相談ができる、新しいネットワークづくりの推進
- ⑩ 放課後子ども教室の実施と充実
- ⑪ 子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの充実
- ⑫ 要保護児童※対策の充実
- ⑬ ひとり親家庭への支援
- ⑭ 屋内遊戯場を拠点とした多世代の交流の推進
- ⑮ 子育てボランティアの養成と活動支援
- ⑯ 福祉まつり（仮）の実施検討

連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、育成会、地区公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、小・中学校、こども園、児童館、保育園・幼稚園、学童保育所、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、学校支援コーディネーター、子ども教室コーディネーター、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、子育てボランティア
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・教育総務課



屋内遊戯場

屋内遊戯場



サード
(学びと交流の場)



施策２	やさしい心を育む環境の推進
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査では、手助けが必要な人がいた場合の行動について、10 歳代は他年代と比較して、回答の割合が低く、20 歳代は、手助けの「協力要請」を前提とする消極的な割合が最も高くなっています。 ◆障害と障がい者に対する正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくすため、小さい頃からの福祉教育やボランティア意識の醸成が必要です ◆すべての人が尊重され大切にされる社会づくりを進めるには、年齢や性、障がいの有無に関わらず、一人ひとりがお互いを尊重する意識を持つことが大切です ◆どんな人も地域の中で共に生活を営む「ノーマライゼーション※」の理念が浸透してきていますが、現実にはまだ差別や偏見も見られます。 ◆社会にはさまざまな人がいることを理解するためには、小さい頃からの福祉教育が重要です	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・家庭教育は大事。大人も共に教育が必要。子どもと一緒に親も参加してもらおうとよい ・子ども会育成会活動への積極的な参加 ・他人思いができる子どもを地域で育てる ・青少年赤十字※に加入している学校は福祉教育が活発。入っていない学校もボランティアは行っている。福祉教育は根付いているが、他の事業に埋もれている。学校のプランを町の計画を考えて見直していく必要がある ・地域住民も学校のクラブ活動通し関わっている。あいさつ運動も地域の絆につながる ・サービ斯拉ーニング※（学校で学んだ知識を、地域課題の解決に生かすことで市民性を育む教育）の導入 ・イベントで止まらないよう、学校教育での体系化	
【町民の声（アンケート調査）】 ・高齢化、認知症等が増す中、子どもの頃から福祉に関心を持つ学習が必要と思います。 ・小学生のボランティア活動を大いに体験させていただきたい。老人は子どもたちの姿を見ただけでも笑顔になれる。	
施策の方向	(1) 誰もが尊重される意識の醸成 (2) 実践的な福祉教育の推進 (3) 家庭・学校・地域における福祉教育の推進
【町民の取り組み（自助）】 ◇地域福祉に関心を持ち、支援を必要とする人への理解を深めます ◇家族みんなで進んでボランティア活動に参加します ◇男女差に関わることなくできることはお互いに協力します	

◇家庭で困った時は助け合う気持ちを持ちます ◇親子で福祉に関する研修会や講演会に参加します ◇世代の違う人や障がいのある人などと仲良くなります ◇募金や寄付活動による支援に積極的に取り組みます	
【地域の取り組み（互助・共助）】 ◇行政や社会福祉協議会と協力し、講座や研修会を開催します ◇地域ぐるみのボランティア活動を推進します ◇障がいのある子どもたちに対しても、地域行事や子ども会活動などへ参加を呼びかけます ◇支援を必要とする人を温かい目で見守ります ◇世代の違う人や障がいのある人など、だれでも参加できる事業を開催します	
【社会福祉協議会の取り組み（共助）】 ◇福祉教育に取り組む学校の活動を支援します ◇誰もが気軽に取り組めるボランティア活動を推進します ① 福祉教育実践校事業 ② 町民総ボランティア運動の推進（再掲）	
【行政の取り組み（公助）】 ◇人権擁護意識の啓発を図ります ◇障がい等に対する正しい認識と理解を深めるための広報啓発活動を推進します ◇学校や家庭における福祉教育を推進します ◇企業への福祉に関する研修会開催を働きかけます ◇福祉に関する事業を開催し、町民のきっかけづくりを行います ◇小さい頃からの募金や寄付に対する意識の啓発を図ります ① 人権擁護活動の推進 ② 障がいを理解する研修会や講演会の開催 ③ 男女共同参画※いきいきプランの推進 ④ 学校等への福祉教育のための講師の派遣 ⑤ 高島高校と協働した福祉事業の推進 ⑥ サービスラーニングの導入 ⑦ 職場体験学習や社会福祉演習の推進 ⑧ 募金活動意識の啓発と情報周知	
連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、人権擁護委員、障がい者自立支援協議会※、小・中学校・高島高校、企業
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・教育総務課・企画財政課 ・生活環境課



糠野目小学校4年生
日赤への募金活動



基本計画 5

必要な支援を包括的につなぎ、つなげる体制の充実

施 策	施策の方向
1. さまざまな相談の充実とネットワークの強化	(1) 相談窓口の充実 (2) 相談のネットワークの強化 (3) 福祉サービスに関する情報提供の充実 (4) 行政内の包括的な支援の推進
2. 地域全体で支え合う体制の推進	(1) 保健、医療、福祉、介護、教育等の連携強化 (2) 地域で支え合うネットワークの充実 (3) 地域包括ケア体制の推進

施策 1	さまざまな相談の充実とネットワークの強化
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査では、福祉に関する情報の入手方法として、「広報たかはた」の割合が 59.7%と最も高く、次いで「自治会回覧板」の割合が 38.7%となっています。年代別では、10 歳代は「家族・親戚」、30 歳代は「保育園・幼稚園・学校」、40 歳代は「町役場のホームページ」や「インターネット」、50 歳代は「職場の同僚や上司」「町役場の窓口・チラシ」、60 歳代は「自治会回覧板」「広報たかはた」、70 歳代は「友人・知人」「新聞・雑誌」の割合が高くなっています。 ◇地域の福祉を進める役割について、「常日頃より行政と住民が協働して取り組むべきである」の割合が 51.9%と最も高くなっています。 ◇福祉の困りごとや地域課題を解決するために大切なことについて、「なんでも相談できる総合相談窓口の設置」が 44.2%と高い割合になっています。40 歳代は「課題に対応できる専門機関の情報」「福祉の専門機関・サービスと地域団体の情報共有」の割合が高くなっています。 ◆地域で心配な家庭（ひきこもりや虐待、生活困窮）などの支援が必要な家庭の潜在化が見られ、関係機関につながりにくい状況です ◆必要な情報が届かない「情報弱者」をなくすための、伝える内容のわかりやすさと、伝える手段の工夫が求められています ◆さまざまな相談窓口はありますが、相談先の分かりにくさが見られます。	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・ さまざまな社会資源を把握し、まとめて広報で周知する ・ 生活支援コーディネーターが組織体制を把握し、周知活動する ・ 他分野、せめて「福祉」に関わる団体の集まりをしたい ・ 相談しやすい窓口の設置	

- ・各相談機関が集まる窓口の設置、スーパーなどでの相談窓口設置
- ・一つの窓口で全てを解決することは難しいので、ワンストップの窓口を設置し、他機関と連携する仕組みをつくる
- ・身近なところで行政サービスが受けられるよう地区公民館を活用する
- ・相談機関同士のネットワークが重要
- ・福祉制度をコーディネートできるコンシェルジュ[※]の配置
- ・山形市などでは福祉何でも屋のようなことで日常相談を行っている。福祉コンシェルジュのような人が必要
- ・点字、音声を使った情報伝達ツールの整備、LINE を使った情報伝達方法の構築
- ・情報伝達のためのメールの登録と、リストの作成
- ・若い人向けの相談方法を揃える（メールなど）
- ・情報が届かない人、届きにくい人把握し声がけする
- ・既存の団体や仕組みを活用し、出来るところが出来ることを考える
- ・民生委員の負担が多いと聞くので、集落内の既存団体などが連携することで手助けとなるのではないか
- ・障害者相談員は民生委員などに関わりがないので連携できれば
- ・元気な高齢者が活躍して高齢者と同じ目線で話せる老人福祉相談員を増やす

【町民の声（アンケート調査）】

- ・福祉に関しての情報があまり知られていないので、もう少し皆に知ってもらえるように広めたほうがいい。
- ・それぞれの団体が連携されていないイメージがある。ボランティア活動が個々に活発に活動していると思いますが、もっと連携したほうがいいと思います。余力のある団体の力を必要なところへつなぐと充実すると思う。やる気のある団体がもっと活動の場を広げられるよう統括してほしいです。
- ・福祉に関してアンテナを張っていない人には情報自体入ってこない。急に手助けが必要となった場合、まとめて一つの窓口ですべての情報が入ればよい。課が違うとややこしい。
- ・町の福祉って何？と言う人が多いのではないかな？新しい家も増えて地域を身近に感じられない人も多いと思う。みんなが興味、親しみを持てるまちづくりができるといい。
- ・相談の窓口で一緒に悩んでいただいた方のおかげで乗り越えられた感じがある。気軽に相談できる場所があるのはありがたい。
- ・何でも相談窓口というのは大事。そこから内容で振り分けて担当部署につなげる
- ・外見からは読めないことが多いので、言葉だけでは伝えられないことをくみ取る姿勢の訓練が必要
- ・福祉に関する窓口を一本化し住民が利用しやすいようにしてほしい。（福祉こども課、社会福祉協議会、地域包括支援等）申し込みから実施までの手続きの簡略化、スピーディーな対応が期待できるように思います。
- ・活動内容が周知しやすい工夫が必要

・地域住民に社会福祉の内容、活動を浸透できるようにわかりやすい方法で教えてほしい。 ・窓口に来なくても相談できる体制の整備（SNS※等の利用） ・地区公民館への出張相談など身近に相談できる場を設置 ・関係機関をつなげるテレビ電話の設置 ・地域包括に総合相談窓口（コンシェルジュ）を設置 ・関係機関の横のつながりを強化する。顔の見える関係を構築する（研修会、学習会、交流会の開催）	
施策の方向	（１） 相談窓口の充実 （２） 相談のネットワークの強化 （３） 福祉サービスに関する情報提供の充実 （４） 行政内の包括的な支援の推進
【町民の取り組み（自助）】 ◇困ったとき、相談したいときに相談できる人間関係を築きます ◇家族や友人として相談にのり、必要に応じて専門機関へつなぎます ◇広報たかはたや社協だよりを確認しさまざまな支援や相談方法など情報収集に努めます ◇いつでも相談できるように、相談窓口の連絡先がわかるようにしておきます ◇担当の民生委員・児童委員や主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員などを把握しておきます	
【地域の取り組み（互助・共助）】 ◇地域の中で困っている人がいないか、みんなで見守ります ◇地域行事への参加を働きかけ、地域の中での孤立を防ぎ相談できる雰囲気をつくります ◇地域の担当の民生委員・児童委員、主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員等などを周知します	
【社会福祉協議会の取り組み（共助）】 ◇気軽に相談できる総合相談窓口を設置し、福祉ニーズの把握に努めます ◇相談に関する情報提供の充実を図ります ◇情報が届きにくい人の把握に努め、潜在化する福祉課題の掘り起こしと解決に向けて行動します ① 困りごと相談の拠点の確保（老人福祉センターの運営） ② ふれあい総合相談事業 ③ 広報誌や社協ホームページを活用した福祉サービスの情報提供の充実 ④ 社協在宅福祉サービス事業の推進とニーズ把握活動の強化	
【行政の取り組み（公助）】 ◇各種相談窓口の強化を図ります ◇必要な時に必要な情報が手に入るような伝達方法の検討と周知活動を充実させます ◇行政内での情報共有と支援の連携を充実させます ◇支援を必要としている人や地域とサービスなどに結びつけ、調整できる体制づくりを進めます	

① 民生委員・児童委員、主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員等の研修と連携 ② 福祉ガイド等の作成 ③ 広報、ホームページ等を活用した福祉情報の提供 ④ 新たな情報伝達方法の検討 ⑤ 個別支援と地域支援を担う人材や環境の構築	
連携・協働する社会資源	隣組、自治会、地区公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、教育相談員、生活支援コーディネーター、包括支援センター
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・総務課・企画財政課・町民課

施策2	地域全体で支え合う体制の推進
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査では、理想とする地区の将来像について「介護が必要になっても安心して生活できる地域」と答えた人の割合が66.4%と最も高くなっています ◇高畠町で暮らし続けるために充実が必要なサービスについて「通い、宿泊、訪問を低額で利用できる在宅介護サービス」の割合が55.3%と最も高くなっています。 ◆誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続していくためには、保健、医療、福祉、介護など必要なサービスが整い、総合的に利用できるよう連携することが必要です ◆包括的な支援を行うには保健、医療、福祉、介護、教育の連携がさらに充実することが求められています ◆関係機関の連携と、地域とをつないだ在宅支援のあり方を考える必要があります ◆孤立、虐待、ひきこもり、DV※など早期発見の取り組みが求められています ◆高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取り組みや、「地域包括ケアシステム※」の充実が必要です	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・防災を中心に地域で考える（高齢者、子ども、障がい者含めて） ・広報や回覧板を配るときに見守りが必要な人に会い、状況を報告するしくみを集落内でつくる	
【町民の声（アンケート調査）】 ・今後も地域住民や町、自治会と連携しながら福祉活動をしてもらいたいと思います。 ・同居世帯を増やす施策で家族介護をメインとした福祉サービスを充実させるといい。若者が定着したいまちづくり、若者が残ってくれる町になるか考えてほしい。 ・本当に福祉を必要としている人を見逃さないでほしい ・訪問する人員を増やしていただき、暮らしやすい町にしてほしい	

- ・高齢者や介護が必要な方も在宅で生活できる体制やサービス、組織づくりがもっと整えばいい。実際に困っている人はたくさんいると思う。
- ・子どもに対しては、どんどん良くなっている反面、団塊世代の高齢化に向けて、介護、医療サービスは今まで以上に充実させていかなければならない。
- ・高齢化社会に適した地域の協力体制を整え、安心して生活できる町になるよう期待します。
- ・高齢者宅を訪問し、認知症の疑いがあるかどうか確認してもらいたい。なかなか自分から言い出せない方もいる。
- ・高島病院に産科を作ってもらいたい。子育てでこれだけ力を入れているのだから地域で出産できる場所が一つでもあったらいいと思う。米沢や川西に行くだけで身重の身体には負担を感じる。
- ・病院に安心して通える町にしてほしい。近くにあっても行けない病院では困る。
- ・公立高島病院の医師体制の不足
- ・しっかりした高島病院の医師が常勤でいてほしい。もっと利用したいのに利用できない。

施策の方向	(1) 保健、医療、福祉、介護、教育等の連携強化 (2) 地域で支え合うネットワークの充実 (3) 地域包括ケア体制の推進
-------	---

【町民の取り組み（自助）】

- ◇地域で支援が必要な人が必要なサービスを受けられているか見守り、必要に応じて支援を行います
- ◇家族や友人として相談にのり、必要に応じて専門機関へつなぎます
- ◇異変や問題などに気づいたら、役場や地域包括支援センター※等の専門機関に相談、連絡します
- ◇福祉サービス利用に関する情報収集や相談窓口の把握を行います
- ◇研修会など情報収集に努めます
- ◇福祉防災マップづくりに参加します

【地域の取り組み（互助・共助）】

- ◇民生委員・児童委員と自主防災会との連携を深め、情報共有を図ります
- ◇集落や隣組単位での「福祉防災マップ」を作成し、みんなで情報を共有します
- ◇集落や隣組単位での助け合いのしくみをつくります
- ◇消防団や自主防災会との連携を図ります

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】

- ◇各相談機関との連携を図ります
 - ① 各相談機関との情報交換の場の検討
 - ② 地域ケア会議※への参加
 - ③ 各関係機関と連携した「総合相談・生活支援システム」のあり方検討

【行政の取り組み（公助）】

- ◇保健、医療、福祉、介護、教育等の連携をより一層強化します。特に医療分野との連携を強化します
- ◇地域ケア個別会議で個別の課題の分析から地域課題を見出し、解決策を検討する会議へと発展させます
- ◇多職種合同の地域ケア推進会議を開催します
- ◇支援を必要とする人の発見やサービスに結びついていない要支援者への対応、また必要な人が必要なサービスを利用できるよう支援します
 - ① 地域ケア会議の開催
 - ② サービス提供事業者との情報交換や連携体制の充実
 - ③ 医療、福祉連絡会の開催
 - ④ 社協と連携した支え合い体制の支援
 - ⑤ 各種相談機関とのネットワークの構築

連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、民生委員・児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、生活支援コーディネーター、包括新センター、医療機関、自主防災会
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・総務課・高畠病院

基本計画6

地域で誰もが安心して暮らせる快適な環境づくり

施 策	施策の方向
1. 安心して暮らせる生活環境の整備推進	(1) 生活環境のバリアフリー※化、ユニバーサルデザイン※の促進 (2) 地域ぐるみで防災・防犯力を高める (3) 自主防災組織の機能と活動の強化 (4) 災害時の要援護者支援体制の強化
2. 新たな課題に対応した福祉サービスの促進	(1) 既存のサービスでは対応できない課題に対する支援 (2) 移動手段の充実
3. 課題を抱える人の就労や活躍の場の支援	(1) 自立に向けた就労の支援 (2) 生活困窮者支援

施策1	安心して暮らせる生活環境の整備促進
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査では、地区の暮らしやすさについて「暮らしやすい」が49.5%、「どちらともいえない」が41.5%「暮らしにくい」が7.3%となっています。年代別では「10歳代」と「30歳代」の暮らしやすいの割合が低くなっています。また「10歳代」の12.9%が「暮らしにくい」と感じています ◇「今後も住み続けたい」の割合が55.2%、「将来引っ越す予定」の割合が3.9%となっています ◇災害時における助け合いについて、災害時に自分で避難することが困難な人を避難所に連れて行くことができるかの項目について、「できる」の割合が71.1%、「できない」の割合が22.2%となっています ◇災害時に住民同士が助け合うための地域での備えについて、「要援護者の把握」が56.5%、「災害情報の伝達の仕組み」が50.5%、「要援護者の避難誘導の仕組み」が46.1%となっています。 ◇高齢化の進展により、避難行動要支援者※が増加しています ◆障がい者の社会参加を促進するためには、移動のための交通手段の充実や、障がい者が外出しやすいような環境づくりを進めていく必要があります ◆障がい者が地域で安心して生活するためには、建築物や公園等の整備など、バリアフリー化した住みよい生活環境の整備と、防犯・防災体制の確立が重要です。公共施設はもちろんのこと、民間施設についてもバリアフリー化の促進を図る必要があります ◆人口減少・少子高齢化により、地域コミュニティ※の維持が困難になっています。また、	

地域のつながりが弱くなったことにより防災力も低下しています

◆高齢者が振り込め詐欺や悪質商法による被害を受けています

◆災害時には、家庭的責任が女性に集中することや女性のニーズが顧みられない問題が明らかになっており、防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があります。

【町民の声（ワーキング会議）】

- ・ 個別避難計画を家族で話し合ってつくってもらうといい
- ・ 被災した場合の集合場所等について家族で話し合う
- ・ 普段から「楽しい」＋「防災」の行事があればいい
- ・ 地域で防災を学べる機会が継続的にあるといい
- ・ 援助が必要な世帯の把握
- ・ 防災マップの全戸配付
- ・ 防災無線が聞き取りにくい。子機があれば意識を持つ
- ・ 地震や台風など災害の多いときだからこそ町民の防災意識は高い。この時期に隣組単位での防災、災害時の取り組み、誰が誰を助けるかまで話し合う。小さな枠だと個人情報だからと言う人はいない。
- ・ 社会福祉協議会の福祉マップを全地区に広め、町全体で情報交換を行う
- ・ 自治区単位の防災訓練
- ・ 個人情報の取り扱いについて理解を深める機会を設ける
- ・ 避難行動要支援者名簿の活用について具体的な方法を示す
- ・ 総合防災訓練の内容を見直す
- ・ 自主防災組織への助成の仕組みをつくる

【町民の声（アンケート調査）】

- ・ 高島駅のホームにエレベーターを設置してほしい。
- ・ 小中学生の下校時のパトロールを強化してほしい。不審者が毎年いる。
- ・ 障がい者の親です。交通の便が悪い上に雪国。移動支援※事業をもっと低額で利用できるようにしてほしい。福祉事業所（養護学校も含め）も少なく町外に通うのが大変です。市町村によってサービスの違いもあり常々引っ越したいと思っています。
- ・ 災害のときにいきなりつながりを持つのは難しい。常に顔見知り程度でも接点を持つ機会が必要

施策の方向

- （１） 生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進
- （２） 地域ぐるみで防災・防犯力を高める
- （３） 自主防災組織の機能と活動の強化
- （４） 災害時の要援護者支援体制の強化

【町民の取り組み（自助）】

◇障がい者用の駐車スペースの利用ルールを守ります

◇訪問販売などは、相手を確認し、はっきりと断るよう心がけます

◇いつも安全運転を心がけます

- ◇災害時にすぐ避難できるよう、避難場所・避難経路を確認しておきます
- ◇非常持ち出し品の確認や家具の転倒防止など家の中の安全対策を行います
- ◇災害が発生した際の避難計画や連絡方法、避難先について家族で話し合います
- ◇日頃から隣近所と交流し、災害時にはお互いに協力し合います
- ◇集落等で行う福祉防災マップづくりに積極的に参加します

【地域の取り組み（互助・共助）】

- ◇回覧板などで交通安全や防犯についての情報を提供します
- ◇学校やPTAなどの関係団体や機関で情報交換や意見交換の場を設け、連携して交通安全や防犯活動に取り組みます
- ◇子ども見守り隊など、地域の中で自主的な防犯活動を進めます
- ◇自主防災組織の設立と活動強化に努めます
- ◇緊急連絡網などをつくり、災害時に支援し合える体制を築きます
- ◇福祉防災マップと災害時に支援が必要な要援護者の情報を連携させ災害に備えます
- ◇福祉防災マップの作成や見直しなど、災害に備えた準備をしておきます
- ◇防災の勉強会や訓練を行うなど、地域での防災意識を高めます
- ◇地域の見守り、支え合うしくみづくりに努めます

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】

- ◇災害ボランティアセンター設置運営の訓練を継続して実施します
- ◇災害ボランティアセンター設置時に活動できる人材を育成します
- ◇住民主体による新たな除排雪活動のしくみづくりを行います
 - ① 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
 - ② 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成
 - ③ 除排雪ボランティア活動支援
 - ④ 有償除雪ボランティア活動のしくみづくり

【行政の取り組み（公助）】

- ◇障がいを持って暮らしやすい環境づくりに務めます
- ◇町民の交通安全や防犯意識を高めるため、啓発活動を充実します
- ◇児童生徒の通学路をはじめとした歩道整備など、歩行者が安心して通行できる安全対策を推進します
- ◇幼児と高齢者の交通安全教育を充実します
- ◇地域における防犯活動を支援します
- ◇空き家の適正管理を推進するとともに、危険や問題を有する放置空き家については、条例に基づく適正な処置を行い、活用方法の検討も推進します
- ◇悪徳商法や不審者に関する情報提供を行うとともに相談体制の充実を図ります
- ◇集落の防災訓練や避難訓練の実施の働きかけと支援を行います
- ◇町の防災訓練の強化を図ります
- ◇要配慮者利用施設の避難確保計画づくりに取り組みます
 - ① 公共施設等のバリアフリー化の推進

② バリアフリー運動の推進 ③ 交通安全、防犯活動の推進 ④ 空き家対策事業の推進 ⑤ 消費者生活対策事業の推進 ⑥ 自主防災組織の充実と支援 ⑦ 避難行動要支援者支援の充実と強化 ⑧ 社協と連携した福祉防災マップづくりへの支援 ⑨ 防災を学ぶ機会の提供 ⑩ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定検討	
連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、生活支援コーディネーター、自主防災会、防犯協会、交通安全協会、小・中学校、PTA、ボランティア、有償ボランティア、消防署、警察署
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・総務課・生活環境課



福祉防災マップづくり



防災セミナー

施策 2	新たな課題に対応した福祉サービスの促進
【現状と課題】 ◇町民アンケート調査では、理想とする地区の将来像について「交通の便や移動の支援が行き届き、誰もが外出しやすい地域」の割合が 59.3%となっています ◇町で暮らし続けるために充実が必要なサービスについて、「雪下ろしや排雪などの除排雪サービス」の割合が 53.9%、「移動が困難な方の安価な外出支援サービス」30.8%と高い割合になっています。50 歳代では、「自宅まで食事を届ける配食サービス」、60 歳代では「冬期間のみ生活支援を受けながら自宅以外で暮らせるサービス」の割合が高くなっています ◆経済困窮あるいは親自身が障がいや虐待など不適切な環境での生育歴を有する場合など、子どもの育つ力を十分に伸ばすことが難しい状況です ◆家庭の教育力は経済的に相関することから、経済困窮にある世帯やひとり親世帯などの子どもに対しての支援が必要です ◆身寄りのない高齢者の孤独死が増えています ◆認知症等的高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が十分でない方に対しての支援は整っていますが、該当しない狭間の方への支援が不足しています	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・デマンドタクシー※を利用できる人は何でもできる人、できない人でも利用できるしくみを ・どの程度の方がデマンドを求めているのか、線引き必要 ・障がい者がデマンドを利用しようとしたら拒否された。デマンドのあり方を考えることが必要 ・移動手段に対して町民はどこまで求めているのか、ちょっとした移動は近所の人協力も大切 ・公共交通を機関と有償ボランティアとの協働による移動支援のしくみ ・町外への移動問題は他市町村でも同じ、広域連携が必要 ・買い物に出かけることは生きがい支援になる ・サービスに繋がらない人に地域の人が出向いて気軽に繋がる必要がある	
【町民の声（アンケート調査）】 ・除雪作業は肉体労働で、各家庭だけで精一杯。ボランティア活動で協力する人も少ない。一人暮らしの高齢者が増えるので対策がより良い方向に行くよう期待します ・地域内の一人暮らし老人や、集落内排雪等のボランティア経費の実費助成（除雪機燃料代助成等） ・町の社会福祉が届かないすきまがあることを知ってほしい ・通院時の公共交通機関の充実（高島病院、南陽病院、置総、米沢市立病院） ・無償の送迎ネットワークを構築すべきである ・近くに小売店がなく、スタンド、自動販売機もなく、昔に比べて不便な世の中になった。運転もいつまで続けられるか心配 ・定額で入れるような高齢者の住宅があったほうがいい。周囲の負担も軽減されるのではな	

いか。恵まれた家庭環境にある人はいいが、きれいごとで済まされない家庭崩壊や犯罪も考えなければならない

- ・移動手段が少ない。特に病院などは米沢か総合病院に行かなくてはならない。高島病院があるので他の町まで行かなくて住む病院の充実と、デマンドの米沢までの延長
- ・機械の貸し出しや SNS※など IT※活用の見守りサービス
- ・福祉ガイドを一般の人でも目にすることができるようにする
- ・地域の情報が隣組長から区長、行政や社協へつなげるしくみ
- ・話し相手など介護保険制度で不足するサービスを補うしくみ
- ・制度の狭間に対応するための財源として、たすけあい基金の設置
- ・買い物に支障がある方への配送サービス、店の配達他 NPO※でも実施する
- ・企業とコラボし移動販売を実施する
- ・買い物ツアーの企画。実際に物を見て購入できると意欲も向上する。動くことで介護予防※もできる。
- ・独居世帯、免許返納者へのタクシー券の発行、助成を行う
- ・高齢、障がいや除雪が困難な方への支援。近隣支援や除雪ボランティアを増やす
- ・冬期間だけでも過ごせる施設（共同ハウス）をつくる
- ・移動に支障のある方には、デマンド以外でも移動可能な仕組みをつくる

施策の方向

- (1) 既存のサービスでは対応できない課題に対する支援
- (2) 移動手段の充実

【町民の取り組み（自助）】

- ◇家族や友人として相談にのり、不足する支援を提案します
- ◇日頃から自分ができる支援について考えます
- ◇隣近所と仲良くし「お互いさま」の気持ちで助け合います

【地域の取り組み（互助・共助）】

- ◇地域でできる支援に積極的に取り組みます
- ◇新たに地域で取り組める生活支援活動を検討します
- ◇商店は買い物ができない人への支援を検討します
- ◇移動手段に困っている人の支援方法を地域で考えます
- ◇福祉施設での自ら所有する社会資源を地域へ提供します

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】

- ◇町内社会福祉法人与連携を図り、制度外の公益的な取り組みを協働します
- ◇住民参加による新たな社会資源づくりに取り組みます
- ◇制度の狭間の課題に対する取り組みを支援します
 - ① 社会福祉法人との協働による公益的な活動の検討
 - ② 有償ボランティアの活動のしくみづくり

【行政の取り組み（公助）】

- ◇必要なサービス（声）を聞き、サービスをつくりだすための調査や研究を進めます
- ◇多様な主体による、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築に努めます

◇生活支援コーディネーターの活動を強化し、新たな課題をいち早く集め、解決方法を検討します

◇貧困の連鎖※を止めるための支援を推進します

◇家庭に困難がある子どもを早期に発見する体制と支援を充実します

◇地域に子どもの未来を応援するしくみをつくります

◇子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない環境をつくります

◇地域で社会的に孤立している人への支援を検討します

◇社会福祉施設や社会福祉法人対し、新たな課題に対応した積極的な支援を促します

- ① 生活支援コーディネーターの活動の充実
- ② 要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した見守りネットワークの構築
- ③ 子ども家庭福祉相談
- ④ 地域に子どもの未来を応援するしくみづくり
- ⑤ 集落内の福祉協力員（仮称）を置き、情報収集と集約のしくみづくりの検討
- ⑥ 身寄りのない方や孤立している人への支援の推進
- ⑦ 社会福祉協議会と連携した新たな課題への対応の検討

連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障害者支援員、生活支援コーディネーター、サード支援員、商店、企業
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・社会教育課・商工観光課



夢ケーキづくり



サード（学びと交流の場）



施策 3	課題を抱える人の就労や活躍の場の支援
【現状と課題】 ◆障がい児は発達障がいなど、個々の障がいの特性や過程に違いがあり、それぞれの状態に応じた適切な教育を行うことが大切です。将来の社会参加へつなげることを目標として、早期治療体制の充実、障がいの状態や発達段階に応じた適切な相談、教育が受けられるような体制が必要です ◆障がい者の雇用・就業は、自立や社会参加のために重要であり、自立支援協議会の就労支援部会においても取り組みを進めていますが、障がい者がそれぞれ持っている個性、適正、能力を最大限に活かし、働くことのできる雇用の場や特性に応じた職域の拡大が課題となっています ◆障がいに対する正しい理解と認識を深めるための取り組みが必要です ◆生活困窮者に対する支援は、深刻な状況になってからの相談がほとんどであり、生活困窮に至る前の段階で地域で変化に気付く体制づくりと、気軽に相談できる場所や、支援体制の構築が必要です ◆ひきこもりや就労が困難な状態の人への社会参加や就労の場の支援が必要です	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・ひきこもりの人に対する専門職チームでのアウトリーチ※支援 ・フードバンク※の支援を断られたことがある。困窮状態から脱してあげるしくみ ・家計管理ができない人世帯への家計管理等生活支援 ・農家の方に門戸を広げてもらい就労支援 ・障がい者は働きたくても働く場所がない。企業ごとに事情は違うので障がい者受け入れに対する意識調査が必要 ・精神障がい者はカウンセリング※を通して就労につなぎ、必要に応じてジョブコーチ※をつける ・スーパー等に特例子会社を作ってもらい就労支援企業として誘致する ・子どもが学校在籍時に生活困窮世帯を把握し、次の支援につなぐしくみ ・働けない人の原因を紐解き、町内企業の協力を得てその人に合った働く場所をつくる ・企業は障がい者雇用率を遵守する ・障がいを持ってでも働ける人はおり仕事もある。登録制度など企業ニーズとのマッチングの仕組みが必要 ・小5の壁と言われるように小学校の高学年でのつまずきは貧困の連鎖につながる。学習支援が必要。 ・通勤手段がない方が就労できるよう、企業にも送迎バスの必要性を働きかける ・社会と繋がれる居場所をつくる	
施策の方向	(1) 自立に向けた就労の支援 (2) 生活困窮者支援
【町民の取り組み（自助）】 ◇さまざまな悩みや課題を抱えている人たちがいることを理解し、見守り、必要に応じ関係	

機関につながります ◇福祉に関わる研修に積極的に参加し学習します ◇生活しにくさを抱える人に対し、自分ができることを考えます	
【地域の取り組み（互助・共助）】 ◇生活しにくさを抱える人に対して、配慮した地域づくりに努めます ◇企業は障がいのある人や課題を抱える人の就労支援に努めます	
【社会福祉協議会の取り組み（共助）】 ◇生活困窮者の社会的、経済的自立を支援する取り組みを行います ◇経済的に困窮する世帯の緊急支援を行います ◇長く引きこもりにあった人や就労困難者への社会参加のきっかけづくりを行います ① 生活困窮者自立支援事業※ ② 生活福祉資金※貸付事業 ③ たすけあい資金※貸付事業 ④ 緊急的食料支援事業※ ⑤ 生活困窮者のための就労体験事業	
【行政の取り組み（公助）】 ◇関係機関と連携し、生活保護に至る前の生活支援のしくみを検討します ◇就労が困難な人の適正や能力に応じ、就労の支援に努めます ◇ひきこもりなどで地域と関わりにくくなっている人を支援するための取り組みを検討します ◇学校、医療機関、福祉事業所等との障がい児に対する情報共有を図り、一人ひとりの特性、能力に応じた指導が受けられる体制の実施 ◇就労困難者や障がいのある方の雇用に対する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います ① 障がい者や障がいの疑いのある人、精神疾患を抱える人の就労支援 ② 若者支援ネットワークの構築 ③ 生活困窮者の就労活動の支援 ④ 求人情報の提供 ⑤ 障がい者雇用啓発の推進 ⑥ 雇用する側への制度等情報の提供	
連携・協働する 社会資源	生活支援コーディネーター、小・中学校・高等学校、シルバー人材センター、企業、相談事業所、障がい者就労事業所
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・商工観光課・教育総務課

基本計画 7

一人ひとり誰もが尊重され大切にされる環境づくり

施 策	施策の方向
1. 権利擁護※のための支援の充実	(1) 権利擁護体制の充実 (2) 成年後見制度※の利用促進
2. 虐待を地域で防ぐネットワークの構築	(1) 虐待を未然に防ぐ人権擁護活動の展開 (2) 虐待防止の情報ネットワーク体制の充実

施策 1	権利擁護のための支援の充実
【現状と課題】 ◆障がいと障がい者に対する正しい認識と理解を深めることが必要です ◆誰もが自立し、安心して暮らせる社会の形成のためには、社会の一員として生きがいを感じながら自分らしく生活できることが望まれます。一人暮らしの高齢者や障がいを持つ人を地域の中で支え、つながりを持つことが必要です。 ◆判断能力に不安のある人や誰でも地域で安心して生活するには、地域住民が見守り支える体制づくりが必要です	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・ 成年後見制度を利用しやすくする取り組み ・ 社会福祉協議会に成年後見センターを設置する ・ 地区公民館等身近な場所で気軽に相談できる窓口の設置 ・ 相談窓口を一本化する ・ 高齢者、障がい者、誰でも分かりやすい情報の発信（チラシ、回覧板他、言葉をわかりやすく、字を大きくするなど） ・ 住民向けの研修会（学習会）の開催 ・ 地域で支え合う住民による見守りネットワークを構築する ・ 困っている人を早期発見できるよう、隣近所で顔の見える関係をつくる。 ・ 関係機関の横のつながりを強化する ・ 警察との連携	
施策の方向	(1) 権利擁護体制の充実 (2) 成年後見制度の利用促進
【町民の取り組み（自助）】 ◇権利擁護についての理解を深めます ◇権利が守られていない人を発見したら相談機関につながります	

- ◇サービス利用の悩みや不安があれば相談します
- ◇権利を守る制度の理解を深めるため機会に参加します
- ◇認知症サポーター養成講座に参加します
- ◇離れて暮らしている家族の見守りを行います

【地域の取り組み（互助・共助）】

- ◇地域の中で困っている人がいないか、みんなで見守ります
- ◇地域の見守り、支え合うしくみづくりに努めます
- ◇広報を配る際には、積極的に声がけします
- ◇事業所では利用者の立場に立った相談対応ができる体制を整備し、利用者との信頼関係の強化に努めます
- ◇事業所では利用者の声をもとに、サービス内容を改善し、よりよいサービスを提供します

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】

- ◇暮らしに不安を抱える人の福祉サービス利用をサポートします
- ◇権利擁護のためのネットワーク構築に向けて協働します
- ◇住民と共に権利侵害を防止する活動に取り組みます
 - ① 福祉サービス利用援助事業※利用促進
 - ② 法人後見※への取り組み検討
 - ③ 自立支援協議会への参加
 - ④ 権利を守る地域連携ネットワークのあり方検討
 - ⑤ 小地域見守りネットワーク（再掲）
 - ⑥ 手をつなぐ育成会※の活動支援

【行政の取り組み（公助）】

- ◇障がい者や判断能力に不安のある人への正しい認識と理解を深めるための広報啓発活動を推進します
- ◇学校や家庭における福祉教育を推進します
- ◇企業への福祉に関する研修会開催を働きかけます
- ◇福祉に関する事業を開催し、町民のきっかけづくりを行います
- ◇判断能力の不十分な人が不利益を被ることのないよう見守り体制を強化します
- ◇成年後見制度を誰もが理解しやすく、関心を持ってもらえるよう制度の周知とその普及を推進します
- ◇苦情解決制度の充実を図り、福祉サービスの質の向上を図ります
- ◇福祉サービス提供者の資質向上に努めます
- ◇関係機関との研修会を実施し連携と情報共有に努めます
 - ① 心のバリアフリー運動の推進
 - ② 障がいを理解する研修会や講演会の開催
 - ③ サービス提供事業者との連携強化

④ ケアマネジメント※従事者の資質向上 ⑤ 障がい者の相談支援事業所との連携強化 ⑥ 成年後見制度の周知及び啓発活動 ⑦ 成年後見制度利用支援事業	
連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人福祉相談員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、人権擁護委員、司法書士、弁護士、障がい者相談支援事業所、介護保険事業所、障がい者施設
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・生活環境課

施策2 虐待を地域で防ぐネットワークの構築	
【現状と課題】 ◇虐待の可能性のある家族がいた場合の行動について、「地域の民生委員・児童委員に連絡する」の割合が52.5%と最も高く、「町役場などの相談窓口で連絡する」の割合が40.9%、「児童相談所や警察に通報する」の割合が21.5%となっています。連絡や通報を行う回答が多くなっていますが、「どうしていいかわからない」の割合も全体の約1割以上(13.9%)を占める結果となっています ◆虐待やDV等の被害は、個人や家庭の中での問題と考えられがちであり、潜在化・深刻化してしまう傾向にあります。 ◆児童だけでなく、高齢者や障がい者等への虐待予防の取り組みは社会全体で取り組むべき重要な課題となっており、孤立させない取り組みが必要です ◆町の虐待対応件数が増えています	
【町民の声（ワーキング会議）】 ・虐待やDVは近所の人気が付いている。専門機関へのつなぎ方の研修が必要	
施策の方向	(1) 虐待を未然に防ぐ人権擁護活動の展開 (2) 虐待防止の情報ネットワーク体制の充実
【町民の取り組み（自助）】 ◇虐待に関する認識を高めます ◇虐待や孤立する家庭がないよう地域で見守りの目を増やします ◇近所で虐待やDVと思われる家庭を発見したら、速やかに役場等に通報します ◇虐待やDVを受けたらためらわず専門機関に連絡します	
【地域の取り組み（互助・共助）】 ◇地域の中で困っている人がいないか、みんなで見守ります ◇地域の見守り、支え合うしくみづくりに努めます ◇広報を配る際には、積極的に声がけします	

【社会福祉協議会の取り組み（共助）】 ◇虐待防止に関する啓発活動を推進します ① 虐待防止ネットワーク会議※への参加 ② 要保護児童対策協議会※への参加 ③ 小地域見守りネットワーク（再掲）	
【行政の取り組み（公助）】 ◇人権擁護の意識の啓発を図ります ◇虐待を防止し、早期に発見し、適切なケアを行います ◇虐待防止には家族全体を支援する視点で対応します ◇関係機関と連携し虐待等の早期発見と防止活動を進めます ◇安心して相談できる相談支援事業の充実と相談体制づくりに努めます ① 人権擁護活動の推進 ② 相談体制の充実 ③ 高齢者虐待防止連絡協議会の開催 ④ 障がい者虐待防止連絡協議会の開催 ⑤ 要保護児童対策地域協議会の開催 ⑥ 広報等を通じた虐待防止啓発活動	
連携・協働する 社会資源	隣組、自治会、地区公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、老人福祉相談員、教育相談員、人権擁護委員、小・中学校・高等学校、消防署、警察署
庁内関係課	福祉こども課・健康長寿課・生活環境課



人権擁護委員と民生委員・児童員合同研修会

基本計画における指標

■基本計画 1 ■

人と人がふれあう福祉コミュニティづくりの推進

番号	項 目	現状値 (2018年度)	目標値 (2022年度)	根 拠	所 管
1	世帯の自治会加入率	93.4%	現状維持	町民課資料による	町民課
2	集落座談会・学集会を開催した集落数	40 集落 ※29 (2018) 年度までの開催集落数	55 集落	社会福祉協議会資料による 〈目標値〉 1年で3集落増を目指す	社会福祉協議会
3	除排雪活動に継続して取り組む集落数	14 集落 ※29 (2018) 年度までの活動集落数	29 集落	〈現状値〉 第3次取組み状況より 〈目標値〉 1年で3集落増を目指す	社会福祉協議会
4	ご近所付き合いで、とても親しく付き合っている、わりと親しく付き合っている人の割合	63.6%	増加	H29 (2018) 年度町民アンケート調査による	福祉こども課
5	地区の支え合いの状況について、地区で暮らしやすい人が多いといつも感じる人の割合	12.8%	増加	H29 (2018) 年度町民アンケート調査による	福祉こども課

■基本計画2■

地域支えあいの充実

番号	項 目	現状値 (2018年度)	目標値 (2022年度)	根 拠	所 管
1	地区の支え合いの状況について、住民同士のつながり、支え合いをいつも感じる人の割合	26.3%	増加	H29(2018)年度町民アンケート調査による	福祉こども課
2	地区の支え合いの状況について、地区で暮らしやすくなるように取り組んでいる人が多いといつも感じる人の割合	12.8%	増加	H29(2018)年度町民アンケート調査による	福祉こども課
3	地域活動やボランティアに、積極的に参加している、ときどき参加している人の割合	38.3%	増加	H29(2018)年度町民アンケート調査による	福祉こども課
4	ボランティアセンター登録者数	1,751人 ※29(2018)年度までの登録数	1,850人	〈現状値〉 第3次取組み状況より 〈目標値〉 1年で20人増を目指す	社会福祉協議会
5	主に地域福祉活動を実践するボランティア団体	13団体	増加	社会福祉協議会資料による	社会福祉協議会
6	住んでいる地区に愛着が「とてもある」人の割合	80.2%	増加	H29(2018)年度町民アンケート調査による	福祉こども課

■基本計画3■

いつまでも健やかで心豊かに生活できる環境づくり

番号	項 目	現状値 (2018年度)	目標値 (2022年度)	根 拠	所 管
1	ストレスに対処できる人の割合	81.8% ※27(2015) 年度)	85%以上 ※2025年度	高 畠 町 健 康 増 進 計 画 H28(2016)による	健康長寿課
2	運動習慣者の割合	男性 27.2% 女性 22.0% ※27(2015) 年度)	男性 36%以上 女性 33%以上 ※2025年度	高 畠 町 健 康 増 進 計 画 H28(2016)による	健康長寿課
3	適正体重を維持する人の割合	男性 68.8% 女性 73.5% ※27(2015) 年度)	男性 72%以上 女性 81%以上 ※2025年度	高 畠 町 健 康 増 進 計 画 H28(2016)による	健康長寿課
4	健康づくり関連団体参加している(参加したことがある)人の割合	9.0%	増加	H29(2018)年度町民アンケート調査による	福祉こども課
5	健康づくりに関する活動に参加している(参加したことがある)人の割合	8.2%	増加	H29(2018)年度町民アンケート調査による	福祉こども課

■基本計画4■

未来を築く子どもが健やかに育つための環境づくり

番号	項 目	現状値 (2018年度)	目標値 (2022年度)	根 拠	所 管
1	この地域で子育てをした と思う親の割合	4ヶ月健診 98% 1.6健診 96% 3.6健診 96.3% ※29(2017) 年度	増加	乳幼児健康診 査必須問診項 目実績による	健康長寿 課
2	育てにくさを感じた時に 相談先を知っているな ど、何らかの解決方法 を知っている親の割合	4ヶ月健診 100% 1.6健診 85.7% 3.6健診 81.4% ※29(2017) 年度	増加	乳幼児健康診 査必須問診項 目実績による	健康長寿 課
3	子育てボランティアの養 成	0人	増加	新規	福祉こど も課

■基本計画5■

必要な支援を包括的につなぎ、つなげる体制の充実

番号	項 目	現状値 (2018年度)	目標値 (2022年度)	根 拠	所 管
1	地域支え合いマップを作成した集落数	39 集落 ※29 (2018) 年度までの作成集落数	54 集落	〈現状値〉 社会福祉協議会 資料による 〈目標値〉 1 年で 3 集落増 を目指す	社会福祉 協議会
2	生活支援体制整備協議体 ※の設置（地区数）	—	全地区	老人福祉計 画・介護保険事 業計画 （第7期）によ る	健康長寿 課
3	常日頃より、行政と住民 が協働して取り組むべき であると答える人の	51.9%	増加	H29 (2018) 年 度町民アンケ ート調査によ る	福祉こども課
4	社会福祉協議会の名称、 活動をよく知っている人の割合	12.6%	増加	H29 (2018) 年 度町民アンケ ート調査によ る	社会福祉 協議会

■基本計画 6 ■

地域で誰もが安心して暮らせる快適な環境づくり

番号	項 目	現状値 (2018年度)	目標値 (2022年度)	根 拠	所 管
1	自主防災組織数	99 集落 99 組織	全集落	第 3 次取組み 状況より	総務課
3	地区の支え合いの状況について、困った時には、助けてもらえる安心感をいつも感じる人の割合	17.3%	増加	H29 (2018) 年度町民アンケート調査による	福祉こども課
4	地区の支え合いの状況について、暮らしている地区は安心・安全といつも感じている人の割合	31.0%	増加	H29 (2018) 年度町民アンケート調査による	福祉こども課
5	住民が互いに助け合う関係の必要性について、あったほうがよい人の割合	75.7%	増加	H29 (2018) 年度町民アンケート調査による	福祉こども課

■基本計画 7 ■

一人ひとり誰もが尊重され大切にされる環境づくり

番号	項 目	現状値 (2018年度)	目標値 (2022年度)	根 拠	所 管
1	児童・高齢者・障がい者虐待の認定件数	児童 11 件 高齢者 3 件 障がい者 0 件	減少	第 3 次取組み 状況より	福祉こども課 健康長寿課
2	虐待の可能性がある家族がいた場合の行動で、どうしてよいかわからない、何もできない、何もしない人の割合	32.6%	減少	H29 (2018) 年度町民アンケート調査による	福祉こども課

■第6章■ 重点プロジェクトと計画の推進

1 主要課題

(1) 地域を支える「人」を育てる

高島町も人口減少、高齢化、少子化が進んでいます。そして高齢者のみの世帯や、認知症高齢者、障がいのある人、支援が必要な子ども、孤立している人など地域の福祉課題や支援ニーズはますます増加、多様化しています。

その一方で、地域福祉活動の新たな担い手が増えない、担い手が固定化しているなどの状況があり、地域福祉を支える担い手は今後さらに足りなくなることが懸念されます。制度上のサービスでは対応しきれない多様な支援ニーズに関わる新たな担い手が育ち活躍することが求められているといえます。

年齢や障がい、経験、立場に関係なく誰もが人と関わり、お互いに支え・支えられる力を持っている、そのような意識の醸成、知識の広がりが必要です。

〔取り組み例〕

- 地域の見守り活動協力員を増やす
- 地域の福祉協力員（仮）の設置
- コミュニティソーシャルワーカーの育成
- 福祉活動実践者を増やす

(2) みんなで支える「つながり」をつくる

隣近所、集落、自治会など地域での交流やつながりが少なくなり、課題を抱えている人を早期に発見することや、困ったときに助け合う関係が弱くなっています。

住民同士だけでなく、支えるために関係者同士がつながるなど、人やサービス、活動、情報など、地域で支え合うための体制を充実させることが必要です。

〔取り組み例〕

- 小地域見守りネットワークの構築
- 新たな居場所づくりの検討
- 関係者が連携するネットワークの構築
- 自主防災組織の活性化

(3) 誰もが安心して暮らせる「しくみ」をつくる

支える人が育ち、地域で支えるつながりや、つながる体制が充実されて

も、支援を必要としている人が適切な支援を受けられるようにするための、コーディネートするしくみや、受け入れる体制、支える基盤がなければ、安心・安全に暮らすことができません。

「人」「つながり」「しくみ」の3つの柱を横断的且つ、一体的に推進するための基盤づくりが重要です。

〔取り組み例〕

- 地域支え合いマップ（福祉防災マップ）づくり
- コーディネートできる人材の育成
- 重点プロジェクト推進会議

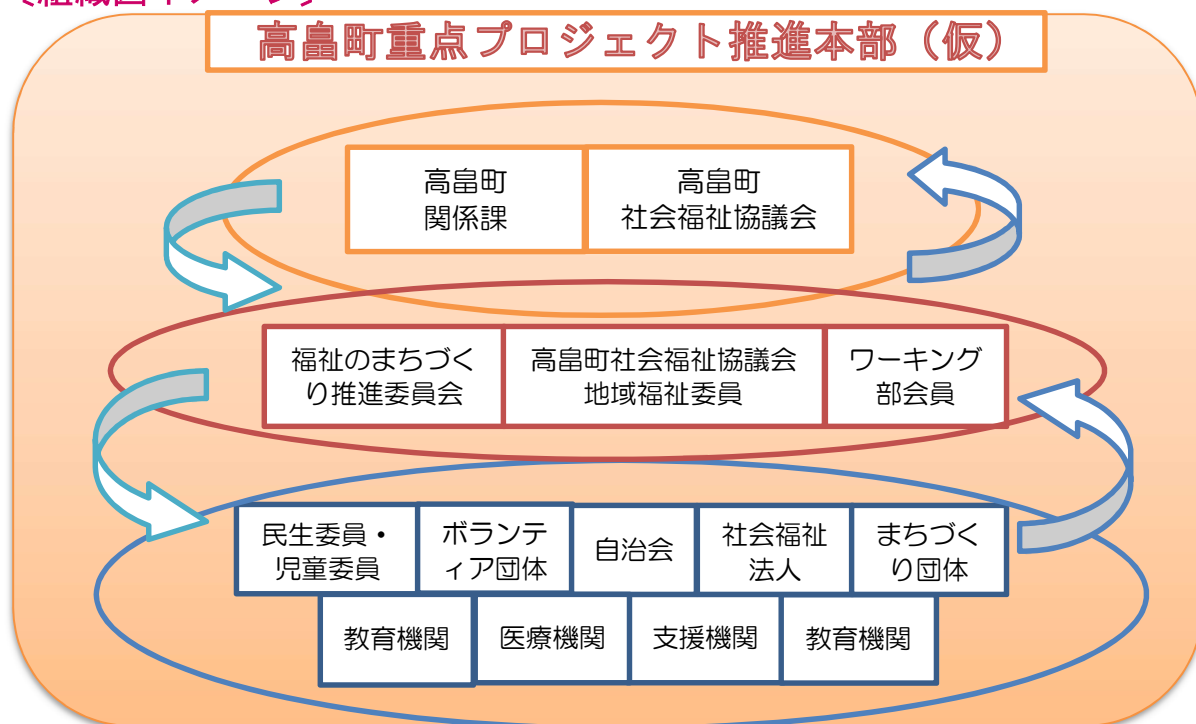
2 重点プロジェクト

第4次計画では、基本理念として掲げる、「すべての町民が互いに思いやり『共に生きる』しあわせなまちづくり」を達成するため、3つの基本目標にそって5年間で重点的に取り組むプロジェクトを掲げ取り組んでいきます。

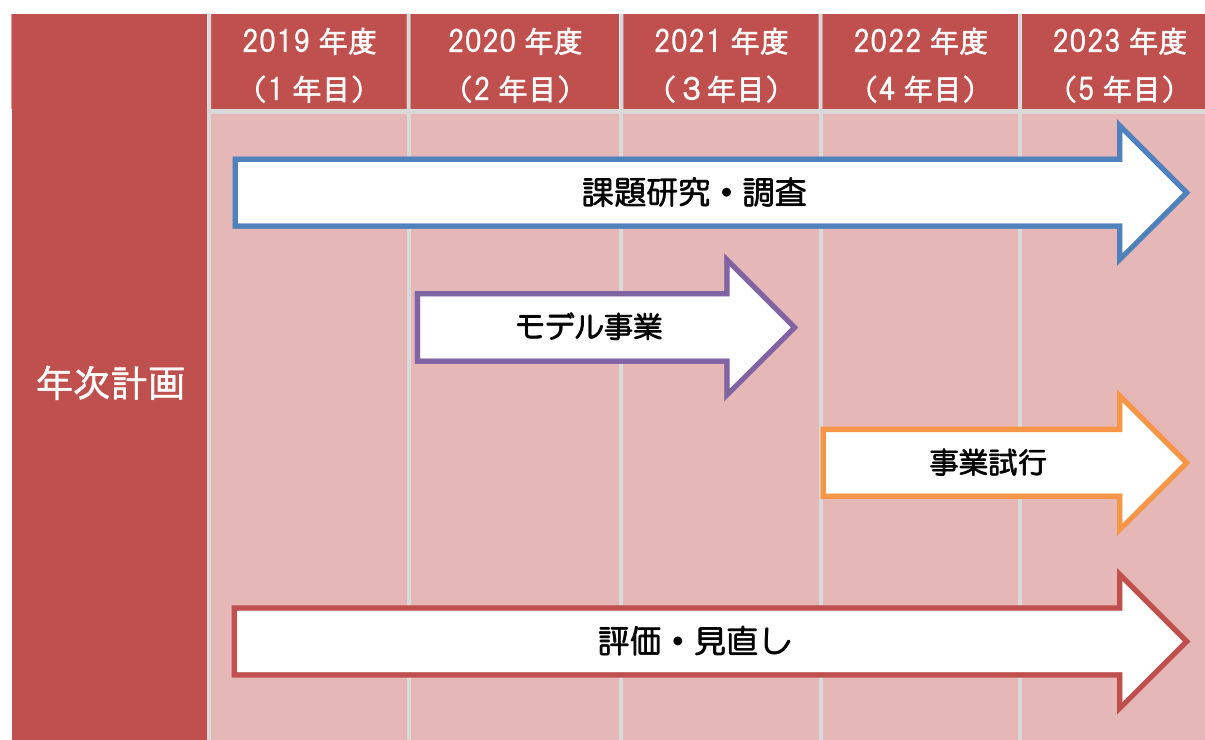
地域福祉を推進していくためには、それぞれの施策を個別に推進することはもちろんですが、俯瞰的視点と広い視野で見ることも重要です。

第4次では、これまでの取り組みを評価した上で、新たに町民アンケート調査やワーキング会議で出された課題や、主要課題である「人」「つながり」「しくみ」を一体的に解決し、個別課題をも解決する「重点プロジェクト推進委員会（仮）」を設置し、本計画に携わった関係者や関係機関、地域住民等と共に検討し推進する体制をつくり、5年の間で年度ごとの目標を設定し取り組みます。

〔組織図イメージ〕



◇年次計画◇



3 計画の推進

(1) 計画の周知

本計画を推進していくためには、町民一人ひとりが計画の内容を理解し、自ら行動に移すことが重要です。

広報やホームページ、出前講座、各種イベント等、あらゆる機会を活用し、ご理解いただくための活動を積極的に行います。

(2) 参加と協働による計画の推進

地域の多様なこまりごとや、ニーズに対応していくためには、町民をはじめとした地域を支えるさまざまな主体と、行政や社会福祉協議会が連携して共に進める必要があります。

それぞれが役割を理解し、協力し、支え合う地域のしくみを創ることに、本計画を推進していきます。

(3) 計画の推進体制

① 地域福祉計画策定推進委員会（行政の課長職による委員会）

地域福祉活動の推進のためには、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉などといった福祉分野に限らず、幅広く総合的なまちづくりの視点の一つとして捉えなければなりません。

このようなことから、行政では関係各課が連携を図りながら、総合的に施策を推進、評価し計画を推進していきます。

② 社会福祉協議会地域福祉委員会（社協推進体制）

地域福祉活動を効果的に進めていくためには、町民が気軽に参加し、継続した活動となるような支援のあり方を検討していく必要があります。

町民主体の地域福祉活動を推進する社協では、地域の福祉関係者で構成された地域福祉委員会において具体的な施策や、基盤整備を進める上での方向性を検討し、地域福祉活動計画の推進を図っていきます。

③ 福祉のまちづくり推進委員会

計画を着実に推進していくためには、進む方向性や計画の具体的な内容を理解している方の協力が必要です。

このことから、計画を策定した推進委員会が進捗状況の確認や評価することによって実効性と継続性を重視した体制により推進します。

④ 重点プロジェクト推進委員会（仮称）

主要課題である「人」「つながり」「しくみ」を一体的に解決するためには、行政の関係課や社協、関係機関、地域住民など関係者同士が情報を共有し横断的につながり進めることが必要です。

このことから、新たに重点プロジェクト推進委員会を立ち上げ、地域の課題を協働で解決する取り組みを推進していきます。

(4) 計画の進捗管理と評価

計画の進捗状況については、毎年度、福祉のまちづくり推進委員会に報告し定期的な確認を行います。

最終年度には、計画期間全体を通して評価し、改善の方向を検討します。

■ 資料 編 ■

1 策定経過

◎推進委員会（策定・推進・評価機関）

■ 第1回 H30（2018） 7.23

- 委員の委嘱
- 第3次計画の指標の達成状況及び施策の取り組み状況について
- 推進委員会、策定のすすめ方、今後の日程について
- 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の考え方（研修）

講師 立教大学 西田 恵子 氏



■ 第2回 H30（2018） 11.28

- 第3次計画における指標と取り組み状況の評価について
- 第4次計画の基本理念と体系図・具体的な施策（案）について

■ 第3回 H31（2019） 1.24

- 第4次高畠町地域福祉計画・高畠町地域福祉活動計画素案について
- 重点プロジェクトについて
- 基本計画指標について

■ 第4回 H31（2019） 2.18

- 第4次高畠町地域福祉計画・高畠町地域福祉活動計画案について

◎策定ワーキング会議

■ 第1回 H30（2018） 8.7

- 計画の策定にあたって
- 高畠町の福祉を取り巻く現状と課題
- 課題解決のためのグループ別ワークショップ

■ 第2回 H30（2018） 9.18

- 課題解決のための具体的なアイデアなどグループ別ワークショップ

■ 第3回 H30（2018） 10.22

- 課題解決のための具体的なアイデアのまとめ発表



◎合同作業部会

- 第1回 H30(2018) 7.10
 - 3次計画指標の達成状況と施策の取り組み状況について
 - 第4次計画策定の方向性と考え方、策定スケジュール、作業部会の役割について
 - 高畠町の福祉課題の抽出
- 第2回 H30(2018) 11.14
 - 第4次計画の基本理念と体系図(案)について
 - 第4次計画における具体的な施策(案)について

◎社会福祉協議会 地域福祉委員会

- 第1回 H30(2018) 11.21
 - 第3次計画の評価について
 - 第4次計画策定状況について
 - 第4次高畠町地域福祉活動計画(素案)について
- 第2回 H31(2019) 1.16
 - 第4次計画策定状況について
 - 第4次高畠町地域福祉活動計画(素案)について

◎事務局会

H30.6.1 H30.6.8 H30.7.2 H30.7.9 H30.7.17 H30.7.20
H30.7.23 H30.8.1 H30.9.3 H30.9.10 H30.9.12 H30.10.10
H30.11.1 H30.11.13 H30.11.19 H30.12.20 H31.1.10

◎その他

- パブリックコメント※による意見聴取 H31(2019) 2.1~2.13
- 策定推進委員会(行政の課長職による委員会)への報告 H31(2019) 2.13
- 町議会への報告 H31(2019) 2.20



2 高畠町福祉のまちづくり推進委員会設置規則

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく高畠町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し推進するため、高畠町福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) その他福祉施策の推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉及び教育に関する機関又は団体に所属する者
- (2) 地域活動実践者、ボランティア団体代表者等地域づくりに関係する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、第1項の委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に小委員会委員長を置き、小委員会の委員の互選によりこれを定める。

3 小委員会の組織、会議等については、第4条及び第5条の規定を準用する。

4 小委員会委員長は、会議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長及び小委員会委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 委員会及び小委員会に会議録を備える。

(公開)

第9条 委員会及び小委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉こども課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

3 高畠町福祉のまちづくり推進委員会委員他 関係者名簿

高畠町福祉のまちづくり推進委員会 委員名簿

NO	氏 名	選出分野	選出区分
1	西田 恵子	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科教授	保健、医療、福祉及 び教育に関する機関 又は団体に所属する 者
2	山木 由美	産業厚生常任委員会 副委員長	
3	井田 操子	高畠町民生委員児童委員協議会 副会長	
4	佐藤 信也	特定非営利活動法人 かたくりの会 理事長	
5	高橋 聡	高畠町連合校長会 会長	
6	野本 弘	社会福祉協議会理事・地域福祉委員会 委員長	
7	高橋 由美	公立高畠病院 副看護部長	
8	酒井 啓子	主任児童委員	
9	斎藤 洋子	高畠町身体障がい者相談員	
10	植木 憲司	山形県社会福祉協議会 地域福祉部長	
11	大塚 栄一	おれまか 代表	地域活動実践者、ボ ランティア団体代表 者等地域づくりに関 係する者
12	泉谷 美保	サード主任支援員	
13	島津 弘一	元盛岡地方法務局長	町長が必要と認める 者



高島町地域福祉計画・高島町地域福祉活動計画
策定ワーキング会議 グループ員名簿

NO	氏 名	役 職	摘 要
1	黒田 郊一	高島町老人クラブ連合会 活動指導員	
2	平 雅昭	保護司	
3	高橋 久司	人権擁護委員	
4	佐藤 與勝	自主防災活動実践者	
5	島津 恵理子	二井宿わくわくプロジェクト 健康福祉部長	
6	竹田 広幸	高島町ワクワクまちづくり協議会	
7	内堀 宏佳	生活支援コーディネーター	
8	山口 昌平	老人福祉相談員	
9	鈴木 利宜	山形県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉主査	
10	渡邊 陽	山形県社会福祉協議会 地域福祉部 生活支援主査	
11	寒河江 純子	公立高島病院医療連携・相談室 看護師長	
12	島崎 慎一	特別養護老人ホームたかはた荘 次長	
13	大野 美千代	農業女子 Anechan-あねちゃん 代表	
14	渡部 真由	東北芸術工科大学学生	
15	大浦 美根子	社会福祉法人ゆい三友 事務局次長	



社協作業部会名簿

NO	氏 名	役 職	摘 要
1	安部 明美	社会福祉協議会 生活支援係長	
2	高橋 まゆみ	社会福祉協議会 居宅介護支援係長	
3	高梨 ふみ子	社会福祉協議会 訪問介護事業所管理者	
4	戸田 千恵	社会福祉協議会 主事	
5	長棟 瑞人	社会福祉協議会 主事	

庁内作業部会名簿

NO	氏 名	役 職	摘 要
1	今井 幸隆	生活環境課 課長補佐	
2	島津 敏	商工観光課 課長補佐兼商工振興係長	
3	市川 直樹	総務課 危機管理係長	
4	鈴木 洋之	企画財政課 企画調整係長	
5	新藤 真紀	町民課 介護保険係長	
6	山内 善克	健康長寿課 高齢者支援係長	
7	鈴木 智香子	健康長寿課 地域包括ケア係長	
8	清水 良之	教育総務課 指導主事	
9	大木 統	社会教育課 社会教育係長	
10	木戸 貴	公立高島病院 経営企画係長	
11	安部 尚子	福祉こども課 こども福祉係長	
12	嶋倉 淳子	福祉こども課 子育て支援係長	
13	大河原 孝	福祉こども課 こども施設係長	

福祉のまちづくり推進委員会事務局名簿

NO	氏 名	役 職	摘 要
1	村上 弘	福祉こども課 課長	
2	竹田 恭一	福祉こども課 課長補佐兼障がい者福祉係長	
3	加藤 幸栄	福祉こども課 地域福祉係長	
4	佐藤 康介	福祉こども課 地域福祉係主事	
5	澁江 穂香	福祉こども課 地域福祉係主事補	
6	管野 明	社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
7	小野 重明	社会福祉協議会 事務局次長	

4 用語の解説

＜あ行＞	
IT …P89	「情報技術」のことで、コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。その言葉の意味は広く、情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲にまで及ぶ。具体的にはコンピューターやインターネットを中心とするネットワークを活用し、会社の業務や生活に役立てるための技術を指す。
アウトリーチ …P91	英語で「手を指し伸ばす」という意味。社会福祉を利用する人々の全てが、自ら進んで申請するわけではなく、むしろ社会福祉の実施機関がその職権により潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるよう積極的な支援を行うこと。
移動支援 …P85	社会生活を営むのに不可欠な移動や余暇活動などのための外出の際にヘルパーが付き添うサービス。障害者自立支援法で市町村が実施する「地域生活支援事業」の一つと位置づけられ、利用料や利用できるサービスの範囲は市町村が独自に定める。
インフォーマル …P63	自治体や専門機関などフォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や、友人、地域住民、ボランティアなどによる制度に基づかない、現在の制度ではカバーできない部分を補うこと。
SNS …P80	「social(ソーシャル)networking(ネットワーキング)service(サービス)」の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。
NPO …P60	Non-profit organization の略。民間非営利組織のこと。ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体をいう。平成 10 年に施行された「特定非営利活動促進法」により設立された法人を特定非営利活動法人(NPO 法人)という。
＜か行＞	
介護予防 …P64	要支援や要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で、いつまでも元気で、自分らしく暮らしていくための事業。
カウンセリング …P91	依頼者の抱える課題、悩みなどに対し、専門的な知識や技術を用いて行われる相談援助のこと。
学集会 …P53	「みんなで集まって学ぶ会」という意味の造語。身近な生活福祉課題を学び福祉活動のきっかけづくりとしての取り組み。
虐待 …P16	立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障がい者などに対する肉体的、精神的な虐待、保護者・介助者などの怠慢や拒否（ネグレクト）、健康状態を損なう放置、などをいう。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法などが制定された。
虐待防止ネットワーク会議 …P96	児童、高齢者、障がい者虐待や配偶者からの暴力(DV)を受けた者に対し、関係する機関、団体及び職務に従事する者が連携を強化し虐待等の防止に資するとともに早期発見及び早期対応、適切な支援を行うための会議。
緊急的食料支援事業 …P92	経済的に困窮する世帯に対し、緊急一時的に食糧を支援する事業。高島町善意銀行に寄せられた寄付金を財源として高島町社会福祉協議会が実施している。
ケアマネジメント …P95	介護の必要な障害者・高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。
健康運動サポーター …P17	健康づくりのための運動普及のためのボランティア。

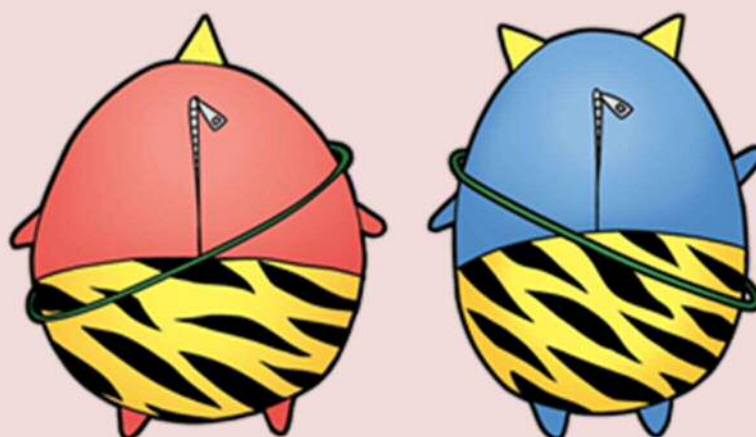
健康寿命 …P69	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
権利擁護 …P93	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症(痴呆)の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。
合計特殊出生率 …P11	15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。出生数は出産適齢期(15～49 歳までの女子)の人数により変化するため、適齢期の人数に影響されることなく出生状況を把握するために用いられている。
子育て世代包括 支援センター …P73	妊娠期から子育て期にわたるまでの、母子保健や育児に関する総合相談窓口としての拠点。
高齢者夫婦世帯 …P14	夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯。
コミュニティーソー シャルワーカー (CSW) …P59	生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティー・ソーシャルワーク」を実践する者。
コンシェルジュ …P79	元々はフランス語。本来は「管理人」「案内人」という意味の単語。徐々に解釈が広がり、あらゆる要望に対応する「総合的世話係」といった職務を担う人の職種名として使われている。
<さ行>	
サービ斯拉ーニン グ …P75	奉仕活動(サービス)と学習活動(ラーニング)の実践を統合させた学習方法。生徒が教室で得た知識を地域社会において社会貢献活動を行うことにより、市民性を育む。
サロン …P55	地域で高齢者や障がい児・者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。ふれあいサロン、いきいきサロン、子育てサロンなど。
食生活改善推進 員(ヘルスメイト) …P17	望ましい食生活についての普及促進のためのボランティア。
CSR 活動 …P64	企業の社会的責任。企業が自社の利益を追求するだけでなく、自らの組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係(消費者、取引関係者、社会全体)にとってプラスになること全体を指す。
社会資源 …P4	人・団体・機関・施設・企業・環境・活動・制度・サービスなど、社会を構成するあらゆる資源のこと。
社会福祉法 …P4	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。
主任児童委員 …P17	地域の子どもたちが、元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子ども・子育てに関する悩みの相談に応じ、児童に関する専門的知識、経験を有し活動をしている。
小地域見守り ネットワーク …P62	ひとり暮らしや寝たきりの老人世帯・障がい者世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるよう、地域住民が協働して行う見守り・助け合う活動。
ジョブコーチ …P91	「職場適応援助者」という。障がいを持って働く人の特性を踏まえた上で、障がい者が職場に適応して長く働けるように、職場に出向いて直接的で専門的なサポートをする役割のこと。

自立支援医療 …P67	自立支援医療制度(精神通院医療)は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度。
自立支援協議会 …P76	障害者自立支援法の中で障がいのある人が障がいのない人とともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。
スクール ソーシャルワーカー …P73	子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士など福祉のプロが担うことが多い。
生活困窮者 自立支援事業 …P92	生活保護の前段階で適切な支援をすることにより、早期に困窮状態から抜け出せるようにする、生活保護の手前の第2のセーフティーネット。
生活支援 コーディネーター …P17	地域づくりの専門員として、介護予防をはじめ生活困窮者支援・子育て問題など、地域における生活課題に対応する福祉サービスの調整役。介護保険制度で「生活支援コーディネーター」と呼ぶ。
生活支援体制整備 協議体 …P101	町が主体となり地域包括ケアシステム構築のために、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」と位置づけている。
生活習慣病 …P69	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾病群。平成8年に「成人病」から名称変更された。インスリン非依存性糖尿病、高脂血症、高血圧、肥満、脳血管疾患、悪性新生物、アルコール性肝臓病、歯周病などが含まれる。
生活福祉資金 …P92	低所得世帯や障害者・高齢者が属する世帯を対象に、無利子または低利で資金を貸し付ける制度。厚生労働省が定め、都道府県社会福祉協議会が実施する。
青少年赤十字 …P75	児童・生徒が赤十字精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、地域社会や世界平和のために奉仕し、世界の人びととの友好親善の精神を育成することを目的として、さまざまな活動を学校教育の中で展開している。
成年後見制度 …P93	認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度のこと。
善意銀行 …P62	社会福祉を目的とした金銭や物品の寄付を預かり、これらを必要とする人や福祉事業への払出を行うしくみ。市町村社会福祉協議会が運営している。
<た行>	
たすけあい資金 …P92	低所得世帯の生活を支えるため緊急的に必要とする生活資金を貸付する事業。高島町社会福祉協議会が実施している。
男女共同参画 …P76	男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確立され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきという考え方。
単身高齢者世帯 …P14	65歳以上の単独世帯。

地域ケア会議 …P82	市町村が設置する基幹型支援センターが開催し、介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う。
地域コミュニティ …P84	地域住民が生活している場所、消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに係わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会。あるいは、そのような地域の団体。
地域支え合いマップ (福祉防災マップ) …P59	高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、障がい者のいる世帯など地域で支援を必要とする人を地図上に表示し、日頃の見守り活動や災害時の避難行動に役立てるもの。
地域包括ケアシステム …P81	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者のすまい(すまい方)、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉、介護予防・生活支援を一体的に提供するための体制(システム)。
地域包括支援センター …P82	地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口 2～3 万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント(調整・管理)、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー(介護支援専門員)に対する支援などの事業を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業 …P70	地域における介護予防の取り組みを機能評価するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などへのリハビリテーション専門職などの関与を促進する。
DV …P81	ドメスティック・バイオレンス。「家庭内暴力」と訳されるが、「配偶者や恋人、親子など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。「親密な関係」の範疇には配偶者である夫に限らず、元夫、交際相手、元交際相手、婚約者など幅広い関係が含まれる。被害者を女性には限定指定していない。
デマンドタクシー …P23	ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。
手をつなぐ育成会 …P94	知的障がい者の自立(就労・生活支援)を目的とした保護者・本人および支援者の組織。地域社会の知的障がい児者に対する理解を深め、人格・人権の尊重と、共生社会の実現に向けて様々な活動に取り組んでいる。
特定健診 …P70	生活習慣病予防のために 2008 年度から始まった。市町村の国民健康保険や健保組合などが実施する。心筋梗塞(こうそく)や脳梗塞などのリスクが高まるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目しているため「メタボ健診」とも呼ばれる。
<な行>	
なじよった運動 …P59	日頃から気軽に声を掛け合い、困ったときには助けあう支え合いの意識の醸成を図ることを目的に、見守り声掛け運動としてボランティアや老人クラブが取り組んでいる。
日常生活圏域 …P8	市町村介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的な条件や人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の状況等を勘案し、介護や福祉基盤の整備の単位となるエリア。

認知症 …P59	介護保険法では「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」として定義している。従来の「痴呆」という言葉からは誤解や偏見を生みやすいと指摘され、平成16年、「認知症」へと名称が改められた。
ノーマライゼーション …P75	高齢者や障がい者などを特別視するのではなく、社会の一員として、地域の中でともに生活することが当然の姿であるという考え方。
<は行>	
発達障がい …P71	脳機能の発達が関係する障がい。生まれつき脳の発達が通常と違うために、幼児のうちから症状が現れ、いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害、吃音(症)などが含まれます。
パブリックコメント …P111	直訳すると公衆(国民・住民・市民など)の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。
バリアフリー …P84	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている。
ひきこもり …P65	「学校や仕事に行かず、家族以外の人との交流がほとんどなく、6カ月以上にわたって自宅にひきこもっている状態」。
避難行動要支援者 …P84	災害時に自力での避難が難しく、誰かの手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者など。
貧困の連鎖 …P90	親の貧困が子どもの貧困につながっていくこと。家庭の所得差によって子どもの教育や健康に格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされている。
フードバンク …P91	「食料銀行」を意味する社会福祉活動。一方に余っている食べ物があり、他方では食べ物に困っている人がいて、それをつなぐ活動(食べ物の仲介役)。
福祉コミュニティ …P49	住民が主体的に、地域内の福祉について関心を持ち、積極的に参加して、援助を必要とする人に福祉サービスを提供する地域共同体。
福祉サービス利用援助事業 …P94	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方を対象として、福祉サービス利用の援助や金銭管理、重要書類の預かりなどを支援する事業。
福祉防災マップ(地域支え合いマップ) …P55	高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、障がい者のいる世帯など地域で支援を必要とする人を地図上に表示した、日頃の見守り活動や災害時の避難行動に役立てるもの。
福祉有償運送 …P23	タクシー等の公共機関では要介護者、身体障がい者等に対して十分な輸送サービスができないと認められる場合に、NPO法人、公益法人、社会福祉法人等が実費の範囲で、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。
法人後見…P94	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

ボランティア …P17	自主性、無償性、公益性などに基づく活動のこと。近年は有償ボランティアもある。ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会にボランティア・市民活動センターが設置されている。
<ま行>	
まちづくり出前講座 …P54	町民のみなさんからの注文に応じ、自治会や子ども会などで実施する会合やイベント、学校の授業などに町職員が出向いて、役場の仕事やまちづくりのことなど話しをする事業。
民生委員 児童委員 …P17	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。
<や行>	
有償ボランティア …P63	無償の援助に恩恵的なイメージから心苦しさを感じ、多少の対価的な謝金を支払うことで利用しやすい、気持ちが楽になることや、活動を持続させ成果を出すため、交通費や食費、報酬などを支払うこと。
友愛訪問活動 …P59	ボランティアや老人クラブなどが地域で見守りが必要な方を訪問し孤立感の解消を促す活動。話し相手や困りごとの相談などを通し、必要に応じて関係機関と連携する。
ユニバーサル デザイン …P84	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。
要保護児童 …P73	保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、もしくは保護者のない児童。
要保護児童対策 協議会 …P96	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。
<ら行>	
臨床心理士 …P73	心の健康を害した人々に、臨床心理学の理論に基づいた心理療法を行う人または資格。



高畠町地域福祉計画・高畠町地域福祉活動計画

(第4次)

編集・発行 高畠町福祉こども課

〒992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436 番地

高畠町社会福祉協議会

〒992-0351 山形県東置賜郡高畠町大字高畠 454 番地 4

印刷・発行 平成31(2019)年3月